

# 目 次

## ○第1号（3月4日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 諸般の報告について	3
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	7
◇波多野佐和子君	7
◇飯塚久夫君	2 1
◇三俣 実君	3 1
◇浅見 隆君	4 4
◇須田仁美君	5 7
日程第 5 陳情について	6 9
散 会	6 9

## ○第2号（3月5日）

議事日程 第2号	7 1
本日の会議に付した事件	7 2
出席議員	7 3
欠席議員	7 3
説明のため出席した者	7 3
事務局職員出席者	7 3
開 議	7 4
日程第 1 一般質問について	7 4
◇早坂 通君	7 4

日程第 2	議案第 4号	榛東村公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について……………	8 1
日程第 2 1	議案第 2 3号	群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について……………	8 2
日程第 3	議案第 5号	榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 3
日程第 4	議案第 6号	榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び榛東村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 4
日程第 5	議案第 7号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 6
日程第 6	議案第 8号	榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 7
日程第 7	議案第 9号	榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 8
日程第 8	議案第 1 0号	榛東村犯罪被害者等支援条例の制定について……………	8 9
日程第 9	議案第 1 1号	榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	9 1
日程第 1 0	議案第 1 2号	榛東村手話言語条例の制定について……………	9 2
日程第 1 1	議案第 1 3号	榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	9 3
日程第 1 2	議案第 1 4号	榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	9 4
日程第 1 3	議案第 1 5号	榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	9 4
日程第 1 4	議案第 1 6号	榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ	

		ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について……………	9 4
日程第 1 5	議案第 1 7 号	榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制 定について……………	9 5
日程第 1 6	議案第 1 8 号	榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の 制定について……………	9 7
日程第 1 7	議案第 1 9 号	榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定 について……………	9 8
日程第 1 8	議案第 2 0 号	榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	9 9
日程第 1 9	議案第 2 1 号	榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	1 0 0
日程第 2 0	議案第 2 2 号	榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条 例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0 1
日程第 2 2	議案第 2 4 号	村道の路線の認定について……………	1 0 2
日程第 2 3	議案第 2 5 号	令和 5 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 0 号）に ついて……………	1 0 3
日程第 2 4	議案第 2 6 号	令和 5 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）について……………	1 0 6
日程第 2 5	議案第 2 7 号	令和 5 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）について……………	1 0 7
日程第 2 6	議案第 2 8 号	令和 5 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について……………	1 0 8
日程第 2 7	議案第 2 9 号	令和 5 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第 2 号）について……………	1 0 9
日程第 2 8	議案第 3 0 号	令和 5 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 （第 2 号）について……………	1 1 0
日程第 2 9	議案第 3 1 号	令和 5 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 5 号） について……………	1 1 1
日程第 3 0	議案第 3 2 号	令和 5 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 4 号） について……………	1 1 3

日程第 3 1	議案第 3 3 号	令和 6 年度榛東村一般会計予算について……………	1 1 5
日程第 3 2	議案第 3 4 号	令和 6 年度榛東村国民健康保険特別会計予算につ て……………	1 1 8
日程第 3 3	議案第 3 5 号	令和 6 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につ いて……………	1 2 0
日程第 3 4	議案第 3 6 号	令和 6 年度榛東村介護保険特別会計予算について……………	1 2 2
日程第 3 5	議案第 3 7 号	令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計予算につ て……………	1 2 3
日程第 3 6	議案第 3 8 号	令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算につ いて……………	1 2 5
日程第 3 7	議案第 3 9 号	令和 6 年度榛東村上水道事業会計予算について……………	1 2 6
日程第 3 8	議案第 4 0 号	令和 6 年度榛東村下水道事業会計予算について……………	1 2 8
日程第 3 9	議案第 4 3 号	南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結につ いて……………	1 3 1
散 会		……………	1 3 2

### ○第 3 号（3 月 1 8 日）

議事日程 第 3 号	……………	1 3 5
本日の会議に付した事件	……………	1 3 7
出席議員	……………	1 3 8
欠席議員	……………	1 3 8
説明のため出席した者	……………	1 3 8
事務局職員出席者	……………	1 3 8
開 議	……………	1 3 9
日程第 1	議案第 4 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 3 9
日程の追加	……………	1 4 0
日程第 2	議案第 4 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 4 1
日程第 3	議案第 4 2 号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	1 4 2
日程第 4	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員 長報告）……………	1 4 3
日程第 5	議案第 4 号 榛東村公平委員会設置条例を廃止する条例の制定に ついて……………	1 4 5
日程第 6	議案第 5 号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改	

			正する条例の制定について……………	1 4 6
日程第 7	議案第 6号	榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び榛東村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………		1 4 7
日程第 8	議案第 7号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………		1 4 8
日程第 9	議案第 8号	榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………		1 4 8
日程第 10	議案第 9号	榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………		1 4 9
日程第 11	議案第 10号	榛東村犯罪被害者等支援条例の制定について……………		1 5 0
日程第 12	議案第 11号	榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………		1 5 0
日程第 13	議案第 12号	榛東村手話言語条例の制定について……………		1 5 1
日程第 14	議案第 13号	榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………		1 5 1
日程第 15	議案第 14号	榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………		1 5 2
日程第 16	議案第 15号	榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………		1 5 3
日程第 17	議案第 16号	榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………		1 5 3
日程第 18	議案第 17号	榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制		

		定について……………	1 5 4
日程第 1 9	議案第 1 8 号	榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 5 5
日程第 2 0	議案第 1 9 号	榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定 について……………	1 5 5
日程第 2 1	議案第 2 0 号	榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	1 5 6
日程第 2 2	議案第 2 1 号	榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	1 5 6
日程第 2 3	議案第 2 2 号	榛東村立小学校及び中学校の施設の解放に関する条 例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5 7
日程第 2 4	委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）	……………	1 5 8
日程第 2 5	議案第 2 3 号	群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団 体への加入について……………	1 5 8
日程第 2 6	議案第 2 4 号	村道の路線の認定について……………	1 6 0
日程第 2 7	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員 長報告）	……………	1 6 1
日程第 2 8	議案第 2 5 号	令和 5 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 0 号）に ついて……………	1 6 3
日程第 2 9	議案第 2 6 号	令和 5 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）について……………	1 6 3
日程第 3 0	議案第 2 7 号	令和 5 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）について……………	1 6 4
日程第 3 1	議案第 2 8 号	令和 5 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について……………	1 6 4
日程第 3 2	議案第 2 9 号	令和 5 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第 2 号）について……………	1 6 5
日程第 3 3	議案第 3 0 号	令和 5 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 （第 2 号）について……………	1 6 6
日程第 3 4	議案第 3 1 号	令和 5 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 5 号） について……………	1 6 6
日程第 3 5	議案第 3 2 号	令和 5 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 4 号） について……………	1 6 7

日程第 3 6	議案第 3 3 号	令和 6 年度榛東村一般会計予算について……………	1 6 7
日程第 3 7	発委第 1 号	令和 6 年度榛東村一般会計予算執行に関する要望書 の提出について……………	1 6 9
日程第 3 8	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員 長報告）……………		1 6 9
日程第 3 9	議案第 3 4 号	令和 6 年度榛東村国民健康保険特別会計予算につ いて……………	1 7 0
日程第 4 0	議案第 3 5 号	令和 6 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につ いて……………	1 7 1
日程第 4 1	議案第 3 6 号	令和 6 年度榛東村介護保険特別会計予算について……………	1 7 2
日程第 4 2	議案第 3 7 号	令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計予算につ いて……………	1 7 2
日程第 4 3	議案第 3 8 号	令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算につ いて……………	1 7 3
日程第 4 4	議案第 3 9 号	令和 6 年度榛東村上水道事業会計予算について……………	1 7 3
日程第 4 5	議案第 4 0 号	令和 6 年度榛東村下水道事業会計予算について……………	1 7 4
日程第 4 6	議案第 4 3 号	南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結につ いて……………	1 7 4
日程の追加……………			1 7 6
日程第 4 7	議案第 4 5 号	令和 5 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 1 号）に ついて……………	1 7 6
日程第 4 8	委員会調査報告について（ハラスメント行為等調査特別委員会）……………		1 7 8
日程第 4 9	委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）……………		1 7 9
日程第 5 0	委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）……………		1 8 0
日程第 5 1	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………		1 8 0
日程第 5 2	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………		1 8 0
日程第 5 3	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………		1 8 0
日程第 5 4	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について……………		1 8 0
日程第 5 5	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について……………		1 8 1
閉 会……………			1 8 1

令和6年第1回

榛東村議会定例会会議録

第1号

3月4日(月)

# 令和6年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

---

令和6年3月4日（月曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和6年3月4日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

日程第 5 陳情について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	飯塚久夫君	2番	吉澤浩一君
3番	浅見隆君	4番	齊藤将史君
5番	須田仁美君	6番	三俣実君
7番	波多野佐和子君	8番	小坂橋尚君
9番	生方勇二君	10番	善養寺孝君
11番	清水健一君	12番	早坂通君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長	山口誠一君	企画財政課長	飯塚邦守君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	早川弘行君	産業振興課長	岡部貴一君
建設課長	狩野宏記君	上下水道課長	富澤光彦君
会計課長	一倉学君	教育長	須永光明君
教育委員会 事務局 会長	足達哲也君		

---

事務局職員出席者

事務局 長	浅見英一	書記	新井佐智子
-------	------	----	-------

## ◎開会・開議

午前9時33分開会・開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和6年第1回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集いただき、開会できますことに対し感謝を申し上げます。

早いもので、今年度も1か月を残すところとなり、日に日に春が近づいていると感じる今日この頃であります。しかしながら、春が近づいたとはいえ、まだ寒さも残り、インフルエンザや新型コロナも収まっておりません。皆さん方も十分注意され、今定例会に臨んでいただきたいと思います。

ただいまから、令和6年第1回定例会を開会いたします。

今期定例会は、新年度予算を審議する重要な議会であるとともに、各種条例の改正や今年度事業の進捗状況による予算整理のほか、村政の重要な案件が上程されております。議員各位におかれましては、慎重な審議をお願いするとともに、村長をはじめ執行部各位におかれましては、特段のご協力をお願いいたしまして開会の挨拶といたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、会議日程第1号により進めてまいります。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（生方勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、6番三俣実議員、7番波多野佐和子議員を指名いたします。



## ◎日程第2 会期決定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

第1回定例会の会期については、本日から3月18日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間と決定いたしました。



## ◎日程第3 諸般の報告について

○議長（生方勇二君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付した文書表のとおりでございます。確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◇

## ◎村長提出議案の概要説明

○議長（生方勇二君） ここで、南村長から本定例会における発言をしたい旨の申出がありましたので、この際発言を許可いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

本日は、議員皆様のご出席をいただきまして、令和6年第1回榛東村議会定例会が開催されましたことに心から感謝を申し上げます。

開会に当たりまして、ご挨拶及び提案理由を申し上げます。

まず、本年1月1日に発生いたしました石川県能登半島を震源とする大規模な地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでご冥福を申し上げますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、それぞれの立場で、被災者の救済と被災地の支援のためにご尽力されております全ての方々に深く敬意を表します。

本村からも、1月31日には支援物資としてブルーシートと飲料水を石川県志賀町へお届けし、2月26日から3月1日まで5日間、群馬県災害対応支援チーム第7班の支援員として、石川県かほく市へ職員1名を派遣いたしました。

多くの方々が今もなお不自由な生活を強いられ、不安な日々を過ごされていることに胸を締めつけられる思いがありますが、被災者や被災地に心を寄せながら一日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。

さて、本村では昨年9月に防災中枢機能施設の建設工事に着手いたしました。施設の建設に合わせ、備蓄品の整備や避難訓練の実施など、災害に強いむらづくりを計画的に進めてまいります。

また、昨年を振り返りますと、これまで3年余りにわたって村民生活や地域経済に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症が5類へ移行いたしました。世界での経済の回復基調によるエネルギー需要の高まりに加え、気候変動、国際情勢の混乱や円安の進行などを要因としたエネルギー価格や物価の高騰はいまだに大きな影響を与えております。

こうした状況の中、昨年5月に榛東村長に就任いたしました。就任時には当初予算は決まっておりましたけれども、限られた予算の中で、肥料価格等高騰に対する農畜産業者への支援として、村内の認定農業者へ10万円の支援金を給付し、村民の物価高騰対策としまして、1人3,000円分のしんとう

くらし応援クーポン券を配布させていただきました。

さらに、もっと暮らしやすい新たな榛東村を目指して、私が公約に掲げた始業式や終業式の日のご飯の提供や、各種イベントや災害時などで活用できるユニバーサルシート、テントの導入、屋外運動場に整備された人工芝のマイクロプラスチックごみ対応工事など、今日までできることを積み上げてまいりました。

これもひとえに議会の皆様をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力のたまものと感謝申し上げる次第であります。

それでは、令和6年度当初予算につきましてご説明させていただきます。

本予算は、私が村長に就任して初めて編成する当初予算となります。もっと暮らしやすい榛東村へ一歩を踏み出すため、「スタート・チャレンジ榛東」をキャッチフレーズに予算編成に取り組みました。その概要を第6次総合計画の施策に基づき説明申し上げます。

一般会計の予算規模は95億5,740万円となり、令和5年度と比較いたしまして8億7,040万円の増額で、昨年に引き続き過去最大の予算となりました。

歳入では、村税といたしまして、村民税において増額を見込んでおり、16億1,572万円を計上しております。

地方交付税のうち普通交付税につきましては5,000万円の増額を見込み、総額を15億8,000万円としております。実質的な地方交付税の一部とされております臨時財政対策債は2,800万円を見込み、普通交付税と臨時財政対策債を合わせますと、令和5年度と比較いたしまして3,800万円の増額としております。

特別会計及び企業会計につきましては、榛東村国民健康保険特別会計をはじめといたしまして、7つの会計の合計で、歳入では42億1,953万円となり、令和5年度と比較いたしまして3億3,347万円の減額、歳出では43億2,071万円となり、令和5年度と比較いたしまして3億6,772万円の減額でございます。一般会計、特別会計、企業会計を合わせた予算総額は、歳入で137億7,693万円となり、令和5年度と比較いたしまして5億3,692万円の増額であり、利子といたしましては4.1%の増。

歳出では、138億7,811万円となり、令和5年度と比較いたしまして5億267万円の増額であり、利子といたしまして3.8%の増でございます。

次に、令和6年度に実施する事業、主要事業につきまして第6次榛東村総合計画に掲げる6つの基本目標に沿ってご説明をさせていただきます。

初めに、「健やかで生き生きとしたむらづくり」では、保育料の無償化や国の児童手当の高校生までの拡充に先行した村独自の特別児童手当の支給などにより、保護者の財政的負担軽減と継続的な子育て環境の支援を行ってまいります。

児童保育では、南部第四学童保育所を開設し、待機児童ゼロへの取組を推進いたします。また、妊産婦が安心して出産できる環境の充実を目指して、ハイリスク妊産婦の方が周産期母子医療センター

等を利用する際のタクシー券を交付いたします。

高齢者福祉におきましては、安心して暮らし続けられるよう、高齢者に対する補聴器の購入補助や早期受診、早期支援につなげるための認知症診断に係る経費を支援し、健康長寿を支援いたします。

次に、「人と文化を育むむらづくり」では、小中学校の給食費の無償化を行い、諸物価高騰などによる子育て世代の負担軽減とともに、「子どもを産み育てるなら榛東村」をキャッチフレーズに、安心して住み続けられるむらづくりを進めてまいります。

幼稚園につきましては、有識者を交えた在り方検討会議を開催し、村立幼稚園の在り方を検討いたします。また、不登校、別室登校への支援を拡充するとともに、部活動の外部人材の活用を進めてまいります。

I C T部門では、I C T利活用の地域差を解消し、学力向上への取組を推進していくとともに、I C T支援員を派遣し、タブレット操作に不慣れな児童生徒の支援を行います。

防災中枢機能施設整備では、公民館と給食センター双方の運営方針を定め、令和7年9月のオープンに向けて計画的に事業を進めてまいります。

次に、「快適で住みよいむらづくり」として、新年度も、高崎渋川線バイパスのアクセス道路の整備を重点的に行うほか、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業や、社会資本整備総合交付金事業などを効果的に活用し、生活道路等の改良を実施していきます。

適正なごみ処理の推進では、令和6年度から再生資源の活用につながるプラスチックごみ分別収集を開始し、あわせて、ごみの減量にさらに取り組んでまいります。

交通弱者の交通対策としては、他市町村の取組を参考に、住民などによる検討委員会を設置し、今年度実施した公共交通アンケートの分析とともに、本村に合った公共交通の在り方を検討し、試行を行ってまいります。

「豊かで活力あるむらづくり」では、本村も、ふるさと納税の返礼品として本村の農畜産物等の普及、促進を図るほか、基幹産業であります農業振興のため、効率的な営農を支援しながら担い手の育成に努めてまいります。また、農業振興や地域おこし支援のため、地域おこし協力隊の受入れ準備を進めます。

観光分野では、観光情報や地場産品等をPRするため、ガイドブックを刷新いたします。

創造の森キャンプ場はオンライン予約を可能にし、利用者の利便性を図ります。

「自然と安全・安心を守るむらづくり」として、消防団の成り手不足を念頭に、各消防団の詰所等の環境改善に取り組んでまいります。

また、公用車更新に当たり、カーボンニュートラル社会を目指すとともに、災害時には充電機能を担うことができるEV車を購入いたします。

さらに、庁舎をはじめ、指定避難所にWi-Fiを設置し、災害時の避難所の環境改善として整備を図ります。

最後に、「自主自立のむらづくり」では、村政の基本指針となる第7次総合計画の策定に向けて、6年度も策定に向け、引き続き作業を進めてまいります。

情報化の推進では、昨年策定いたしました村のDX推進計画にのっとり、国が掲げる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向けて、公式LINEの導入や電子申請、図書館のネットワーク化を進め、様々な業務改善と住民サービスの維持、向上を図ってまいります。

以上、令和6年度予算及び主要事業につきまして、概要を申し上げましたが、補助対象期限が迫っている事業や、他市町村から明らかに遅れている事業などについて検討し、財政状況を見据えつつ、重要性、緊急性を踏まえためり張りをつけた予算編成に心がけました。

本議会定例会には、ただいま概要を説明させていただきました当初予算を含め、40の議案を上程させていただいております。その内訳は、一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算が8議案、事業費の確定または確定見込みによる補正予算を8議案、条例関係は17の条例改正議案と新たな条例制定を2議案上程しております。

新たに制定を行う条例につきましては、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、村民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする榛東村犯罪被害者等支援条例と、手話が言語であるという認識に基づき、手話が使用しやすい環境を構築することにより、全ての村民が共に生きる地域社会の実現を目指し制定する榛東村手話言語条例であります。

人事案件につきましては、人権擁護委員の候補者の推薦と、榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任の議案であります。

このほか、村道の路線認定、南小学校長寿命化改修工事請負変更契約締結、群馬県市町村公平委員会への加入についての議案で3議案ございます。

ご審議の上、ご可決、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

会期は本日から3月18日までとし、ただいま決定されました本日から15日間どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

---

#### ◎日程第4 一般質問について

○議長（生方勇二君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。

質問順位1 番波多野佐和子議員の質問を許可いたします。

7 番波多野佐和子議員。

〔7番 波多野佐和子君登壇〕

○7番（波多野佐和子君） 改めまして、皆様おはようございます。

私は、波多野佐和子と申します。よろしくお願ひいたします。

傍聴にお越しの皆様、お忙しい中お越しくださいませありがとうございます。

今回の質問は、こども家庭センターの設置について、教職員の充実について、能登半島地震を教訓とした今後の村の取り組みについて、健康増進事業について、村の魅力化施策についてとなります。

まずは、1問目、こども家庭センター設置についてでございます。

昨今、子どもを取り巻く環境が、少子化、核家族化、グローバル化、デジタル化、そして価値観の多様化など、様々な社会的背景によって大きく変化しております。また、近年は子どもの不登校、自殺や虐待、そして子どもの貧困についても増加傾向にあると言われております。

そこで、児童福祉法の改正にて、今年4月からこども家庭センターの設置が市町村の努力義務となりました。妊産婦の皆さんや子どもとその家族が安心した生活を継続できるよう、児童福祉と母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ間なく行うこども家庭センターについて、本村の考えをお願いします。

それでは、自席に戻り、順次質問をさせていただきます。

○議長（生方勇二君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ただいま議員から、こども家庭センターの設置について村の考えをというご質問でございました。現在の村の認識ということでお答えをさせていただきたいと思ひます。

令和4年6月15日に児童福祉法の一部が改正され、改正後の児童福祉法第10条の2に、「市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない」と規定されていることを承知をしております。

そして、こども家庭センターが担う業務、役割としましては、現在、保健相談センター内に設置をしている子育て世代包括支援センターで担当している業務と、当課で担当している児童福祉に関する業務を一体的に行う機関であるとの認識をしてございます。

また、こども家庭センターを設置するためには、組織全体のマネジメントを行うセンター長の配置や、業務について十分な知識を有する統括支援員の配置、各種相談業務に対応する専門職の十分な確保などクリアしなければならない要件がたくさんあるため、センター設置については容易ではないというふうにも考えているところです。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） それでは、具体的な本村の設置計画はございますでしょうか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほどのご質問に対してもお答えをいたしました。こども家庭センターが行う業務としては、現在、子育て世代包括支援センターで担当している母子保健に関する業

務と、当課で担当している児童福祉に関する業務を統合したイメージとなっております。また、このこども家庭センター創設の背景には、妊産婦から乳児、児童に対する各種支援、妊娠、出産、子育てなどで様々な困難を抱える家庭に対する相談支援など、一定の重なりがあるにもかかわらず、児童福祉法や母子保健法、それぞれの根拠規定に基づいた視点から支援を行ってきたこと、いろいろな部署で別々に支援を行ってきたことにより連携や協働に職員の負荷がかかったり、情報共有が円滑にされにくいなどの課題が生じたことによるものとされております。

本村におきましては、小さな自治体ならではの特性を生かし、日々寄せられる相談や支援策の検討、協議、情報共有などが関係各課、局の担当者により円滑に行われていると考えているため、現状、現体制でおきましても、こども家庭センターが担うとする業務や機能は果たしていると考えているところであります。

今後でございますが、現状ではこども家庭センターを設置する計画はありませんが、既にセンターを設置した桐生市や、4月にセンター設置を予定している渋川市における機能と効果について情報収集をするとともに、県内や近隣自治体の動向も注視をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） そうしますと、その設置ができた場合によって、運営という形になっていくようになると思うんですけども、本村のその運営についての考えはいかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 運営についてお答えをさせていただきます。

こども家庭センター設置につきましては、先ほど来お答えをしたとおりで、具体的な運営についてお答えできる段階ではございません。当面の間はこれまでと同様に、母子保健、児童福祉を担当する各課、局、その担当職員が連携、協力を図りながら、各種相談業務等を実施していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） まずは妊産婦、子どもや保護者の意見や希望を確認、またはくみ取りつつ、関係機関との連携を取り包括的に必要なサービスを提供する。社会支援とも言えるこども家庭センターの早期設置を願います。

続きまして、2番でございます。

教育環境の充実についてでございます。

教師の勤務実態に関する調査を令和4年度に実施し、令和5年4月に速報値が公表されました。平成28年度の調査と比較して、土日、平日ともに全ての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況であることが分かりました。

教育現場で教師に余裕がないと、子どもにとって望ましい教育環境とは言えません。そこで、教師の過酷な勤務実態を改善する本村の考えはどうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 須永教育長。

〔教育長 須永光明君発言〕

○教育長（須永光明君） 先生方がゆとりを持って子どもたちと接するようになるというのは、大変重要なことだというふうに認識をしておるところでございます。

今、波多野議員がご指摘のように、過酷なという言葉が適切かどうかということにちょっと疑問がありますが、なかなか十分な時間が、教材研究するとか、子どもに接する十分な時間が取れていないという実態はあるだろうというふうに認識をしているところでございます。

この先生方の忙しいということにつきましては、令和5年度第3回の議会におきましても清水議員のほうからご質問をいただきまして、そのときにも答弁をさせていただいてあるわけでございますけれども、ICTの活用であるとか、行事、会議の精選、部活動の適正化などには取り組んでまいっているところでございます。まだまだ十分とは言えないとは思いますが、そうした努力をさせていただいているところでございます。

また、本村におきましては、普通学級の子どもたちに対する学習支援員ということですね。普通学級の中にもいろいろな特性を持った子どもがいますので、そうした子どもたちを先生と一緒に指導する学習支援員、あるいは、特別支援学級の子どもたち、かなり特性が濃いものですから、こうした子どもたちを指導する特別支援教育支援員というものを他市町村に比べて厚く措置をさせていただいております。このことによって先生方の負担の軽減、子どもを中心にするためのものがございますけれども、負担の軽減にもなっておると、業務の軽減にもなっておるというふうに考えております。

これは本村の特色的な取組だろうというふうに思っているところでございます。議員ご指摘のとおり、教員がゆとりを持って子どもたちに接する、十分な準備をして授業に臨む、これは子どもたちの力をつける一番重要なことだというふうに思っております。

引き続き、教員の勤務の改善については努力をし、子どもたちの教育の充実を図ってまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） ご丁寧な説明ありがとうございます。

それでは、教師に対しての実態調査、それは本村では行われているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 本村での実態調査ということでございますけれども、群馬県全体で、県内全校長と抽出校の教職員対象に、教職員の業務状況等調査を令和5年8月に実施をしております。また、それと併せまして、村内の教職員も含めて、勤務している時間がどのくらいになっているかということについては毎日調査して、蓄積をしているところでございます。

村内小中学校では教育活動の業務を捉え直しまして、先ほど教育長から答弁のとおり、業務の削減、それから効率化を進めてきておりまして、今後もその取組をしていくことにしております。これまでの取組の結果から、村内小中学校の月間の時間外勤務の平均は、令和3年度は39.2時間ございましたけれども、令和5年度には30.4時間まで縮減をしてきているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 教育長から、榛東村においてはいろんな専門の教師だとか、そういった方々をお願いしているという現在がございます。そのようなお話を聞いた中でございまして。定数が限定されている教員を増やすのは確かに難しいと思います。教師でなくてもできる、また、その事務補助員など、また、教師の負担を軽減するそのような施策というものはありますでしょうか。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 事務に携わる者の職員等ということで、教職員も含めた人的配置ということで答弁をさせていただきたいと思っております。

冒頭、村長のほうからも説明の中で触れましたとおり、改善に向けましてICT支援員の配置について予算計上をしているところです。ICT支援員は、授業で子どもたちがタブレット等を使う際のサポートをする支援員です。これによりまして、ICT機器の利活用促進と授業の充実、それとともに業務の削減ということが期待できるというふうに考えておりまして、これは、令和6年度の新規事業として今回予算計上をさせていただいているところでございます。

続きまして、事務職員に関わっておりますけれども、令和5年度は村内小中学校3校対しまして、現在4名の事務職員が既に県費によりまして配置をされてございます。学校規模から考えますと、各校1名、合計3名の配置が県内でもほとんどの中、村として増員を要望いたしまして実現しているもので、令和6年度も引き続き4名配置を現在要望しているところでございます。4名の事務職員は、通常は各学校の事務を行いながら定期的に中学校に集まり、業務を協同で行い、情報共有、ミスの未然防止、事務効率化等を進めているところです。

事務職員のこの増員によりまして生まれましてこの時間を、資料の印刷ですとか、会計処理の支援

等、教員のサポートに充てまして教員の業務削減に寄与しているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 様々な人材を配置して、教師の負担を軽くする体制が取られていると聞き安心しましたが、それが継続できるように願います。

前橋市では、教員が子どもと向き合う時間を確保するという名目で、授業の充実と公務の効率化を支援しているようです。私は、この子どもと向き合う時間、教育長もおっしゃったように、これこそが教師にとっても子どもにとっても今とっても大事にしなければならないことだと思っております。

教師の最も重要な仕事は授業です。責任感と緊張感を持って一度きりの授業に挑む、そんな教育環境をつくってもらいたい。

続き、3番、能登半島地震を教訓とした今後の村の取組についてです。

今年1月1日に発生した能登半島地震で被害の大きかったインフラの中で、特に最も深刻だったのが水道、水です。本村での水道インフラの耐震設計や対策について、今後どのような計画がされているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

本村では、以前から水道インフラの耐震化を念頭に施設の設計を行ってきました。現在、本村では口径150ミリ以下については配水用ポリエチレン管熱融着を採用し、150ミリよりも大口径につきましては、ダクタイル鋳鉄管GX形継手なるものを採用しております。この2つの管種については、水道施設設計指針において最高クラスの耐震性能を有しており、採用している水道事業者も多いため、今現在主要な管材料となっております。

また、現在進めております新北部浄水場築造工事のほか、新長岡浄水場、南部浄水場なども耐震設計が行われております。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 敷設して約50年を経過している老朽化した重要管路の更新計画はございますでしょうか。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） こちらも老朽管路更新計画を令和4年度に策定しておりまして、今年度から着手しております。今年度はダクタイル鋳鉄管内径250ミリで、延長356.30メートルが完成

しています。また、老朽管更新の計画年数は既に過去に発言しておりますが、計画期間は40年とし、敷設替えが必要な配水管延長は8万9,550メートル、更新に係る総事業費は約62億円を見込んでおります。なお、事業費については、物価の変動や財源が確定しておりませんので、適宜見直しを行うものとし、施工業、施工箇所を検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 丁寧な説明をありがとうございます。

生きる上で人間にとって必要不可欠な水、水がないと人間は生きることができません。私が小さい頃、12区は台風が来たり大雨が降ったりするとよく断水になり、給水車の列に並んだ経験がございます。このまま水が出なかったらどうするんだろうとか、いつまでこんな状態が続くんだろうかと、とても心配になりました。なので、今回のような災害時に水の供給ができなくなることが心配でなりません。安心安全な水を安定的に住民に届けること、命に関わる水の確保を常に念頭に置いてもらいたいと思います。

続いて、能登半島地震の影響で断水が続く被災地でトイレ事情も大きな問題として取り上げられました。問題が深刻となる中、移動式のトイレトレーラーの存在を知り、調べてみたところ、「みんな元気になるトイレ」というプロジェクトがございました。購入資金は住民や出身地を中心に、全国からトイレトレーラーの購入資金を募ります。ふるさと納税の寄附金控除制度を活用すれば、少ない負担で導入が可能となります。

本村の災害時の現在のトイレ整備と、また、そのトイレトレーラーについての考えを聞かせてください。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） まずはトイレトレーラーにつきまして、災害発生時に避難所の常設トイレが使用できない場合などの対応に、避難所に設置することなどにより活用が考えられます。県内では群馬県と大泉町で既に導入されているということを確認しております。また、全国では複数の自治体が導入しており、今回の能登半島地震で災害被災地への派遣を行っております。

こちらのトイレトレーラーでございますが、車体構造上二軸のトレーラー構造となっており、車両重量は3トンを超えるため、移動を目的とした場合、牽引する車両の能力が普通自動車以上の構造を要し、フレームなどが軽量な車両により牽引することとなります。

これらのことも考え、導入の必要性については防災面など使用し得る場面を考え、導入費やその後の維持費などの情報や、近隣や類似団体の状況を注視し、今後研究していきたいと考えております。

また、ご質問の中にありましたクラウドファンディング、ふるさと納税等でございますが、こちら

につきましても、クラウドファンディングにつきましてもその目的と目標額を設定し、その目的に共感、共鳴した方々による寄附と考えております。

また、導入費だけでも2,000万円を超え、導入後も維持費等が発生しますので、導入費用やその後の維持費などの情報や、近隣や類似団体の状況、これらも今後研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） また、そのトイレトレーラーにつきましても、災害時には避難所に活用して、平時には屋外イベント等で使用するなど、村民の災害に対する意識づけにもなります。また、被災地への支援もできます。ぜひ前向きに検討すべきと思います。

続いて、榛東村は東京都葛飾区とパートナーシップを締結しております。その中で、農業、その他産業の振興に関する、殊のほか大規模災害時相互関係に関するものとあります。具体的なその内容がございましたら教えてください。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） ただいまご質問のありました葛飾区と榛東村との連携・協力に関する協定書の内容でございますが、こちらにつきましては、榛東村と葛飾区の交流は平成24年、相互の農業委員会長の親交から始まりました。

〔「22年」の声あり〕

○総務課長（山口誠一君） 失礼しました。

平成22年、相互の農業委員会長の親交から始まり、平成24年から葛飾区産業フェアに榛東村が参加し、農産物の販売や村のPRを行ってまいりました。

平成29年に締結しました葛飾区と榛東村との連携・協力に関する協定書の第2条、こちらに連携・協力事項について記載がございます。

第1号としまして、「農業その他産業の振興に関すること」、第2号として、「観光振興に関すること」、第3号として、「大規模災害時の相互応援に関すること」、第4号として、「その他甲及び乙が必要と認めること」と記載がされております。

葛飾区と締結している協定書では、第4条で、「この協定に定めるもののほか、連携・協力の細目、その他必要な事項については、甲及び乙が協議し、別に定めるもの」となっております。双方で協議の上、定めることとなります。

現在、協定書の内容を拡大の予定はございませんが、葛飾区も複数の市町村と協定を締結しており、今後、葛飾区とは引き続き必要なことについては連絡を取っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 今回の地震の被災地にあった福祉施設の中には、被災から4週間、利用者が入浴できていないところもございました。断水に加え、入浴介助が必要な障害者や高齢者はほかの避難者と共同で仮設のお風呂を利用するのは難しいということで、支援が課題となりました。

大規模地震の発生の可能性が高いと言われている首都直下地震、このようなことを踏まえて、本村に葛飾区の福祉施設や保養施設の建設等を促すなど、災害時応援協定の締結を進めてはどうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） ただいま議員のご提案がございました内容につきましては、今後、葛飾区と、先ほども答弁させていただきましたが、必要に応じ協議を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 都心から本村まで比較的にアクセスもよく、自然も豊富で、農産物もおいしい榛東村は都心にはないものがたくさんございます。せっかく友好的な関係を築いているのですから、榛東村の発展にも必ず寄与するであろう人口約46万人の葛飾区とさらに上々の関係を築いてもらいたい、そのように願います。

この項目の最後に、能登半島地震で被災された皆様へ、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。4番、健康増進事業についてです。

生涯スポーツについての質問でございます。生涯スポーツとは、誰もが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力や年齢、目的に応じ、いつでもどこでも親しむことがと言われております。心と体の健全な育成を促すとともに、達成感、爽快感、精神的な充足感が得られます。また、世代間交流にもなります。

本村の今後の生涯スポーツの推進について聞かせてください。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 本村では、榛東村総合計画に基づき策定した榛東村教育振興基本計画におきまして、生涯スポーツの推進に関する方針を示し、榛東村の教育の中でスポーツ推進計画として具体化しているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 私も休日に孫を連れて、ふれあい館のコースでグランドゴルフをします。グランドゴルフは高齢者のスポーツのように思われておりますけれども、そのようなことは全くなく、孫たちは大好きで、今度はいつ行くかと聞いてきます。

ある自治体では、3世代交流としてグランドゴルフ大会を行っているところもございます。また、過去にラージボール卓球で榛東中学校卓球部と世代交流試合が行われたと聞いております。生涯スポーツを全世代が楽しめるスポーツとして位置づけるとともに、事業の計画など、行政でそのような働きかけやお手伝いを積極的にしてもらいたいと思います。

続き、今後スポ・レクも含めて、村主催の競技の運営方法についてお尋ねします。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 村主催の事業等につきましては、従来、勝敗を意識した競技等も行ってきたところではありますけれども、議員がおっしゃったように、世代間の交流ですとか、運動機会を増やすというような生涯スポーツの目的を鑑みまして、年代や体力、技能や技術等に左右されにくく気軽に参加できるニュースポーツ等を積極的に取り入れまして、取り組んできているところです。

令和5年度は、スポーツ事業に参加者の少ない駅伝大会をモルック大会へと変更いたしまして実施をしました。アンケート等で集計した結果は大変好評を得ているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、スポ・レク祭、これは3年間実施ができなかったところでございます。5類移行後の今年度につきましても、地域の実情によりまして出場を見合わせる自治体も見られました。今年度のスポ・レク祭は産業祭と同時開催で企画いたしましたが、雨天のため残念ながら中止というふうになってしまいました。今後は、このことを踏まえまして、運営方法について考えていきたいと思っております。現在は今年度の反省を踏まえて、来年度以降の開催方法等、関係課で調整をしているところです。スポーツを通じて交流が深められ、健康づくりにつながるようなイベントにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） ついこの間、ある人から聞いた話でございます。それを調べたところ、群馬健康ポイント制度の中で、G-WALK+というものを各自治体で利用して、それを活用して、そういったところでもスポーツに対して、健康にも増進にもなりますし、それを自治体ごとというか班ごとだとか、ここら辺だと字ごと、そういったところで対抗というか、競い合う、そんなところで使われているという自治体もございますので、そんな取組も面白いかなとも思っております。

ここで、村長が掲げた「もっと優しい榛東村」というのがございます。

先日、高齢の村内施設の利用者から、「施設を毎日利用したいのだけれども、たとえ何百円でも年金生活者には大変なのです」と伺いました。ある施設では70歳以上は使用料が無料のところもあるようです。また、試合などに行く際に、みんなでガソリン代を出し合って相乗りで参加されているようです。

健康維持に頑張っている方々にさらに生涯スポーツを盛んにするためにも、この村を支えてくださいました高齢者にも優しい榛東村、「もっと優しい榛東村」を忘れずに支援をしていただきたいと思います。

5番、村の魅力化施策についてです。

先日、田園プラザで有名な川場村の議員さんが視察にいらした際にお聞きしたところ、新しく建て替えた庁舎は、絵本の読み聞かせができるキッズスペースや学習スペースをつくったとおっしゃっております。

この榛東村、本当に役場庁舎は立派ではあります。ですが、村民ホールも含めて、いま一つ活用されていない気がいたします。その今後の活用等を伺いたいと思います。その点はどうか。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 村民ホールの活用ということでお答えをさせていただきます。村民ホールの活用、利用状況をまずご説明させていただきます。

村民ホール、令和4年度、直近でございますが、団体としましては日本赤十字社の献血や榛東中学校の美術部の作品展示、社会を明るくする運動作品展示、各種団体の作品の発表などにも利用されております。また、例年、ただいま実施中ではありますが、2月の中旬から3月の中旬にかけては確定申告の会場として利用されており、4年度では、開庁時の約8割が何らかのイベント、または講演会等で利用されている状況となっております。また、令和5年度、本年度でございますが、4年度の使用団体のほか、地域活動支援センターの作品展示も催されました。これらのことから、村民ホールの活用につきましては、開庁時かなり多くの団体の方の利用をいただいているところであります。

また、その他の施設でございますけれども、例えば談話スペース、学習スペースにおきましては、役場の各階の西側に設置されている談話スペースがございますので、こちらを有効活用いただければと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） これからも、こんな立派な庁舎ですので、もっともっと榛東村をどんどんアピールしていただきたらと思っております。私が思うのに、例えばこの議場です。議場で議場ウ

エディングというものをやったり、議場ゴスペルなどといったことをやっている自治体もございます。また、ランチタイムコンサートだとか、手話言語の国際デーにはブルーにライトアップするなど、榛東村を知ってもらう手段としてもっともっと活用すべきと思います。

そのほか、村内には圃場整備の際に出た土地や使われていない村有地がございます。それらの今後の活用をどう考えているでしょうか。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 村有地の活用ということで、今後の状況ということでございますが、村は現在、村有財産のうち特定の行政目的のために供される行政財産以外である村有地につきましては、普通財産と申し上げますが、約106万平方メートル所有しております。そのうち貸付けなどを行わない遊休地は10か所、約8,000平方メートルに上ります。このうちの一部は道路愛護などの土砂等の一時仮置きなどに活用しながら、定期的に草刈りを行い、当課で管理しております。

遊休地の多くは土地改良などにより発生した土地で、狭く、利用しにくい土地が大半です。また、将来行政目的としての活用を予定し、管理してきたものでございます。使われない遊休地である約8,000平米を見ますと、面積が狭小のもの、それから、県道に面した場所など大変狭い土地等がございますので、今後はそういう土地を売却するなどをしていきながら自主財源の確保という観点も含めて考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 土地は村の大きな財産でございます。十分に考えて、売却となりますと、よく考えて決断していただきたいと思います。

また、住宅地に近いそのような空き地に小さいお子さんが遊べる簡易な遊具を設置するのはどうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 公園ということでございますが、総合計画におきましては、公園の整備につきましては、将来に向けて既存の公園のそれぞれの特性を生かした利活用を掲げております。使われていない村有地の公園としての活用については、財政面も考慮した上で総合計画にのっとり、現在のところ公園としての活用の予定はございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） それでは、また、子どもが遊べる屋内施設が欲しいとよく言われます。現在の状況をお願いします。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 子どもが遊べる屋内の施設ということでお答えをさせていただきます。

子どもさんの年齢や遊びの目的、誰とどのように遊ぶかにもよりますが、子どもさんが遊べる村内の屋内施設で、また、誰もが気軽に利用できる場所としましては、榛東村児童館と楽集センターが上げられると思います。また、未就学児の親子が遊ぶ場所、併せて育児相談なども行う場所としましては村内の保育園やこども園、幼稚園内に開設をしている子育て支援センターが上げられると思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） お話の中でございました児童館の今後の在り方と、また、その中身の遊具のリニューアルをするなどの考えはあるでしょうか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 児童館につきましては、昨年12月定例会、生方議員からの一般質問のご質問にもお答えをしておりますが、令和7年度までに大規模修繕もしくは建て替え、施設の廃止も含めて方向性を決定することとしている施設でございます。あわせて、その答弁のときに、「建築が始まった防災中枢機能施設の中で、児童館と同様の機能を果たすことができるのか包括的に検討したい」と村長がお答えになっておりました。

こうした状況や児童館の現在の利用状況、児童館を取り巻く環境も踏まえまして、遊具等の更新やリニューアルにつきましても、現在は必要最小限なものと考えていただいているところであります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 土日にも遊べる屋内施設を充実させれば、家族ぐるみで時間を過ごせる魅力的な場所となると思います。

また、防災中枢機能施設の平面図にキッズスペースがございますが、どのような内容になるのか教えてください。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 防災中枢機能施設の中には子どもたちが使える施設として、教室としてプレイルームを計画をしております。面積は153平方メートルで、乳児から幼児までやそのご家族などの交流の場としての利用を想定をしております。屋内遊具ですとか、また、絵本等を必要数用意しまして、読み聞かせなど、また、遊具を使った遊びなどを通して親子で楽しめる、そういうスペースにしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 先ほどの質問の中でキッズスペースと申し上げましたが、プレイルームの誤りでございます。訂正いたします。

私が願うのは、絵本や児童書の整備です。子どもの頃に読書をした人は大人になってからコミュニケーション能力や社会性の高さが報告されています。読書の習慣は小さい頃に身につくと言われております。榛東村の子どもたちに読書に親しむ環境をつくってあげたい、そう願います。

そして、以前にも申しましたが、防災中枢機能施設の愛称もとても大事です。よいネーミングをつけて住民に親しまれる施設にしたいですね。また、ネーミングライツも研究してもよいかと思っております。

最後の質問になりました。2025年の法改正以降に普通免許を取得した人が、最高出力を抑えた125ccのバイクにも乗れるようになるようです。そのため、法改正以降は多くの方が125ccのバイクを運転する機会が増えると予測しております。

それに先駆けて地方版図柄入りナンバープレートでございます。私がイメージをというところで、下手なんですけれどもちょっと書いてきました。こんな感じです。この榛東村のしんとうちちゃんを入れる、こんなナンバープレートです。これはあくまでもイメージ図でございます。このしんとうちちゃん入りのご当地ナンバーを導入したらいかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 現在、群馬県内の市町村において50ccバイクのご当地ナンバーを採用しているのは、村が調査しましたところ11の自治体を確認し、本村は採用をしておりません。本村における50ccバイクのナンバー交付件数は年間で約40件であり、ご当地ナンバーを採用したとしても量的に見てアピール効果は乏しいものと推定します。

ご当地ナンバーを採用した場合、既存ナンバーを交付している方からご当地ナンバーへの交換を希望される場合も想定され、交換を認めた場合は公費を投入して作成した使用可能な既存のナンバーを廃棄することになります。また、交換を認めない場合には問題化することも想定されます。新規登録者のみにご当地ナンバーを交付するとしても、従来の無地のナンバーを希望する方も想定され、この

場合2種類のナンバーを作成することになるとともに、二重の費用と管理が発生します。

参考までに、50ccバイクのナンバーのサイズは縦10センチ、横17センチで、4輪自動車のナンバーの3分の1程度のため、視認性は劣り、50ccバイクによる行動範囲も近隣地域への移動が大半であることから、アピール効果は乏しいものと推定します。

これらを相対的に考えれば、50ccバイクのナンバーをご当地ナンバーに変更することは効果性や費用性に鑑みて、地域振興に結びつくとは考えにくく、結論としては現状ご当地ナンバーを採用する考えはありませんが、適宜、費用対効果について調査を行いながら採用の可否について判断していきます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 以上で、7番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時44分休憩

---

午前11時再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位2番飯塚久夫議員の一般質問を許可いたします。

1番飯塚久夫議員。

〔1番 飯塚久夫君登壇〕

○1番（飯塚久夫君） 飯塚久夫です。議員になって今回が2回目の一般質問です。

まず、一般質問に先立ちまして、元日に発生しました能登半島地震で亡くなられた人々に対し、哀悼の意を表します。また、被災され、今もなお避難所生活を送られている方々に対してお見舞い申し上げます。

傍聴席の皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。時間の許す限りご覧になっていってください。

さて、私の一般質問は4問を予定しております。

1番最初には、災害時発生時の対応について、2番目として、野生動物による被害について、3番目として、農業経営者の支援について、4番目が防犯灯の対応についてです。よろしく願いいたします。

では、第1問目の質問に入りたいと思います。第1問は、災害発生時の対応についてです。

群馬県は比較的災害が少ない地域だと言われています。しかし、災害担当者によると、群馬県で絶対に発生しない災害は何であるかという、津波、津波は絶対に群馬では発生しないと言っております。しかし、他の災害はいつどこで発生しても不思議ではないと言われています。本村においても、常日頃より災害への対応を考えておく必要があると思います。

1 番目として、質問です。

1 次避難所、1.5 次避難所、2 次避難所はどこを予定していますか、また、避難所において建物がある場合にはその建物の耐震構造はどのようになっていますか、お答えください。

以後の質問については議席にて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、第 1 次避難、第 1.5 次避難、第 2 次避難の避難場所というご質問についてお答えさせていただきます。

こちらの避難の数字等につきましては、さきの能登半島地震の際のニュース報道等で耳にされている方が多いかと思えます。こちらの避難所の指定でございますけれども、こちらにつきまして、石川県のホームページの引用になりますが、まず、第 2 次避難所はホテル、旅館、民宿など自立した生活が可能な方、家族の介助により生活が可能な方など、自宅や仮設住宅等への入居が決まるまでの一時的な避難の場所としてのものとなります。また、1.5 次避難所につきましては、介護が必要な方や障害をお持ちの方など、2 次避難所での生活に不安がある方のための高齢者施設や福祉施設への避難を想定されているというものでございます。1 次避難所につきましては、地域で指定する避難の指定施設となっております。このため、第 1 次避難、第 1.5 次避難、2 次避難については、各自治体での取扱いが異なっております。

なお、本村では、地域防災計画において 1 次避難所としては指定緊急避難場所を定め、2 次避難所としては指定避難所を定めております。村の 1 次避難所につきましては、主に屋外の広い敷地である総合グラウンドや小中学校が指定場所となっております。2 次避難所につきましては、各自治会のコミュニティセンターや集会所などが指定避難所となっております。

また、議員がご質問ありました耐震基準でございますが、こちらにつきましては、1 次避難所として指定しております各区のコミュニティ施設につきまして、今現在も改修工事等を実施しておりますが、この改修につきましては、施設の水回りや壁面クロスなどの改修、段差の解消などのバリアフリー化を目的とした改修となっております。このため、各区のコミュニティセンターにつきましては、昭和 53 年の改正された建築基準法以降に建設された建物ではございますが、今後、耐震基準等につきましては検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1 番。

〔1 番 飯塚久夫君発言〕

○1 番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

まだ耐震構造が済んでいない建物もあるらしいんですけれども、それはなるべく早くお願いいたし

ます。理由として、もし地震が起きた場合にその避難所に行ったら耐震構造ができていないのでその建物が倒れていたとか、使用不可能になっていた場合には何の意味の避難所かわかりませんので、その辺は早急な対応が必要と思います。

次に移りたいと思います。

2番目として、避難所の備蓄品についてお聞きします。

避難所の備蓄品においてはどのようなものを用意してあるのか、そのほかに、備蓄品の中に食料品がある場合には、その保存管理ですか、それはどのように行っているのかお答えください。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 各避難所において、こちらは各区のコミセン等ということでお答えをさせていただきます。

各区のコミュニティセンターにおきましては、自主防災倉庫が整備されております。こちらの自主防災倉庫に保管されているものでございますが、こちらにつきましては、簡単テント、簡易の組立てテント、また、発電機、バルーン型の投光器、全天候型のコード、延長コードですね。また、救助工具セット、こちらはハンマーであるとかおの等が入ったものです。また、防災かまどということで炊き出し用のかまど、また、AEDのセット、担架、ハンド型のメガホン等がございます。また、消耗品としましては、トラロープ、ヘルメット、防災ラジオなどが自主防災組織の備蓄品として保管されてございます。

また、こちらにつきましては、自主防災倉庫の中には保存食等の備蓄品はございません。保存食等につきましては、村の地域防災計画におきまして備蓄計画を定めており、備蓄に当たっては物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせるなど、円滑な緊急輸送が行われるような策定をしております。

いざ、災害が発生した場合は、これらの備蓄品が全ての避難者へ行き渡るかどうかについては、災害の規模によっては量的にも難しいものがあるかと思っております。そこで、来年度事業として、災害発生時の役場職員の具体的な行動を確認する訓練を実施する計画の中で、備蓄品の配布についても検証していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） 先ほどのご説明を聞きますと、何かちょっと考えが甘いのではないかなという思いがします。備蓄品のいろいろな発電機とか、それは結構なんですけれども、避難された方がコミセンの中に行った場合に、食料品とか水、一番大事な水とか食料品がなくて、道が寸断されて、じ

やそれを運ぶ人がその避難所に行かなければ、何も食べるものはないわけですね。それでは、私が思うには何の避難所か分からないような気がします。

食料品関係は命にとって大事なものです。水は特に大事なものです。何か寸断された場合に水が行かなければ、能登半島地震においてもインフラの破壊によって水が行かなくて大分苦勞していました。避難所においてはせめて乾パン食とか、水関係のものは早急に用意したほうがよいのではないかと思います。

次の質問に移ります。

災害時において、高齢者や障害者、また、独り暮らしの老人などがいる世帯では、その避難場所へ移るまでの対応についてお聞きいたします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 高齢者の方等の避難場所への移動でございますが、災害時に自ら避難することが難しい方につきましては、こちらは昨年第4回の定例議会においてもご説明をさせていただいておりますが、支え合いマップづくりの関連でお答えをさせていただきます。

支え合いマップづくりの中で、個別避難計画に基づき確認されている避難行動要支援者の方々について、自力で避難所への避難や避難場所での生活が難しいなどの考えから、地域支援者を決めて、介助が必要な方々については、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定に基づき、それぞれの施設へ避難していただく場合などが考えられます。これらに基づき、要支援者等がございました場合には、これらの計画に基づく対応となります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ちょっと私が前の説明のときに聞いていなかったか分からないんですけども、何か聞いていると、変な話なんですけれども、机上論でつくった防災計画かなと思っております。

例えば、災害というのは昼来るか分からない、夕方来るか分からない、深夜来るか分からない、早朝に来るか分からない、いつ来るか分からないです。こういう高齢者とかの人たちに対しては、いざ助けようとしても助けようとした人間自体がもう精いっぱい、できないこともあり得ます。そういうことを私はもうちょっと考えてほしいと思います。

また、ちょっとこれ変な話なんですけれども、役場の職員の方に対しては、防災時においては一番重要な役目をさせていただくと思います。変な話なんですけれども、私の前にいた職場では、そういう防災時に備えて防災頭巾が一人一人に支給されました。絶えず机の下に置いておいて、いざ何か発生したときには防災頭巾を着用しなさいという指示がありました。役場においても、よく中身は知りませんが、高い建物から物が落ちてきたりもする場合がありますので、そういう防災頭巾の着用とい

うのも必要ではないかと思えます。

では、次の質問に移ります。

次は、野生動物について。野生動物被害についての質問です。

昨年の秋、熊の出没が相次ぎ、被害が発生しました。榛東村に隣接している渋川市でも17頭の熊が捕獲されました。熊は1日に約40キロから80キロを移動すると言われていています。本村でも目撃情報がありますので、注意が必要です。

今回の質問はこの熊ではなく、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネの被害についてです。これも野生動物が農作物被害に与える被害についてお答えをお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 農作物の被害についてお答えいたします。

アライグマ等の小動物の被害につきましては、ブドウ農家や個人の家庭菜園が多く確認されております。被害区域は村内全域となっております。空き家、放置された山林や杉林に生息していると思われれます。直近、数年では、山林と農地との境界が管理されているためイノシシの被害はほとんど確認できていません。

また、群馬県のホームページで、群馬県における令和4年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査結果を公表しております。被害金額は県全体で2億7,790万円、前年比81%となっております。本村でも鳥類による果樹被害について、ぶどう組合に確認をいたしまして被害金額等の報告を行っております。令和4年度報告を行いましたのは、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ等の果樹被害の合計で、被害面積3アール、被害量52キロ、被害金額3万6,000円と報告をしております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

ちょっと私も意外と思ったのは、以前はイノシシによる被害が多かったのですが、今聞きますとアライグマの被害が大きいとのこと。

先ほどちょっと言うのを忘れたんですけども、イノシシの頭数は、最近豚熱とかの関係がありまして頭数は減少傾向にあると伺っております。それにつれてアライグマとかハクビシン、タヌキ、キツネ、ニホンジカの個体数は増加になっていると聞いております。それによって被害のほうも拡大していると思いますが、次の質問として、これらの野生動物からの農作物被害の防止策についてお聞きします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 野生動物の被害防止策についてですけれども、大型動物、鹿やイノシシなどなんですけれども、それは、人里に侵入を防止するために、山林と住宅との境界付近に榛東村猟友会に委託し、捕獲おりを11か所設置しております。小動物、アライグマなどなんですけれども、それはブドウ園等、広い土地に対して複数のわなを設置することにより、一度に多くの個体を捕獲できるよう対応を行っております。

近年の捕獲状況なんですけれども、先ほど飯塚議員がおっしゃったように、イノシシは、榛東村では令和3年度に0頭、令和4年度に4頭、令和5年度、本年度は1月末時点で2頭となっております。小動物、タヌキ、ハクビシン、アライグマなどの合計は、令和3年度は59頭、令和4年度には84頭、令和5年度は1月末時点で114頭となっており、年々増加をしております。

また、耕作されず荒れている農地は小動物のすみかとなってしまうので、改修に向け、農業委員会で農地利用最適化推進を中心に農地パトロールの実施や、管理改善通知の送付を行っております。本年度7月にパトロールを実施した結果は、77筆、7万7,715平米耕作放棄地がありましたけれども、管理改善通知を発送しまして、除草等の管理をしていただいた結果、66筆、6万5,750平米と減少をしている状況となっております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） どうもありがとうございました。

防止策の私の考えだったのと似ているんですけれども、やはり耕作放棄地がこの野生動物のすみかになっていると言われておりますので、これは農業委員会との絡みもありますので、農業委員会とタイアップして、耕作放棄地の減少を進めてもらいたいと思います。

この項目最後の質問になります。

次に、野生動物による人的被害を防ぐための対応についてお聞きいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 野生動物による人的被害の防止対策でございますけれども、今まで榛東村では野生動物による人的被害は確認されておりません。熊やイノシシなどの危険な動物の目撃情報が寄せられた際には、速やかに防災行政無線、安全・安心メール配信、幼稚園、保育園、こども園、小中学校への連絡、保護者向け緊急メール配信、ホームページの掲載、住民に注意喚起を行うとともに、榛東村猟友会、警察に連絡をして、村職員、主に産業振興課と教育委員会の職員ですけれども、一緒にパトロールを実施しております。熊出没時の対応については村ホームページに掲載をしているほか、大型動物の出没、熊やイノシシなどについては広報しんとうの2023年12月号に掲載して、注意喚起を行っております。また、個人から小動物の捕獲依頼があった際には、わな設置時に捕獲さ

れた動物へ近寄らないように注意喚起を行っております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 1 番。

〔1 番 飯塚久夫君発言〕

○1 番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

私なんかが見ていますと、アライグマとかは遠くから見ると、かわいい動物で、つい触ってしまいたくなるような感じがします。そのような動物たちはかえって人間に対してはすごい凶暴性を持っている動物の一つだと思います。先ほど、課長がお話ししましたように、その辺の注意喚起というものを、村民に対して注意喚起をよろしくお願いいたします。

これでこの質問は終わります。

次、3 問目の質問に入らせていただきます。

3 番目は農業経営者の支援についてでございます。

この質問は、昨年6月の定例議会でもこの項目について質問させていただきました。また、同じ質問をさせていただきます。今回は少し見方を変えて説明させていただきます。

昨年秋に認定農家に10万円の交付をしていただきました。大変喜んでおりました。ありがとうございました。今回の支給は、物価高における影響が農家の経営に著しく打撃を与えたものが原因だと思います。過去にこれと同じように何らかの原因による農家への支援を行った経験がありますか、その点お聞きいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 過去の農業者への支援についてでございますけれども、認定農業者に限らず農家全員というところで捉えてお答えをさせていただきたいと思っております。

認定農業者に限らず農業者全体を対象に交付した補助金について、残っている資料を調べた限りでは確認ができませんでした。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 1 番。

〔1 番 飯塚久夫君発言〕

○1 番（飯塚久夫君） 多分そういう答えが出るとおっしゃってました。

私が聞いた話ですと、東日本大震災がありましたけれども、そのときに、福島第一原発の放射能漏れ事故において、群馬の農家には風評被害が起きました。そのため、当時は農家の人に対して現金ではなく中和剤が支給されたそうです。これはもうちょっと年配の人に聞いたので間違いないと、農協じゃなくて村がやったと聞いていますので、間違いないと思っておりますけれども、風評被害による原因のために中和剤を各農家に支給されていると思っております。

次の質問に移ります。

今のものはもう十何年ぐらい前の話ですので、役場のほうの記録にも載っていないかもしれないんです。一応こういうことがあったと私は聞いておりますので、参考にまでお話いたします。

次の話として、2番目として、前回もこれは要望として上げたんですけども、群馬用水の賦課金の一部補助金についてお聞きします。

これは前回のときに、6月の定例議会のときに一般質問でなく、最後のときに要望書という形でお願いました。検討していただいたものですけども、その結果を教えてください。

以上です。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） すみません、先ほどの群馬用水の賦課金の件、答弁する前に、過去の補助金というところでちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

24年度なんですけれども、榛東村安心安全米づくり推進事業補助金というのがありまして、こちらは農協さんが事業主体となりまして、各農家さんが購入した肥料、ケイ酸カリウムに対して補助をして、農協さんが一括で放射能低減と榛東村産の米の安全安心向上及び村民の食への安心の向上を図るため、通常価格の3分の1を村が補助する内容となっております。個人ではなくて取りまとめた農協さんに補助金を支給している制度となっております。

それでは、続いて群馬用水の賦課金の補助について答弁をさせていただきたいと思います。

農家土地改良区組合員が支払う群馬用水の使用料は水量ではなく、面積当たりで賦課金が課せられております。賦課金単価は群馬用水の総代会で定めることになっております。村では群馬用水施設の良好な維持管理を行うため、群馬用水の各管理者、群馬用水土地改良区や県に対しまして負担金を支出しております。令和4年度では1,400万円程度の負担金を支出しております。

農家への群馬用水の負担金に対する補助については、受益者負担の観点から現時点では補助金を交付する考えはございません。また、群馬用水を農業用水として群馬県内7市町村で使用しておりますけれども、群馬用水土地改良区に確認をしたところ、農家、受益者個人に対して市町村から交付している補助金はないとのことでした。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） 多分そういう答えが返ってくると思っていました。

群馬用水の賦課金というのは毎年決まっている金額なんですね。今現在の農家を取り巻く環境というものは、まだ肥料の値段も高値で安定している、燃料代も今、円安で150円台をつけている、必ず150円台の円安水準になっています。すると当然燃料代も上がってきます。かといってお米の売却す

る値段は下手すれば減少傾向に移っています。そうすると、コロナ禍における群馬用水の負担金というのは毎年の固定費になりますので、農家にとっては大きな負担になっていくと思います。その点を忘れずに再度検討のほうをお願いいたします。

最後の質問になりますけれども、農業の支援体制について村の方針をお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 農業支援に対する村の取組というところでございますけれども、全国的に農業者の高齢化や減少、耕作放棄地の増加による農地の適切な利用が困難な状況になりつつあります。本村でも例外でなく、担い手である認定農業者の高齢化が進み、10年後にはどのような状況になっているか分かりません。担い手が減少していく中、新規就農者の確保は重要となります。本年度に新規就農された方が1名おり、経営開始時の運転資金などに活用できる榛東村農業経営管理資金を交付しております。

また、来年度、令和6年4月から新規就農される方がまた1名おありまして、新規就農の開始に必要な農業機械の導入の補助として、令和5年度、本年度は榛東村農業振興支援事業の補助金を交付しております。令和6年度は榛東村経営発展支援事業補助金と、農業経営開始資金の交付を予定しております。引き続き、新規就農者の支援に力を入れていきたいと考えております。また現在、新規就農の相談を6件ほど受けており、新規就農につながるように支援を行っていかねばと考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

自分が考えている農業支援の取組支援の中に一つ入れてほしいなと思うのがあります。それは、認定農家に対しての補助金というものは今現在十分に行われていると私は思っています。ただ、一番足りないのが私たちみたいにサラリーマンを辞めた人間が自宅に農地がある場合、例えば1反あるとか、1反5畝あるとか、親から譲ってもらったんだから、じゃ、これから農家を始めようとする人間に対しての支援というものがありません。何の補助金も使えないし、いろいろ機械を備えるときには自己資金、自己資金は退職金ですね、退職金を使って農機具をそろえなければならないのが現状です。

農家をやってみると、最低でも、マメトラ管理機という機械があります。田んぼを耕す機械です。それを今最低22万します。そのうちの3分の1でも補助金が出れば、そういう農家への支援をしていただければ農業後継者が育ちやすいのではないかと思います。

以上です。

最後の質問に移ります。

防犯灯についての質問になります。

まず第1に、防犯灯のLED化についてお聞きします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 村内のLED化につきまして、防犯灯、街灯等でございますが、平成29年度の事業において、28年度以前に村で設置した街灯を全てLED化いたしました。その後、新規設置につきましては全てLEDの電灯で対応しております。

また、令和4年度の設置基数では24基、4年度末では設置総数1,602基となっており、令和5年度上期ですが、こちらは既に10基設置を行い、下期では20基程度の設置を現在も進めておるところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） 今、全てLED化になっているとかいう話なんですけれども、たまたま私の家の出入り口の前にあるのが蛍光灯なんです。それが村の防犯灯の意味であるのか、それとも個人がそのようなものを設置するとは、私は考えられないんですけれども、そういう蛍光灯がまだ幾つか村内に残っております。私はそのLED化についても早急にしていただきたいと思っています。

次の質問に移りたいと思います。

防犯灯の設置台数は年間どのくらいの設置件数を予定していますか、お答えをお願いします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 年間における設置基数でございますが、こちらにつきましては、各行政区からの要望や通学路等の点検において危険箇所など確認させていただいたものについて設置することが考えられ、来年度、6年度の予定でございますが、来年度につきましては30基ほどを考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） 分かりました。

一応最後の質問に移りたいと思います。

ある村民の方からの質問なんですけれども、大通りに面したところでは電柱の1本置きに防犯灯が設置されている箇所もあります。私も夜、車に乗ってみたところ、電柱1本置きに防犯灯が設置されたところもありました、現実に。そこはもう明るくていいんですけれども、ただ、それを大通りから一歩裏道に入ると防犯灯の数が極端に減っています。防犯上もよろしくないのではないかなと思って

いるんですけども、村が防犯灯を設置するときの設置基準についてお答えください。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 防犯灯の設置基準ということでございますが、まず、防犯灯につきましては、各自治会からの要望についておおむね2か所程度を要望を考え、毎年自治会へ要望の取りまとめをお願いしているところでございます。また、通学路点検等で指摘された場所についても現地を確認した上で設置を検討してまいります。

設置基準につきましては、住宅地周辺や通学路であるなど、要望のあった場所を確認し進めてまいります。ただし、要望のあった場所であっても畑や田んぼなどの耕作地であって、電柱や電線の引込みがない場所など、現地を確認した上で設置できない場合もございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

確かに見て回りますと、当然電気を引いていますから電柱がない場所には防犯灯はつけるわけにはいかないんですね。つけるとすれば、太陽光を利用した防犯灯があるとすれば、それを利用するしかないと思うんですけども、多分経費が大分かさんでしまうのではないかなと思います。

防犯灯が多いところとないところの差が大きいという村民の皆様の質問がありますので、それについては自治会等をお願いしまして、その区民の皆様のご意見をよく聞くような体制を取っていただくことをお願いいたします。

私の質問は以上で終わります。

ありがとうございます。

○議長（生方勇二君） 以上で、1番飯塚久夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。よろしく申し上げます。

午前11時40分休憩

---

午後1時再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位3番三俣実議員の一般質問を許可いたします。

6番三俣実議員。

〔6番 三俣 実君登壇〕

○6番（三俣 実君） 皆さん、こんにちは。

6番三俣実です。

傍聴にお越しの皆様、お疲れさまです。

今回の一般質問は令和4年度自治会連合会が各自治会で共通する諸問題について、村への要望が提出されています。提出から約1年経過しましたので、自治会連合会の要望書を中心に質問をいたします。私自身の質問も含まれておりますので、よろしくお願いいたします。

1、ごみステーションについて。自治会名の入ったプレート制作の状況について。

榛東村では一部の賃貸物件を除き、ごみステーションの設置、清掃、修繕等管理は各自治会が行っています。通常その地域の自治会員がおのおのごみステーションを利用していますが、自治会未加入者についても付近のごみステーションを利用しているのが現状です。ごみステーションを利用する自治会未加入者に対し、自治会が設置、管理していることを周知する目的として、自治会名入りの利用上のルールを併記したプレート制作の状況について伺います。

以下、自席に戻り質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ただいま議員がご質問の中でお話ししていたとおり、ごみステーションにつきましては各区の自治会で管理していただいております。昨年の要望書の中で自治会で管理しているということが分かるように自治会名入りのプレートを制作してほしいと。また、そのときの回答の中で制作をしていきますということでお答えをしていたものでございます。

現在の状況についてお話をさせていただきます。

このプレートにつきましては、榛東村環境美化推進協議会の中で制作をしていただいております、その内容につきましても総会のときに各自治会長さん、また、副会長さんご出席の方々のご意見を賜りながら作成をさせていただきました。

現在の状況なんですが、村内全域のごみステーションに順次取り付ける作業を行っているところでありまして、およそ9割のごみステーションに設置が完了となっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 早速対応していただきましてありがとうございます。残りの部分についても早めの対応をよろしくお願いいたします。

（2）ごみステーション設置補助金について。

各自治会が設置するごみステーション設置費用に対する補助金は幾らになりますか。伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ごみステーション設置に対する補助金でございますが、こちらも榛

東村環境美化推進協議会が行っている補助事業であります、1基当たり5万円が補助金の上限額というふうになっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 1基当たり5万円の補助金ということですが、自治会長から聞いた話ですと、区によって大小様々なごみステーションがございますが、一般的なサイズとして幅が1.8メートル、奥行き1メートル、高さ2メートルの大きさのごみステーションを製作すると約18万円、その他設置に別途費用もかかり、大変高額になります。世帯数の少ない自治会では、年間予算の2割以上の支出になっている等の意見もあります。補助金額を増額することはできないか、伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ごみステーション設置に対する補助金の増額についてでございますが、こちらは榛東村環境美化推進協議会役員会議の中でごみステーション設置補助金の増額に向けた検討がされているというふうに聞き及んでいるところです。このため、議員からご質問があった増額の件につきましては、協議会役員の皆様におつなぎをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） ぜひ、増額をしていただくようお願いいたします。

続きまして、令和5年度環境美化推進協議会総会資料の令和4年度収支決算書を見ますと、歳入の部決算額の中に協議会費1世帯500円、4,697世帯分で234万8,500円とあります。そして、村からの補助金が56万8,000円です。住民の負担に比べて村からの補助金が少ないように思われますが、増額することができないか伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 榛東村環境美化推進協議会に対する村からの補助金の増額の考えはというご質問だったかと思しますので、お答えさせていただきます。

榛東村環境美化推進協議会では様々な事業に取り組んでいただいておりますが、先ほどお答えしたごみステーションに取り付けているプレートの制作や、それから、この後ご質問、通告をいただいている資源ごみの回収、また、ごみステーションに設置に対する補助金の交付や廃品回収を実施している団体に対する奨励金の交付など、たくさんの事業実施をいただいております。そうした事業を実施する上で必要となる財源、収入につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、毎年各世帯

から徴収をしている会費、1世帯当たり年500円と村から協議会に対してお支払いしている補助金というふうになっております。

先ほどの答弁の中で現在、協議会役員によりごみステーション設置補助金の増額が検討されているというふうにお答えをいたしました。それに対して村からの補助金を増額してほしいという要望は今のところいただいておりません。このため、現状の収入見込額の範囲内で様々な事業を実施をし、かつ、ごみステーション設置補助金の増額も検討されているものと考えているところでありますので、現在村からの補助金を増額する考えはございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 今のところ増額することはないということですが、ぜひ、検討をお願いいたします。

2、ごみ出しルール、マナーについて。現状について。

住民生活課から看板の提示など対策をしていただいておりますが、改善が見られないのが現状です。自治会としてもごみステーションの位置の変更や見回りなどを行っていますが、解決に至っておりません。今後分別の細分化が進むため、ごみ出しのルール、マナーのさらなる周知が必要になると思いますが、現状の対応について伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ごみ出しルール、マナーの周知についてということで要望に対する回答としまして、そのときにごみ収集計画表や村広報紙、村ホームページやごみステーションへの掲示などを継続して行い、ごみ出しルールの遵守やマナーの徹底を広く周知をしていきますとお答えをしていたものでございます。

現状でございますけれども、繰り返しのお話しになりますが、以前と同様の取組ということではありますが、ごみ収集計画表や村広報紙におけるPRのほか、村ホームページやごみステーションへの注意看板掲示などを継続をしてきております。また、議員もおっしゃったように、ごみステーションへのプレートの取付けも実施をしてきているところです。

一つ新しい取組としましては、これも自治会長さんたちからの要望に基づいたものでございますが、令和4年度に監視カメラを5台購入をいたしまして、自治会長さんからの要望に基づいて監視カメラを設置、注意喚起を行うという取組を一つ始めたところであります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 監視カメラを設置して注意喚起を執り行うことを開始したということで、効果があることを期待しております。

続きまして、今後の対応について伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今までお答えさせていただいた取組は継続をしていきたいと考えております。また、村広報紙の広報しんとうの2月号からになります。最終ページの約半ページを活用いたしまして、ごみ減量化に係る情報のお知らせを始めたところであり。このお知らせを毎月継続をしていきたいと考えているところです。また、新年度での取組としましては、外国人向けに英訳をしたごみ収集計画表を作成する予定となっております。そのほか、令和6年度からプラスチック類の分別収集が開始されるため、分別のルール徹底、それから、PRについても力を入れていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） ごみ出しのルール、マナーについて様々な方法で住民の皆様に伝わるよう努めていただきまして、ありがとうございます。今後もよろしくお願いいたします。

3、資源ごみの搬出方法の検討について。

現在、環境美化推進協議会員として自治会長、副会長が毎月1回収集場所で資源ごみ回収の立会いを実施しております。利用者が大変減少しています。収集方法の再検討や分別収集の意義、効果的な周知の現状について伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今、議員が申し上げていただいたのが要望で、そのときの回答は、榛東村環境美化推進協議会において協議をしていただき、収集事業の継続や収集方法の変更について検討しますとお答えをしていたものでございます。

現状でございますが、昨年各自治会で行っている資源ごみの収集場所に職員が伺って、収集状況の確認や意見聴取を行いました。そうしたところ、収集された資源ごみの量や種類にも自治会によって差があることが分かったため、自治会に回覧を利用して各自治会が実施している資源ごみ回収への搬出を呼びかけを行いました。結果でございますが、その後の回収量、資源ごみの搬出量に大きな増加がなかったため、さらなる周知、広報が必要であると感じているところであります。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） これからもさらなる周知、広報等をお願いいたします。また、各自治会で毎月1回実施している資源ごみ収集について、今後の予定を伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今後の予定についてお答えをさせていただきます。

議員からもありましたが、村環境美化推進協議会の支部長、福祉部長も務めていただいている各区の自治会長、副会長に引き続きご協力をお願いし、今年度と同様に資源ごみの収集を実施していただくよう計画はしているところでございます。

ただ、この資源ごみの収集につきましては、ごみの減量化を推進する取組、いわゆる3Rと呼ばれますが、リデュース、リユース、リサイクルのうちのリサイクルに該当するものでございます。資源のリサイクルが進めば村から搬出されるごみの量が減り、結果としてごみの搬出量などに応じて算出されている広域組合への負担金を減らすことにもつながるものと考えておりますので、村民の皆様に対しましても引き続き3Rの取組についてPRを図っていく所存でございます。

なお、各自治会における資源ごみ回収の利用率、回収量を増加させるために自治会便による広報を継続して行うとともに、村環境美化推進協議会の会議の機会を活用して、実際に回収実績を上げている自治会の取組などを紹介していくことを予定しております。そのほか、北部学童駐車場敷地において実施をしております資源ごみストックハウスにおける資源ごみの回収や、育成会やスポーツ少年団が実施をしている廃品回収などについても利用者及び回収量の増加が図られるよう引き続きPRをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 回収実績を上げている自治会の取組の紹介や、廃品回収量の増加が図られるよう引き続きPRについてもよろしくをお願いいたします。

村上氏、ありがとうございました。

4、地域防災計画の周知及び避難訓練等の実施について。現状について。

近年多発する災害に対し、各自治会が円滑に協力できるよう地域防災計画に基づく避難訓練実施等の要望について伺います。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、令和4年度に自治会連合会から提出されました防災意識の向上についてということでお答えをさせていただきます。

令和4年度におきましては、榛東村ハザードマップを毎戸に配布し、防災意識の向上につなげられ

ていると考えております。また、5年度においては自治会連合会の方々に対しハザードマップのマイタイムラインの紹介並びに作成方法を県河川課の協力を得て実施しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 令和4年度の要望で実現されていない対応について、また、令和7年度に完成が予定されている防災中枢機能施設について地域防災計画、防災訓練等の予定があるか伺います。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、お答えさせていただきます。

5年度におきましては、4年度にモデル地区で実施されました避難行動要支援者の避難訓練において確認された改善点等に基づき、福祉避難所への避難を必要とする避難行動要支援者について、村内の福祉介護施設と協定を結ぶことで、災害時に直接これらの施設へ避難できる仕組みを進めることができました。また、次年度におきましては防災訓練の一環として職員向けの災害対応座学を行い、実地訓練につなげ、職員の役割分担と具体的な行動内容について確認していきたいと考えております。

また、防災中枢機能施設については、現在の地域防災計画では施設の位置づけなどを明記しておりませんので、今後施設完成に併せ、防災計画を見直すとともに、地域住民参加の防災訓練についても研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 防災中枢機能施設が令和7年度の秋に完成予定です。6年度については職員向けの防災訓練等を行うようですが、ぜひ、住民参加型の防災訓練の実施の検討をよろしく願いいたします。

総務課長、ありがとうございました。

5、空き家対策について。現状について。

村内に多数の空き家が存在していますが、村が実施している空き家対策事業の内容とその実績について伺います。

○議長（生方勇二君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 村では空き家の利活用を促進するため、空き家リフォーム補助制度、空き家バンク制度を実施しております。空き家リフォーム補助については今年度3件の実績がございました。空き家バンクについては、今年度賃貸希望での登録申請が1件ございましたが、登録後すぐに

借り手が見つかり、リフォーム補助と併せてご利用いただくことができました。また、老朽化した空き家の対策として、空き家除却補助制度を実施しております。本制度は、移住定住対策も兼ねているため、除却跡地での新築定住を補助の要件としておりますが、今年度1件の実績がございました。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 空き家バンク登録申請が1件、空き家除却補助金制度の利用が1件、空き家リフォーム補助金制度利用が3件の実績があったとのことですが、令和4年度の空き家リフォーム補助金制度の利用は2件でした。実績が伸びていますので、この調子で令和6年度もよろしくお願いたします。

今後の対応について。

令和4年度の空き家件数ですが、自治会長の要望書ですと20区38件、17区15件、17区については将来予想される空き家が24件と増加傾向にあります。今後も増える空き家に伴い、雑草、雑木の繁茂等の対策を求める要望が出ています。これから村が実施する空き家対策の今後の対応について伺います。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 本村に移住を希望している方から空き家を購入したいとの相談、多数受けてございます。購入希望者に対し空き家バンクに登録されている空き家の数が不足しているのが現状でございます。空き家の売却等を希望している所有者に対し、空き家バンクへ登録をしていただくため、また、リフォーム補助制度と除却補助制度についても広く活用していただくため、今後も広報、回覧等を通じて周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 空き家バンク登録、除却補助金制度、リフォーム補助金制度など広報、回覧等で周知を図るとのことですが、空き家の持ち主には村外や県外にお住まいの方も多く、その方も含めた対応をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 検討してまいります。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 空き家バンク制度、令和3年度開始で3年間たったわけですがけれども、登録

が2件、この状況について何か対応策がありましたらお答えください。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 先ほども申しましたが、空き家バンクへ登録される方、お客様が2件ということで、村としては空き家バンク制度を利用させていただきたく周知しているわけですが、今のところ2件という現状でございます。今後も空き家の数を把握しながら登録に向けて頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 引き続きよろしく願いいたします。

6、道路側溝敷設促進状況について。現状について。

幹線道路や住宅周りに溝蓋の未設置箇所が散見されます。建設課が要望を調査し、必要な箇所についてその都度設置をしていると思いますが、車のすれ違い等や安全確保の観点から計画を策定し、全村の一斉見直し及び積極的な設置を要望しましたが、その進捗状況についてお答えください。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 溝蓋の設置は道路の安全を確保し、円滑な交通に資するものであるという認識の下、設置については継続的に実施しているところでございます。また、要望調査として令和4年度から各区の自治会から設置の要望を伺いまして、次年度の予算へ反映しているところでございます。そのほかに自治会の要望または陳情において特に必要性が高いと思われる路線については、重点的に側溝の設置、交換または現場の状況によっては側溝の布設替えを行う道路改良工事も行っているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 令和4年度より各自治会から設置の要望を聞いて、次年度の予算に反映をさせていただいているとのことですが、要望については1年に1回、道路補修材料設置等申込書で申し込みます。溝蓋が20枚または碎石の10立米、いずれかで仮に溝蓋ですと約10メートルの設置です。とても自治会員の要望に応えることができないのが現状です。まず、平等に要望ができる道路補修材設置等申込書で数量の見直しを含めて今後の対応をお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 枚数や数量、今後増やすということを今、お答えはできませんが、溝蓋等の設置についてはこれまでと同様、地元のニーズを把握しながら整備を進めてまいりまして、特に重要な路線については計画的に事業を進めてまいります。

なお、令和5年度については予算要求時に、初めに12の自治会から溝蓋設置の要望がありました。その後、年度途中追加要望も含め16の自治会に設置を行っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 道路補修材料設置申込書の数量について、ぜひ、検討をよろしくお願いをいたします。

7、降雪時の道路（歩道）除雪対策について。現状について。

降雪時における道路の除雪対策として、村内建設業者等の協力の下、迅速な対応が取られ、地域住民からも安心の声が寄せられています。しかし、歩道部分については村として施策が見られておりません。歩行者、特に子どもの安心・安全な環境を確保するために、主要道路や通学路における歩道部分の除雪対策をどのように取り組んでいるか、お聞かせください。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 建設課では、建設業協会に事前に依頼をして、主要村道を中心とした道路について重機を使用した除雪、凍結防止剤散布等の対応を行っているところでございます。重機を使用する際には通勤・通学時間帯を避け、安全に配慮して実施を行っています。また、日陰等で雪が解けにくい箇所や歩道については、事前に置き砂を設置したり、また、建設課職員で凍結防止剤の散布を実施しているところでございます。今後も引き続き道路の安全確保に努めてまいります。

また、2月5日の大雪では、雪の降っている中、大変多くの村民の方が除雪にご協力いただきましたこと、心から感謝しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 歩道については置き砂の設置、凍結防止剤の散布を実施していただいているということで、引き続きよろしくお願いをいたします。

次に、近隣市町村の除雪対策の方法について分かる範囲でお答えください。お願いします。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 近隣市町村でもおおむね本村と同様の方法で実施しているところでござ

います。あらかじめ管内の各建設業者と担当エリア等を決めておき、除雪開始の目安となる積雪量に達する見込みのときに除雪作業を着手するといった対応になるようでございます。

榛東村では5センチの積雪が見込まれる場合は除雪開始の目安としております。県や近隣では10センチを対応の目安としているようでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 除雪開始の目安について説明をいただきました。今後ともよろしくお願ひいたします。

榛東村建設業協力会と降雪時の除雪に関する協定を結んでいるのか、また、除雪単価、県単価との比較について伺います。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 建設課では毎年12月上旬に榛東村建設業協力会との除雪会議を開催しております。各建設業者の除雪担当路線、また、除雪単価等について双方で取り決めを行っております。

除雪単価については県単価を基に決定しておりますが、村独自の経費率を適用しており、県と比較すると安い単価となっております。

例に挙げます。3.1メートル級のモーターグレーダーの時間単位を県の公表単価で計算すると4万600円となっておりますが、村の単価は2万8,300円となっております。また、3トン級のブルドーザーでは県の単価は1万4,100円でございますが、村単価は9,950円となっております。協力会には雪の降る中、寒い中、朝方だろうが夜中だろうが安い単価で村民のために除雪作業をしていただきまして、心から感謝しています。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 県単価と比較すると村の単価はかなり安く感じますので、近隣市町村の単価を参考にして検討していただきたいと思います。

あと、もう1点、先ほど建設業協力会と協定を結んでいるかという、その点についてももう一度詳しく説明をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 現在協定は結んでおりません。双方取決めで行っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 除雪に関する協定も、ぜひ検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、学校の対策について。

登下校時、子どもたちの安心・安全な環境を確保するためにどのように取り組んでいるか伺います。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 学校としての取組についてご説明申し上げます。

積雪があった場合の通学の安全を確保することは、大変重要なことだというふうに考えております。積雪の予報があった場合には、教育委員会と小中学校の校長とで事前に対応を協議いたしまして、メール配信システムを活用して、今後取り得る対応について保護者向けに配信をするようにしております。特に交通が混乱することを想定しますと、安全な時間帯に登下校ができるように、特に登校時間を調整するなどの措置を講じております。その際は、村長部局や学童保育所等との事前協議や連絡を行いまして、除雪作業と登下校時間が重ならないよう調節を図ったり、下校時間を早める際の待機や保護について準備したりしております。

先日の積雪におきましては、多くの地域の皆様が早朝から歩道部分を除雪し、子どもたちの安全な登校にご協力をくださいまして、本当に感謝をしております。社会福祉協議会のご協力を得まして毎年見直しを行っている支え合いマップづくりの中でも、通学路と除雪の必要な箇所をいつも確認をしていること、そして、その取組が長年積み重ねてきている。積み重ねられてきていることの重要性を改めて実感したところです。今後も皆様のご協力を得ながら、降雪時の対応を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 雪の予報が出た場合、教育委員会と学校長で事前協議し、安全な時間帯に登下校できるよう時間調整等をしていることで安心をしました。引き続き安全確保をよろしくお願いいたします。

8、第6次榛東村総合計画に基づく道路交通網の整備について。現状について。

第6次榛東村総合計画の第3章、快適で住みよいむらづくりの基本方針として、高崎渋川線バイパスとのアクセス道路の連絡性を強化するとともに、村内における体系定な道路交通ネットワークの定性、また、上毛大橋延伸道路整備促進を図り、村内における東西方向での道路機能の強化を図るとあります。高崎渋川線バイパスのアクセス道路整備について伺います。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 高崎渋川線バイパスの完成に伴い、村内における道路機能の強化を目的としまして計6路線のアクセス道路の整備を進めてまいりました。6路線の整備状況は、3路線は既に完了、1路線については未着手、2路線については現在整備中となっております。また、整備中のうち1路線については現在地元で調整中のため、休止となっているのが現状でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） アクセス道6路線が令和7年度末に計画に対してどのくらいの割合で完成予定か、今後の対応について伺います。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 令和6年度は整備中であるアクセス道路6号計画道路の橋梁設計を予定しております。また、休止となっているアクセス道路5号計画道路については引き続き粘り強く地元自治会を通じて調整を図ってまいりたいと思っております。現在策定準備作業を進めている第7次榛東村総合計画の計画期間が令和8年から17年となるため、南新井前橋線バイパス整備の完成がこの時期となることから、アクセス道路の計画の見直しを含め整備計画を検討し、さらなる道路機能の強化を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） それでは、最後に上毛大橋延伸アクセス道整備について、令和4年度第3回定例会一般質問で質問をいたしました。その後の進捗確認をさせてください。よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 現在アクセス道路の整備として、前回の一般質問でも答えましたが、令和元年度に東部幹線道路（仮称）令和3年度に蛇ヶ見井戸尻線、今年度、台柳沢線の道路改良整備及び歩道の設置を想定した概略設計を実施しました。上毛大橋延伸道県道南新井前橋線バイパスの整備が完成することで交通量、交通の流れの変化が見込まれますので、それらをしっかり考慮したアクセス道路を、また、接続道路の整備計画を限られた財源の中で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 6番。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 令和5年度に台柳沢線の概略設計を実地し、歩道の設置を想定した計画案を作成していただき、ありがとうございます。

長岡から広馬場を南北に結ぶ歩道を設置した道路は、子どもたちの登下校に、また、住民の気晴らしや健康のための散歩コースとして絶対に必要だと思います。どうか、新走行計画の中で検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。

狩野課長、ありがとうございました。

それでは、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、6番三俣実議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後2時5分といたします。

午後1時44分休憩

---

午後2時5分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位4番浅見隆議員の一般質問を許可いたします。

3番浅見隆議員。

〔3番 浅見 隆君登壇〕

○3番（浅見 隆君） 3番浅見隆です。

傍聴の皆様、お越しいただきまして誠にありがとうございます。

今回の質問は3回目になりましたので、少しは落ち着いてまいりました。静かに質問したいと思います。

今回質問いたします1問目の榛東村の森林資源の重要性と現状について、植林、伐採等の維持管理の面から検討したいと思います。

なお、担当課長様にはお世話になると思いますが、非常に日頃なかなかこういったところまでないのが現状なので、今回はひとつよろしく願いいたします。

今の情勢では、1月初日の能登半島地震の山麓の崩壊、これ、杉の崩壊だったんですけれども、天然林じゃなくて自然林だったんです。こういうものを踏まえまして、また、熊を指定管理鳥獣として認定もされました。前の議員の方にもお話を伺いましたが、私のほうは、やはり熊とか鹿とかイノシシ、そういう関係のもので、山の森林の植林、伐採の件から方向づけてみたいと思います。

次の花粉症対策、今問題になっていますが、これは戦後植林ということで、天然林までみんな伐採して、杉の植林を全国に一斉にやってしまった。これは、杉というのは日本固有の種類です。ほかの国にはございません。ですから、花粉というのは日本が一番すごいことになっております。それに対

しての対策が今年行われました。これについて話してみたいと思います。

また、異常気象による集中豪雨の洪水対策として、いろいろな見方で検討はあると思いますが、私は森林のほうからいかに洪水対策ができるかということで質問したいと思います。

それから、最後にキャンプ場（創造の森周辺）の再整備というのは、これは森林の関係で自分で考えてきたことの最終の段階のキャンプ場の整備の関係です。

以上、村の森林資源に関して、森林資源の中央に位置する創造の森の現状から分析させていただきます。

1、創造の森周辺の植樹事業の現状についてお尋ね申し上げます。

問1、いつ頃から県との共催で植樹され、現在に至っているか伺います。

では、着席いたします。

○議長（生方勇二君） 岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 創造の森周辺で行われている植樹祭についてお答えをさせていただきます。

平成15年5月31日に森林を守り、育み、生かすことの大切さを発信し、緑豊かな郷土づくりを推進するため「小さな芽、木から林へ森になれ」をテーマに創造の森において第57回群馬県植樹祭が行われました。およそ1,300人が参加し、ヤマモミジやイタヤカエデなど4品種1,500本を植樹いたしました。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） その植樹された樹木に関してのその後の植樹された木に対してのその刈り込みとか、手入れの関係というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 創造の森周辺につきましては、毎年下草刈り作業を実施しております。近年では新たな苗木の植樹等は行っておりません。平成15年度の群馬県植樹祭で植樹した樹木なんですけれども、エリアは分かっているのですけれども、現在何本残っているかは確認ができていない状況です。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 平成15年以降にその後造林されたような木だとかというのはございますか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） その後なんですけれども、平成20年度なんですけれども、林道盗人越線に桜30本の植栽を行った事業がございました。ただ、その翌年、平成21年度に林道の植栽されている桜の木50本折られたというようなことがございました。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） その桜が30本植えられたというのは、種類のには山桜だったんですか。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、質問が4回目になっております。同一の質問は3回までです。  
3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） では、続きまして、榛東村の総合計画はどのような目的で行われたのかお尋ねいたします。

ちなみに、昭和47年、1972年7月8日、今から52年前なんですけど「教育キャンプ場は青少年の健全育成施設として村有林を切り開いて建設した。野鳥やセミの声に包まれた自然の豊かなところであるが、近年村有林の杉が伸長して眺望を妨げるようになったのが惜まれる」と榛東村誌の昭和63年度に書いてありましたので、どのような経過で総合計画をやっておられるのかお聞きしたい、お尋ねいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 植樹祭の総合計画での位置づけということで質問いただいたのですけれども、県の植樹祭のことでということでお答えをさせていただきます。

群馬県の担当者に確認をいたしましたところ、群馬県の県の植樹祭は戦争で荒廃した土地を緑に復旧することを目的として昭和21年に第1回植樹祭が桐生市で開催された事業でございます。その後県内7つの森林事務所のローテーションで、担当となった森林事務所管内で開催市町村を決定しております。

榛東村では先ほど答弁したとおり第57回群馬県植樹祭として平成15年に実施をしております。榛東村の総合計画と言うよりは群馬県の事業で戦後の復旧が当初の目的となっている事業でございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございました。

続きまして、3問目に入らせていただきます。

この3問目なのですが、榛東村森林整備計画書、これ、提出しているやつですが、令和4年から令和14年の10年間の整備計画です。それについてお尋ねいたします。

森林整備の基本的な考え方及び推進方策、表の2の5ですか、1、水源涵養機能についてお伺いいたします。

整備及び保全の基本方針のところ、自然条件や村民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針葉樹、広葉樹、混交の育成とありますが、人工林として植えられた杉は花粉症を引き起こしております。これについての対策等はお考えでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 杉の花粉症対策というところなんですけれども、まず水源涵養機能についてお答えをさせていただきます。

榛東村森林整備計画では、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育、間伐を促進しつつ下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小及び分散を図ることとしております。

杉なんですけれども、新聞記事で見たのですが、国・県からまだ正式な通知が来ておりません。通知が参りましたら関係機関と県、森林組合等調整しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

これは私が早合点にやったのですけれども、実はこれ、2024年2月18日に上毛新聞に載ったものなんです。花粉症対策として杉の伐採については東京都を中心に50キロ以内または人口の多い県庁所在地、各都道府県が林野庁と調整して定め、政府が3月末までに公表する見通しというものを聞きかじって言ってしまったためです。

ただ、これは早急に多分検討しなくてはならない課題だと思いますので、今後恐らくこの森林整備計画の中にも林野庁から来れば、多分、変更になるかと思います。その中で、杉の花粉対策です、国が発表した杉花粉の起さない種の杉を植えるということに関して答申をいたしました。10年で2割植え替えると。全国の人工林の2割を10年で変える。30年で花粉の発生量を半分にする予定、こう申しております。

なお、私がこのところで目を引かれたのは、沖縄を除く46都道府県の林業団体に高性能の伐採機械の導入する補助金を出すというところがあったんです。これで、多分群馬県の場合には前橋市のすぐ近郊でこれだけの奥山を所有している榛東村ですから、多分こういうものには該当するのではないかと

と思ったから検討してくださいということで今回質問させていただきました。

それから、先ほどお話がありました造林、伐採の計画なのですが、私もこれ、榛東村の村有林に関して、榛東村森林整備計画の中で榛東村の総面積は2,792ヘクタール、榛名山の東、山塊に開けた東西約10キロ、南北約4.5キロ、総面積2,792ヘクタールのうち森林面積は1,171ヘクタール、林野率は41.9%うち人工林です、ここです、人工林が579ヘクタールで森林総面積の49.4%を占めております。これは群馬県、全国的に見まして四十一、二%で推移していますが、かなり榛東村は人工林の率が高い、約半分に近い人工林。それもその人工林というのは杉が主です。ですから、やはり花粉の飛散というのは非常に多いように思われます。

それが証拠には、この間上野原の総会にも行ってまいりましたが、そこでは、上野原はこれ、村有林なんですけれども、森林組合では人工林のパーセントは言いません。これ、村の中央公民館で調べたのですが、村有林の上野原、平成4年なんですけれども、杉、ヒノキの人工林は86.7%あります。86.7%というと非常に多いんです。それで、雑木が13.8%しかないんです。ということは、この村有林にしましても86.7%も杉が植わっているのか、杉かヒノキだとは思いますが、非常にやはり多いと思いますので、この村は杉はすごくあるということを認識いたしました。

この杉どうのこうのと言いますが、皆さんが知っているとおおり、日本が終戦した後は荒れ地を全部杉林に戦後やりました。それで、なおかつ民有林でも何でも広葉林を、広葉樹を切って杉をみんな植えてしまったんです。だから、そういう意味からすると、非常にこの村は奥山を持っていながら杉林が非常に多いという傾向にあると思います。これは報告だったのですが。

続きまして、2番目の山地災害防止土壌保全機能についてお伺いします。

問、土砂の崩壊や土砂の流出防止のためにどのように植林、伐採を行っていますか。よろしく願います。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 榛東村森林整備計画では、災害に強い土壌を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で林床の裸地化の縮小及び回避を図る施策を推進することとしております。また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域においては、土砂の流出、防備等の機能が十分に発揮できるよう保安林の指定や、その適切な管理を推進することとしております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

非常にこれ、植林、伐採というのは、やれそうでやれないのが現状だと思います。大変だと思うのですが、ひとつよろしく願います。

それで、私が感じたことなんですが、最近洪水対策で100ミリ以上の集中豪雨で洪水でやられたということをよくお聞きすると思うのですが、道路の排水溝は時間当たり50ミリが基準で、これは平常の降水量に対し設定されている側溝だそうです。これについてちょっと、ある方に伺いましたら、異常時のことを考えたら金がかかり過ぎでどうしようもないということでは言われましたので調べてみたのですが、これについても榛東村は高低差が185メートルから420ですから、二百何十メートルかありますよね。非常に東西10キロの間に高低差が結構あるものですから、280ぐらいあるのかな、洪水の対策として50ミリでできるかといった場合に、大体このハザードマップ、去年私も参加して見ましたが、道路、小さい道路がみんな川になっちゃうんです。東西が。

それなので、私もこれについてはどうなのかなと思ひまして、森林の見地から、やはり山に広葉樹林を植えなくては駄目なんじゃないかなという想定をいたしました。それで、村民の方にちょっとお聞きしたんですが、こんな事例がございました。これは、第12師団戦車隊がいたときのことで、戦車隊の戦車が演習場に戦車道をつくってしまったとき、洪水で、これは広馬場ですけども、染谷川が氾濫、住民からの苦情でその後駐屯地に桜の木を植えたところ、氾濫は収まった実績がありますと地元の方が言っておりました。これも洪水対策の一例なので、このように発表させてもらいました。

続きまして、3番目、保健レクリエーション機能、行楽キャンプ機能の面でお伺いします。

住民に憩いと学びの場として提供しているキャンプ場周辺の施設及び樹木の管理は適切に行われているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 創造の森周辺の管理は適正にされているかというところですけども、先ほども答弁したとおり、毎年下草刈り等を行っております。保健レクリエーション機能というところでお答えをさせていただくと、榛東村の森林整備計画では、村民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や村民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど、多様な森林整備を推進することとされております。また、保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項で、森林保健施設として創造の森キャンプ場が位置づけられているところでございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

この創造の森キャンプ場についてリピーターの方から、キャンプ場から景色はすばらしいけれども、その場所だけではなく、散策の道をつくって多くのスポットから関東平野を見下ろせるような景勝地をもっと皆様にアピールをすべきですと言われたのですが、どうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

[産業振興課長 岡部貴一君発言]

○産業振興課長（岡部貴一君） アピールというところなんですけれども、すみません、通告にございませんので、答弁できません。すみません、よろしくお願いします。

○議長（生方勇二君） 3番。

[3番 浅見 隆君発言]

○3番（浅見 隆君） 創造の森キャンプ場について景観のすばらしいところをお見せするのに散策の道をつくっていただきたい。これについてお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

[産業振興課長 岡部貴一君発言]

○産業振興課長（岡部貴一君） 散策の道なんですけれども、創造の森にありまして、先ほども答弁したとおり、毎年下草刈り等を実施して散策できるようになっております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 3番。

[3番 浅見 隆君発言]

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

関連質問にまいります。関越道の駒寄インターから下りて、観光的に魅力のあるキャンプ場周辺の再整備についてのお考えはございますか。これは、「創造の森」です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、通告にございますか。

[3番 浅見 隆君発言]

○3番（浅見 隆君） はい、関連して言っております。

○議長（生方勇二君） どこにありますか。

[3番 浅見 隆君発言]

○3番（浅見 隆君） 創造の森、これには書いていないですけれども。

○議長（生方勇二君） 通告にないものは質問しないでください。

3番。

[3番 浅見 隆君発言]

○3番（浅見 隆君） ここには書いていないですけれども、関連質問で事前通告で奥山里山の熊の対策は事前に報告しておりますが、これについては駄目なんですか。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後2時32分休憩

---

午後2時32分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

浅見議員。

事前に事務局を通して通告のなかったものについては認められませんので、よろしく願います。  
3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） では、次に教育の問題に入らせていただきます。

教員の過酷な労働条件の改善や休日の部活動の在り方、少子化が進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツ、文化芸術に継続して楽しむことができる機会の創出が社会課題として問題になっており、これについて質問として2番目、中学校の放課後における部活動についてのみ限定しました。この中学校の部活動につきましては、昨年の6月に定例会における一般質問で飯塚議員から質問がありましたが、本村における取組内容は始まったばかりで、内容があまり見えてこなかったように感じられましたので、より詳細な回答をいただきたくお願いいたします。

部活動地域移行、スポーツ庁、文化庁からなのですが、教員の多忙化解消などに向けた学校部活動の地域移行について、国が推進期間の期限とする2025年末までに全ての公立中学校などで地域移行可能な整備、環境整備を進めようとした具体策として質問させていただきます。

1問目、榛東中学校の休日（土曜、日曜日）の部活動地域移行3年計画の1年目の経過について経過報告を説明してください。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） まず、部活動の地域移行ですけれども、先ほど議員のほうからご質問の中でありましたように令和5年6月議会の一般質問の中で飯塚議員よりご質問を受け、答弁した内容を踏まえての答弁とさせていただきます。

この部活動地域移行ですけれども、生徒数の減少によりまして部活動の存続が難しくなっていること、それから、地域と学校との連携、共同、ここにさらにこの連携を強くしていくということが生涯スポーツ、また、生涯の文化振興につながるということ、そのようなことが一つ大きな意義となっております。その中で教員の業務負担の軽減ということもその一つの要因というふうなことで、こちらとしては認識をしております。

榛東村における中学校での部活動地域移行の進捗ですけれども、今現在、19ある部活動のうち地域移行を進められている部活動は4つとなっております。

なお、部活動の外部指導者、教員以外の方で指導に携わっている方、この方の協力をいただいている部活動は今、11ございます。地域移行を推進する上での課題等もありますけれども、今現状はその状況まで進んでいるところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ただいま地域移行をやった4つというのは、球技は入っておりますか。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 球技も入っております。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

続きまして、質問させていただきます。中体連について。

中体連など、競技大会の参加には今でも教師や専任の顧問になっておられるのかお尋ねいたします。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 部活動の競技大会等の引率につきましては、教員以外にも、これは外部の指導者として大きく2種類ございまして、部活動指導員、そして、部活動の外部指導者という大きな2つの区分けがございます。そのうち部活動指導員については、現状引率することが可能になっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） では、幾らかは教師のほうも軽減されたんでしょうかね。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、4問目の質問になりますので、次の質問をお願いします。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） はい、失礼しました。

では、続きまして、平日月曜から金曜日の部活動の民間移行はというところなんですけれども、非常に難しいとは思いますが、今の現状でお答えいただけますか。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 平日についてです。

民間委託は国の方針としては示されておりませんので、地域移行と解して答弁をさせていただきたいと思っております。

令和7年度までには国の方針としまして、土日の部活動を中心に移行を進めることとされておりまして、平日の移行については先行した実施を妨げてはいないのですけれども、令和7年度までの進捗状況を踏まえて、改めて方針が示されることになっております。そのため、現状では土日の移行に注

力しているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。

もう一つ質問は大丈夫ですね。2番目です。

生徒は教師と外部指導員の指導の仕方の違いを理解し、クラブ活動に集中できるのでしょうか。これは、私が自分のこれ、中学時代で申し訳ないのですが、クラブ活動で苦い体験をいたしましたので、外部指導員を、もし指導者を招くのであれば、その指導の評価とか適正化を図っていただきたいと思って質問させていただきました。これについてよろしく願います。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 学校で行っている部活動について教員が、教育の意義を認めながら進めている、そういうものでございます。その中で外部の指導に携わっていただける方、その方たちとその意義を共有しながら子どもたちの健やかな成長を願って進めていくということについては非常に大きな問題と言うか、重要なことだというふうに認識をしております。これは、そのことを進めるために、また、部活動が行き過ぎた指導に陥らないために国・県の方針も踏まえまして榛東村でも部活動のガイドラインというものを策定をしてございます。この中で部活動の基本的な考え方や、それから、進める枠組みについて規定をしておるところでございます。

中学校におきましてはこのガイドラインを外部の指導者と共有をして指導に当たっていただくよう努めているところでございます。また、外部の指導者に対しまして研修の機会、このようなものも設け、先日もその研修を行ったところでございます。

今後も学校と、そして、外部の方とのこの指導に対しての意識を共有をし、連携を深めて、よりよい部活動となるよう進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

引き続きまして、3番の午後の授業を探求学習に充てることについてお伺いいたします。

実は、2月10日朝のテレビニュースで渋谷区の午後の授業を探求学習に充てるというのがありまして、目に飛び込んできましたので質問をすることにいたしました。

1、質問1、渋谷区で小中学校の総合学習で探求学習を行うそうですが、どう思われますか。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 渋谷区での総合学習の取組につきましては、テレビをはじめ新聞等各種メディアで取り上げられて注目をしておるところでございます。

従来の教育は知識の量を重視する風潮がどうしてもありまして、新たな知識や技術がこれまでにない速さで更新され、蓄積された知識があつという間に使えなくなってしまう。このような社会においては生涯を通じて学び続けるということが重要とされています。また、科学技術の進展によりまして知識は蓄えるものから検索して引き出し、活用するものへと変わってきている、そういう現状がございます。

このような社会の中で直面した困難から問題、課題を見いだすとともに、必要な知識を選び出すこと、それらを活用して最良の解決策を導き出すこと、それを多様な考えや価値観を持つ他者と協働して質の高いものに昇華させていくことなどの資質や能力を育成することが求められております。

こうした意味から、10年後、20年後の社会で一定の役割を果たしながら自己実現を図れるような人材、これを育成するための生きる力、これを育む教育が必要で、国では全ての教科等の学習を通じて指導を充実させることが重要だと、そういう内容で現行の学習指導要領において強調をされておるところです。

総合的な学習の時間につきましては、その中核にある学習でございます。渋谷区の実践につきましては、文部科学大臣の指定によりまして、学習指導要領に定められた教科等の間で授業時数の変更を認める制度でございます授業時数特例校制度を利用して、そういう取組になってございます。時数の確保という量的なアプローチから生きる力を育む総合学習の渋谷区の取組につきましては、注目すべき取組だというふうに感じております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

これは知識を教え込む一方通行型の授業から子どもたちが主体的に学びを深める学習へ転換し、実生活に活用できる思考力や表現力などの育成を目指す、生きるために必要な力を身につけさせる育成に重点を置いてあると感じました。ご立派と思います。

引き続きまして、2問目の質問に入ります。

榛東村では総合学習についてどのように取り組んでまいりますか。これはさっきのものとは違います。それから、この件につきまして2月17日の上毛新聞にぐんま教育賞「杉の子賞」榛東中の8人の教師、最優秀校外学習で非認知能力受賞いたしました。取材は非認知能力の育成を目指した特別活動の実践、この非認知能力につきましては、私も後でまたご説明させていただきます。よろしくお願ひい

たします。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 総合学習についての榛東村での取組というご質問ですが、答弁をさせていただきます。また、新聞等の引用をいただきまして、ありがとうございます。

総合学習、正式には総合的な学習の時間と申しますけれども、学習指導要領の中に明確に位置づけられているものでございます。

榛東中学校では、その中でも全国的にも特徴的な実践として学習総合に取り組んでおります。総合的な学習の時間についてですけれども、多くの場合個人や集団で課題について追求する学習を設定しておりますが、設定はしてはいるものの大まかなテーマは学年の単位で設定し、毎年同じテーマが用いられるというようなことが多く見られております。そのため、テーマを設定する際に、本来子どもたちの思いですとか願い、課題意識から設定するということが望まれるんですけれども、子どもに委ねられる範囲はどうしても狭くなるということがございます。

一方、榛東中学校で取り組む学級総合ですが、それぞれの生徒が捉える問題、課題について担任と生徒で絞り込みまして、テーマとして学級ごとに設定をします。そのため、学級ごとに取り組むテーマが全て異なります。生徒に委ねる幅は格段に広がっていきます。そして、学級ごとですので学級編制を行いました次の年度には年度が替われば、また、テーマは新たなものへと設定をします。ですので、その年度でその学級では一度きりのテーマに子どもたちの思いを生かして取り組む、そのような学級総合に取り組んでいるところです。

榛東中学校ではこうした質的なアプローチによりまして標準時数の範囲で生きる力を育むとともに、教師の授業構想力と指導技術の向上を併せて狙っているところでございます。

榛東中学校ではこの取組を令和2年度から本格的に開始しまして、地域に向けて様々な発信を子どもたちが主体的に行うようになってきております。この3月2日、3日にも村民の方を対象とした感謝祭を3年のあるクラスが企画をしまして、これにつきましては好評を得て500人の方のご来場を得たところでございます。

なお、昨年度には文部科学省の教科調査官の目に、この取組が留まりまして、今年度は文部科学省の指定を受け、年間10回程度教科調査官の指導を實際来校していただき、子どもの姿も見ていただきながら指導を受けまして、実践の質を高めてきております。そして、この指定につきましては、来年度についても内定しているところでございます。

榛東中学校の実践の成果や課題は教科調査官が吸い上げまして、次期学習指導要領の改訂に生かされ、その後全国の実践につなげられるというふうを考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

従来の日本の教育は学力、偏差値、これを数値化して、そういう重視の延長の基にやってまいりましたが、子どもが主体的、主体性に任せ、探求心や創造力、協調性、コミュニケーション能力のアップを目指し、どのような時代が来ようと自ら生き抜く力を養う。これ、すごいことだと思います。やはり、学校の試験なんかも今の中学のものも高校、大学って、かなり内容が変わってまいりました。我々の時代と全然違うんです。聞いている皆さんもそうだと思うんですけども、分かりやすく言うと、子どもの主体性に任せた夏休みの自由学研究を学校の総合学習で行っていると思っていただくと分かりやすいと思うんです。授業の中で自分のやりたいことを率先してやると。それで成果を上げると。本当にこれはすごいことだと思います。頑張ってください。

次に、3番目の今後の課題について。

何かございましたらよろしくお願ひいたします。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 今後の課題についてということのご質問ですけれども、これは授業ですので、そして、子どもに委ねる部分が非常に多くなります。これは、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善ということで、冒頭申し上げましたとおり、全ての教科等で進めることが現行学習指導要領で明確に示されているところでございます。全ての教科でそれをやっていくということですので、総合学習、総合的な学習の時間に限らずですけれども、特に総合的な学習の時間におきましては、子どもの意識を授業の中で瞬時に捉えて、何を取り上げ、考えさせるかを、これも瞬時に判断して方向づけていくことの積み重ねで成り立っております。

子どもに委ねる部分の多い探求的な学習では、なおさらそれが、この積み重ねが重要になっております。瞬時に子どもの意識を捉え、瞬時に適切な判断をするために、教師には力量を常に磨き続けることが欠かせません。どんなにうまくいったと思った授業でも、常に改善の余地があります。そういった意味では常に問題や課題は生まれまして、そして、日々その改善に取り組んでいるということが授業をつくるという営みだというふうに考えております。

この取組を授業研究と私たちのほうでは言っておりますが、この授業研究の方法、どのように授業研究を進めていくかということについても、決まった方法などはなく、どのような授業研究の在り方がより効果的かということについても常に問題や課題を見だし、次の授業研究の機会に向けて試行錯誤しながら改善に取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） どうもありがとうございました。

最後になります。私からの質問ではございません。この話をお聞きしまして、村PTA、教育関連、社協、村民の皆さんの協力が必要と痛感いたしました。変化の時代に生き抜く力を養う、これは県教育長の談です。このキャッチフレーズが全てだと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、3番浅見隆議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を3時10分といたします。

午後2時55分休憩

---

午後3時10分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位5番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

5番須田仁美議員。

〔5番 須田仁美君登壇〕

○5番（須田仁美君） 皆様、こんにちは。5番須田仁美でございます。

傍聴席の皆様、本日も遅くまでの間、議会を見守ってくださり、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

今日は3つの大きい項目について質問させていただきます。

まず、1に、自主財源確保について、2、便利で誰にでも優しく、ストレスなく使えるインクルーシブな図書室に、3、ニーズの増加する発達障害支援についてということで、まず1番、自主財源というと、健全な地方自治体として自主財源確保が言われていますが、年々と高齢化社会、超高齢化社会となっていくこの世の中で、どう自主財源を確保していくか。

榛東村を今まで培ってくださった先人の方々のこの村を持続的に続けていくためには、働きざかりの世代の人たちにどんどん働いていただき、移住していただき、活性化していただくことが大事だと思い、質問させていただくことにしました。

(1)の自主財源確保についての村の考えはということで、①近年の村の自主財源、依存財源の傾向と、まず歳出に対しての村税歳入の大まかな比率で結構ですので、お伺いたします。

以後、順次自席にて質問させていただきます。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

初めに、令和4年度決算における自主財源、それから依存財源の比率を申し上げますと、自主財源は42.7%、依存財源は57.3%となっております。最近10年の傾向を申し上げますと、それぞれほぼ横

ばいでございますが、新型コロナウイルスなどの交付金が交付されると依存財源率が高くなる傾向が見られます。

次に、令和4年度決算における歳出決算額に占める村税の比率を申し上げますと、22.8%となっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ありがとうございます。

自主財源の確保の取組として、村で税源を増やすために行われているものはありますか。お伺いたします。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 自主財源の根幹となる村税について申し上げますと、令和4年度決算におきましては、99.31%と全国の1,741市町村中、125位という非常に高い徴収率となっております。

村税以外の取組といたしまして、従来のふるさと納税に加えまして、令和4年度に企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定を受けまして、令和5年度、既に3件、140万円の寄附をいただいております。この企業版ふるさと納税につきましては、現在、専門業者と契約の上、PRのパンフレットを作成中でありまして、完成の際は積極的にPRを進めていく考えでございます。

そのほか、広報しんとうへの広告掲載料、それから村のホームページへのバナー広告掲載料、封筒広告の掲載料等、自主財源確保のための取組を行っておるところでございます。

令和6年度予算におきましては、体育施設の冷暖房使用の際の電気料相当額、これにつきまして、受益者負担の公平性の観点から、お支払いをいただくという予算となっております。普通財産におきましては、遊休地の不動産鑑定を行いまして、売払いにより自主財源の確保に努めていきたいと考えております。このほか基金の運用につきましても、検討していく考えでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ただいまお答えいただきましたように、納税促進については、全国でも非常に高い数値でしっかりやっているとということで、収納率、とても高い水準です。ふるさと納税のほうでも企業版でも、写真を刷新していただいたりとか、非常に努力をされていらっしゃるし、村民サービスにも交付金などを試行錯誤活用いただいて、できるだけ村からの支出なくやっています。

また、自主財源を増やす取組として、細かいことを一つ一つやっていただいて、村のお金を残していくほうに動いていただいているのがよく分かりました。

次にですが、(2) 個人住民税から税源拡充についてということで、その中で考えたことで、より多くの住民の方に元気に働いていただくにはということで、いつまでも元気に生きがいを持って働いていただくための健康増進と精神保健など、村の施策のほうをお伺いしたいと思います。

昨日の基調講演でも笑いの大切さが健康にとっても大事だということを学びました。では、お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 健康増進、こちらでございますが、村で策定いたしました健康に関する計画、第3次健康プランしんとう21、こちらにおきましては、村民皆さんが健やかで心豊かに生活できることを目標に、疾病の早期発見、早期治療にとどまることなく、日常生活をより健康的に改善し、疾病を予防することに重点を置くことと、このようにしております。このため、各種健康診査やがん検診、健康教育、健康相談、保健指導などの充実を図っているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の流行では、村民皆さんの健康を害したとともに、村経済、村財政にも大きな影響がございました。このような感染症をはじめ、疾病の予防のために予防接種なども行っております。

精神なども含めました健康相談では、国や県、それらの機関初めまして、村におきましても電話相談などを実施しております。今後も村民皆さんが心身ともに健康で日常生活を送っていただけるような健康づくりをサポートするため、各種施策を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

そのような取組のほうをたくさんPRしていただきたいと思いますので、ぜひホームページ等にも随時更新いただくなどでPRのほうをお願いいたします。

また、午前中に波多野議員がご質問されていたように、健康増進のためには、昨日の皆さんの歌や踊りじゃないですけども、生きがいを持って楽しく、笑いを持っているいろいろなスポーツや文化を培っていくことも健康増進にとっても寄与しているものと思いますので、今後も引き続きよろしく願いいたします。

次に、②といたしまして、働きたい人に働ける場所を提供するため、人材を探す企業と自治体独自のマッチングやハローワークなどと連携した就労支援はということなんですけれども、例えば隣の吉岡町では、LINEのほうで、群馬で働く合同企業説明会などというような、県の説明会ではありま

すけれども、そういったLINEで流したりをして周知しているのを見受けました。そのような形で、ハローワークなどと連携したり、ジョブカフェ群馬との連携状況、そのほかに独自の就労支援などはあるかということをお伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） ハローワークとの連携などでございますけれども、村で行っている取組は、ジョブカフェ群馬などから届くセミナーやイベントのチラシを窓口に設置することや、ポスターの掲示を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 窓口にパンフレットを置いたりポスターを掲示しているということで、先ほどご紹介しましたように、榛東村でもLINEのほうが始まるということですので、より多くの方の目に留まるようなPR方法を今後考えていっていただきたいと思います。

③です。ひきこもりの人への自立支援、社会支援、就労支援、また、生活保護申請者への就労支援はということです。

村では電話相談ということで支援をされているようではございますけれども、メールでの一つハードルの低い相談方法をされている自治体もあります。生活保護世帯の方やひきこもりの方への自立支援や就労支援は進んでいますかということで、お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） まず、ひきこもりである方の相談につきましては、担当が健康保険課、そしてもう一つ、お話にありました、生活保護のご相談につきましては、住民生活課が担当の窓口となっております。ただ、相談を進めている中で、当然お互いの担当者が連携をしながらご相談に乗っていくというのがまず実情でございます。

議員から、メールなどでの相談を受けてはというご質問がございましたので、ちょうど群馬県が設置しておりますひきこもり支援センターというところにもお問合せをしてみたところもあるんですが、まず本村においては、相談の開始に当たっては、メールなどでご連絡をいただく場合がありますが、生活保護におきましても、ひきこもり等の相談におきましても、やはり来庁をお願いして相談を行っているという実態がございます。これはやはり相談者の方の状況をよく観察、お話を聞いた上で相談を進めていかないと、正確な相談者が求める結果、また、必要とする支援、そういったものにおつなぎをできないということで、まず来庁して様々な状況のお話を聞き取りする中で進めさせていただいておりますので、ご来庁をいただいているということでございます。

参考に、県のひきこもり支援センターのほうにも同様の質問をしてみたんですが、センターにおいても相談の糸口としては代表メールへのお問合せをいただく場合もありますが、メールで回答するというではなく、ひきこもり状態にある方やそのご家族の置かれている状況、背景を聞き取りし、相談者の目指す方向や解決策などについてコミュニケーションを図りながら進めているということでございましたので、引き続き相談の糸口としてはメールでの連絡ということもあるかと思いますが、相談につきましては、面談をしながら丁寧に進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 群馬県のひきこもりの支援センターのほうにも確認いただいたということで、ありがとうございます。

全国の自治体の半数ぐらいでは実態調査もされているようではございますけれども、逆に実態というものが調査をしても、とても難しいところであったりというのがあるようなのがうかがえました。まず最初の糸口の相談もできていないでお困り感を抱えている方もいらっしゃるかもしれないので、最初の窓口として、メールやSNS相談などの委託でも大丈夫ですので、そういった始まりの窓口をハードルを低くしていただくような取組をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、(3)といたしまして、まず、働く方の世代の移住ということで、税源増をとということです。住み続けたい村としての魅力づくりということですが、まず、移住をしたいなという思いをする方々は、ホームページやインターネットで調べていただくのが今の流れとして最初ではないかなと思います。そういったところで、榛東村の魅力、そういったものを伝えるホームページのノウハウですとかそういったものが得意な方がいらっしゃるればいいんですけれども、新たに榛東村の職員として採用したりというのは非常に経費もかかるものだと思います。

まず、①で、移住支援金制度や地域おこし協力隊の活用やPRはということだったんですけれども、すみません、前後してしまうんですけれども、最後の(5)でホームページやSNSなどの情報発信について、そちらにも地域おこし協力隊を活用できないかということで質問なんですけれども、地域おこし協力隊に来ていただくに当たって、インターネット、そういったSNS等を得意とされる方を募集されたり委託をしたりという方法で村をPRしつつ、地域おこし協力隊を活用して国の予算を利用しながら、移住への取組をしていただけないかということです。お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 地域おこし協力隊を活用して人材雇用ということかと思いますが、それについて回答させていただきたいと思います。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動して、地域ブランド

や地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、それから住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図るという仕組みでございます。

榛東村は三大都市圏外という区分で、都市地域という区分に指定をされておりまして、例を挙げますと、県内はもちろん、地方の条件不利地域、いわゆる小さな町や村からの受入れは不可となっております。受け入れられるのは、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫など、3大都市圏内都市地域という部類に指定された地域からの受入れが特別交付税の対象となるということでございます。

村では、令和7年度から本格導入に向けて、令和6年度は持続可能な地域ブランドや地場産品の開発、それからPRに特化して事業計画の作成や募集を行っていくという予定になっております。LINEや旧ツイッターのX、そういったもので村のPR動画の作成などということもございますけれども、今年度職員で構成をしているSNS活用推進プロジェクトチームというのが構成をされております。これを立ち上げて、デジタル化の取組の一環として研究を始めたところでございます。地域おこし協力隊の活用につきましては、一つの提案としてお伺いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

庁内でSNS活用プロジェクトチームが出来上がったということで、XやLINE等のそういった活用を今後期待いたします。よろしくお願いいたします。

移住支援金制度ということなんですけれども、6年間の国の移住支援金制度は今年で終わりになってしましますが、そちらを利用して移住をされたケースは今までありましたでしょうか。お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 移住定住支援金のことというところでお答えをさせていただきます。

現在、首都圏から榛東村に移住して、移住定住支援金制度に該当する方の相談を受け、今、手続きを進めている方がおります。今回この方が初めてでございます。引き続き国、群馬県関係機関と連携し、対応するとともに、また、村のホームページにも移住定住の支援ページを作成し、空き家対策の所管の建設課など、ほかの課と協力しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 1件そういった移住を考えていらっしゃる方が榛東村を選んでいただけたと

いうことで、大変うれしく思います。まだ期間はありますので、今後もぜひそういった検索する方々にヒットするように、村のアピールをしていっていただきたいと思います。

地域おこし協力隊の活用についてですけれども、午前中にもありました、空き家バンクの利用と登録者数の相違等もお伺いしましたけれども、ぜひPRをしていただいて、例えば地域おこし協力隊というのは村で事業をしていきたいけれども後継者がいないという方へのマッチングなんかにも利用できるということですので、後継者がいなくて事業をやめなければならないという事態が村で起こらないように、そういった方々へもつないでいけるような、課をまたいだ取組のほうをぜひ今後もよろしくお願いいたします。

前後してしまって申し訳ないんですけれども、③の高校のない村の進学時の交通について、不便・不安の声が多いということですが、交通アンケートを行った結果を踏まえて、今後の方向性で決まっているようなことがありましたらお伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 初めに、高校のない村の進学時の交通についてということで、6年度、高校生等の通学費用の助成ということで、令和6年度から必要経費を計上いたしまして、保護者の経済的負担軽減とともに、公共交通の利用促進を目的として、バスの通学定期券の補助事業を実施するという予定でございます。具体的には、購入定期券の半額を補助するものでございまして、県内を見ても補助率の高い制度でございまして、効果を期待しているところでございます。

デマンドタクシー（バス）運行に関する住民アンケートにつきましては、昨年の11月末日で締め切りまして、現在、クロス集計を、詳細な集計を行っているところでございます。今後は、デマンドタクシー（バス）運行につきましては、住民代表などで構成する検討委員会などを設置して、住民アンケートの分析とともに、方向性を研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） とても非常に補助率の高い策を考えていただき、ありがたいです。このバスの利用を促進されることによって、バスの路線本数や利便性が高まって、さらにもっとバスを利用する方が増えるというようなサイクルに持っていただければなと思います。

（4）です。企業からの税収増にもつながる企業誘致や本社移転誘致についての取組はということで、駒寄のインターからの延伸道も出来上がったり、高渋バイパスなど、ほかの市町村からの交通網も非常によくなってきます。今のところまだ商業施設等は点在する程度ですが、ガソリンスタンドやコンビニの車の出入りは非常に多く、とても利用される方が多いのだなと感じています。

今後、新たな商業施設や、例えば本社を誘致するというような取組のほうは考えていますか。お伺

いたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 現在、個々に限った企業誘致等はありません。企業誘致に関する相談があれば、その都度対応をしております。

群馬県が実施する工場立地調査への協力や居抜き物件に関する情報提供など、群馬県と連携を取りながら情報の共有に努めています。

先ほど須田議員がおっしゃっていたんですけれども、駒寄スマートインターチェンジ等もできまして、大型車両対応の整備が完了したことや、県道南荒井前橋線バイパス上毛橋からの延伸道路についても、3期工区までの工事が完了し、4期工区の整備が進んでいる状況にあります。役場までの4期工区の整備が完了すると、村の流通も大きく変化していくと思われれます。今後、群馬県、金融機関、商工会と連携し、情報収集をしながらニーズを把握し、企業誘致につなげていきたいと考えています。

また、本村ホームページには、企業立地支援に関する情報の記載がないため、群馬県が実施している支援情報も含め、情報発信を行いたいと思います。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

商業施設の誘致等は、高崎や前橋、近隣の大きな市町村にはかなわないと思うんですけれども、そういったところのアクセスが便利な村として、夜になれば車通りも少なく、静かな環境で生活や子育てができる、「子どもを産み育てるなら榛東村」とおっしゃっていただいていますように、ぜひ定住をしていただくためのPRとして、自然の多い榛東村で暮らすための環境とサービスの充実、ほかの自治体と足踏みをそろえるわけではなく、違いや魅力を感じてもらえるようなPR、施策のほうをぜひお願いいたします。

例えばですが、「ろうばいの郷」というところは県内でも有数、そんなに多くの場所はないということなんですけれども、もっとPRをして観光にもつながるといいのではないかというお話も伺ったりはしました。いろいろ村のすごく魅力があるところをもっとPRができると思いますので、ぜひ今後SNSのチームのほうでも村のPRのほうをどんどんやっていただこうようお願いいたします。

次に、大問2番、便利で誰にも優しく、ストレスなく使えるインクルーシブな図書室にということで、以前も移転集中のことで質問させていただきました。

(1) 図書室の機能について。事業計画を策定されたということですが、今後の方針、方向性についてお伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 図書施設の機能充実に向けまして、蔵書のデジタル管理と、それから図書のネットワーク化に向けての事業計画、これを3年間の計画で実現する予定のものとして作成をいたしました。このことについて説明申し上げます。

北小学校、南小学校、榛東中学校、そして南部コミュニティセンター及び防災中枢機能施設の村内5施設をネットワーク化しまして、相互貸出しを行うためのシステムを導入する予定でございます。防災中枢機能施設には図書機能を置かず、貸出し窓口のみとする方向で今検討をしているところでございます。

また、ネットワーク化と併せて、蔵書の整理及び蔵書リストのデジタル化を行います。事業計画の立案と図書室の移転や蔵書の整理などに当たりましては、県立図書館の協力を仰ぎ、進めているところでございます。

計画では、来年度1年間をかけて蔵書リストをデジタル化しまして、村内図書施設とのネットワーク化、インターネットを活用した貸出し予約システムの導入を行う予定で、令和6年度当初予算で事業費を計上したところでございます。

蔵書整理と蔵書リストのデジタル化に当たっては、作業期間が必要となりますので、中央公民館及び南部コミュニティセンターの図書室を一定期間閉館し、進める予定でございます。その後、準備が整い次第、まず南部コミュニティセンターの蔵書を対象に貸出し予約サービスの運用テストを実施いたします。令和7年度を目途に本格運用を開始する見通しでございます。

学校図書室を含めたサービスにつきましては、令和8年度を目途に開始したいと考えております。財源としまして、デジタル田園都市国家構想交付金の交付について申請を済ませ、現在結果について待っているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

私、本が好きで群馬県中の図書館というところには行ったことがあるんですけども、とても恥ずかしい話ですが、いろいろなインターネットの検索システムばかり利用しておりまして、榛東村の図書室、中央公民館と南部コミュニティセンターについてよく知っておりませんでした。2つの図書室に行ってみましたところ、とても読みごたえのあるよい蔵書が読み切れないほどたくさんありまして、とても工夫して蔵書していただいたり、南部コミュニティセンターのほうでは小さな子が居心地よく読めるような、とても低い書棚の居心地のいい図書室となっていました。

いろんなほかの図書館も行ったことありますけれども、こんなすてきな図書室が榛東村にあるということ、もっと村民の人にPRをしていただいて、写真つきでホームページに載せていただくとか、

また、SNSを活用していただいたり等でPRをしていただきたいなと感じました。

また、②ですが、誰にでも優しくストレスなく使えるインクルーシブな図書室にということなんですけれども、中央公民館から南部コミュニティセンターへ機能を集約したときに、例えば歩いて中央公民館に借りに行けた方が行けなくなったり、または中央公民館ではバリアフリーになっていて車椅子でも入れた図書室が、南部コミュニティセンターでは2階にあるので上がれないという方が出てくるのではないかなと懸念をしております。そういったところを今後考えていただきたいと思っているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 南部コミュニティセンターの図書室ということなんですけれども、こちらは2階のほうにありまして、同施設にはエレベーターがありませんので、誰もが利用しやすい状況とは言えない面もございます。

令和5年第4回定例会において、早坂議員の一般質問の中での答弁のとおり、同施設につきましては、建築改修に補助金を活用しているということもございますので、さらに改修するためには補助金の返還の可能性も考慮する必要があるというふうな現状でございます。

図書室のネットワーク化を導入いたしまして、南部コミュニティセンターの1階の居室等に蔵書の検索と貸出し機能を持たせるなど、より多くの方が利用しやすくなるものとなるように、県立図書館の協力を得ながら居室の活用についても検討しているところでございます。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 補助金返還という事態は免れなければいけないことでありますので、できる限り検討いただき、どなたにも優しくストレスなく使える図書室にということで、検討のほうを今後もお願いたします。

③の開館時間についてということです。

まず、それに当たって、図書室と図書館という違い、先ほども榛東村の図書室すばらしいということだと思ったということをお伝えしたんですけれども、例えば図書館を造るといって、以前造られた多摩市中央図書館では45億円、奈良県立図書館では115億円、そのような大きな費用で図書館を造られたという経緯がありました。そこまで榛東村は大きい図書館というわけではないかもしれませんが、それ以上の費用、そこまでかけずとも榛東村の図書室、十分すばらしく誰もが生涯をかけて本を読んでいけるようなすてきなものだと思いますので、今後もよいところを伸ばしていただきたいと思います。

開館時間についてなんですけれども、例えば学校が終わって帰宅した後、ゆっくり自習しようと思っただけなんですけれども、あと残り30分しかないなといっただけで行くのを断念する、もしくは勉強しに

行ったり本を読みに行ったんですけれども、5時になってしまったので、「もう時間です」と言われて帰らなければいけない、そういった方がいるということをお聞きして、非常にもったいないと感じました。人件費、運営費はもちろん増えるんでしょうけれども、使ってもらわなければ、今のサービスとてももったいないので、来館する方も働き盛りの世代の方が利用できるような、平日の開館時間、毎日ではなくても延びたらいいと思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。お伺いします。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） ただいまの議員のご指摘のとおり、現在、村内にあります蔵書、これを十分活用しまして、有効に活用して、図書に親しめるような、そういう状況をつくってまいりたいというふうには考えてございます。

現在、開館時間につきましては、南部コミュニティセンターの図書室を例に取りますと、午前8時半から午後5時まで開館としてございます。近隣市町の公民館にある図書室の開館状況、これを調査いたしますと、一部を除きまして本村の図書施設より開館時間が同じかあるいは短いかという施設がほとんどとなっているのが現状でございます。

先ほど申し上げましたような当初予算の中で予算要求させていただいております図書室のネットワーク化を実施すれば、ウェブを通じて蔵書検索、そして貸出し予約等が可能となります。また、南部コミュニティセンターだけではなくて、防災中枢機能施設等での貸出しというようなことも実現できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

このようなことで、使用者の利便性が向上するというふうに考えておりますし、そこに注力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 図書室といたしましては、午後5時という閉館時間は近隣と近いものというふうにお伺いいたしました。

先ほど申し上げましたように、図書館とするには何十億とかかる金額のところ、もし開館時間を延ばすことができれば、もっと利用者数、利用できる方が増えるということで、ぜひ検討のほうもしていただきたいなと思います。

次に、3です。ニーズの増加する発達障害支援についてということで、前回は学校での取組のほうをお伺いしたんですけれども、新年度予算において新たな取組等はあるでしょうか。お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 発達障害支援について、新年度予算での新たな取組ということですので、答弁させていただきます。

今回新たに巡回指導、通級指導教室指導教員の配置を計画しておるところでございます。この事業には専従の教員を1名充て、通常学級に在籍する情緒面等で困り感を抱える特別な支援を必要とする子どもへの直接指導、保護者との面談、教職員への助言等を行うものでございます。この事業につきましては、県教育委員会が試験的に導入した複数の市町村が連携して実施する取組に次いで、今回県内で2番目です。そして本村の独自の取組として、吉岡町と連携をして行う取組となっております。この取組の特徴的なことは、通級指導教室で行うということ、これは通常、通級指導教室を構えている場所にほかの学校等から子どもが通ってきて、その教室の中で指導を行うというものですけれども、これと併せまして巡回指導を行うということが特徴的なものとなっております。この巡回指導は各学校に専従の教員が実際に赴きまして、集団の中で活動する子どもの様子を観察しまして、担任等では見逃す可能性のある子どもの困り感ですとか必要な支援等をつかむことにつながります。

新たな取組を軌道に乗せまして、指導・助言を的確に行うためには、特別支援教育に関する専門性が非常に高く、さらに学校運営や経営についても理解している、そういう人材の登用が必要となります。現在、県教育委員会人事担当部局に趣旨を十分説明しまして、専門性の高い正規教員の人事異動を強く要望しているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 新たな取組として、通級指導教室に行かなくても巡回をしていただいて、困り感を抱えた子へ、指導に来ていただけるということで、それはとても新たなすばらしい取組だと思います。例えば一度通常学級から除いて出てしまうと、ここに戻ってくるというのは非常にそういう困り感を抱えた子にとって大変なことだと思います。また、いじめ等にもつながりかねないことで、クラスの子どもの理解というのは重要になってくると思います。また、そういった困り感を抱えている子の保護者の方も非常に一番困っているというところで、そういった方への面談を行っていただけるということはとても道が開けるんじゃないかなとすごく期待をいたしました。そういった指導・助言ができる専門家の方、早く来ていただけることを望みます。

また、先生方もそういった子たち一人一人へ対応しながらもクラス全員を見るという、すごくどの担任の先生も大変なのではないかなと思います。今後の県教育委員会から連携していただいた取組、そういった声の指導が榛東村から進んでいくことを願っています。

以上で、一般質問を終わります。お願いいたします。ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、5番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。

---

◇

## ◎日程第5 陳情について

○議長（生方勇二君） 日程第5、陳情についてを議題といたします。

陳情第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情につきましては資料配付、陳情第2号 ごみステーション及びごみ出しに関する条例制定についてにつきましては、文教厚生常任委員会に付託、陳情第3号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上をもちまして、令和6年第1回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時散会

令和6年第1回

榛東村議会定例会会議録

第2号

3月5日(火)

# 令和6年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

令和6年3月5日（火曜日）

## 議事日程 第2号

令和6年3月5日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第 4号 榛東村公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び榛東村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 8号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 9号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第10号 榛東村犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 9 議案第11号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 榛東村手話言語条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第18号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第20号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第19 議案第21号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第20 議案第22号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について
- 日程第22 議案第24号 村道の路線の認定について
- 日程第23 議案第25号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第24 議案第26号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第27号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第28号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第29号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第30号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第31号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第30 議案第32号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 議案第33号 令和6年度榛東村一般会計予算について
- 日程第32 議案第34号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第35号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第34 議案第36号 令和6年度榛東村介護保険特別会計予算について
- 日程第35 議案第37号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第38号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第39号 令和6年度榛東村上水道事業会計予算について
- 日程第38 議案第40号 令和6年度榛東村下水道事業会計予算について
- 日程第39 議案第43号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	飯塚久夫君	2番	吉澤浩一君
3番	浅見隆君	4番	齊藤将史君
5番	須田仁美君	6番	三俣実君
7番	波多野佐和子君	8番	小板橋尚君
9番	生方勇二君	10番	善養寺孝君
11番	清水健一君	12番	早坂通君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長	山口誠一君	企画財政課長	飯塚邦守君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	早川弘行君	産業振興課長	岡部貴一君
建設課長	狩野宏記君	上下水道課長	富澤光彦君
会計課長	一倉学君	教育長	須永光明君
教育委員会 事務局 会長	足達哲也君		

---

事務局職員出席者

事務局 長	浅見英一	書記	新井佐智子
-------	------	----	-------

## ◎開 議

午前9時30分開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



## ◎日程第1 一般質問について

○議長（生方勇二君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

早坂通議員の一般質問を許可いたします。

12番早坂通議員。

〔12番 早坂 通君登壇〕

○12番（早坂 通君） おはようございます。12番早坂です。

本日は、1番目、図書館について、2番目、子育て環境の充実について、3番目、高齢者をはじめとする交通弱者対策について質問します。1番と3番は、昨年の第4回定例会で質問しましたが、再度質問をします。

1番目の図書室についてですが、昨年の第4回定例会で、教育委員会事務局長が次のように答弁しています。「南部コミュニティセンターですけれども、1階の部分を中心に、防衛省の補助事業として、平成26年、27年度にかけまして改修工事を行っておりまして、南部コミュニティセンターを改修する場合には、その内容によって補助金返還が求められる場合もあります」と。

昨日も改修すると補助金返還の可能性があると答弁がありました。補助金返還は改修内容によるということですか。

以降、自席に戻って質問をします。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 答弁させていただきます。

防衛省のほうに確認をさせていただきましたところ、この補助金につきましては、その改修の内容によって返還が生ずる場合もあるということでご回答いただいております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 改修の内容についてということですが、その内容について、まだ確認していないということだと思うんですけれども、やはり最低、図書館と図書室、図書館としての設備です

ね、今までも12月の定例会のときも言うておりますけれども、まず会議室と閲覧室、それに学習室、それにキッズ何とか、子どもなんか読み聞かせしたり、そういう場所は必要じゃないかというふうに思うんですね。

それはなぜかという、やはりこれも12月定例会で言いましたけれども、子どもに絵本は想像力を養うということで、想像力を育む絵本の中では、子どもが実際に経験したことの無い場所や風景が描かれます。日常で出会うことのないようなストーリーが展開し、主人公の気持ちになってはらはしたり、どきどきしたりと、子どもの想像力をかき立てます。絵本の世界から広がるいろいろなイメージが子どもの想像力を育てていきますということなんですね。また、大人も小説を読むことで想像力を養えるということです。想像力が身につけば、他人を思いやる気持ちが育まれ、コミュニケーション力も上がるというふうに書かれております。こういうことを考えた場合、まず、村民の立場に立てば、少々の財政負担はあるかもしれませんが、前向きにこれらの設備をしていくということが重要ではないかと思えます。

もちろん、その改修内容によって補助金が返還というようなことがあれば、それはそれで、そのときやっぱり検討すればいいだろうと思うし、例えば、その補助金返還があったとしても、その額にもよるでしょうけれども、やっぱりその図書館の機能をフルに發揮して、さっき言ったように村民の子どもからお年寄りまでが図書室、図書館の、何というんですか、機能による、先ほど申しました想像力を身につけたり、そのことによってコミュニケーション能力も上がって、他人を思いやる気持ちが育まれる、そういう人たちが多くなるということは、やっぱり榛東村にとっても大変重要なことだと思うんですね。

昨年の12月の定例会でこの質問をしたときには、私、知らなかったんですけども、昨日もどなたかの議員が言っていましたけれども、最近、注目されているのが非認知能力ですね。だから、やっぱりそういうことによって非認知能力も育っていくと思うんですね。そういうことによって、何といったらいいですか、人間としていろいろな発想ができ、いろいろな研究ができ、いろいろな発明ができということになると思うんですね。そうすれば、榛東村は当然のことながら、ちょっと大げさに言いますと、日本全国、人類にとっていい結果をもたらすような効果もあるということだと思うんですね。

ですから、やはり南部コミセンの図書館ですね、ごめんなさい、私、正しいかどうか分からないですよ、図書館と図書室の違いを改めて調べたんですよ。そしたら、図書館というのは一戸建てのことをいうんだと。何かの建物の中にある図書スペースは図書室というということで書かれてあったんですけども、それが最終的に正しいかどうか分からないですけども、いずれにしたって、南部コミセンにつくるということになれば図書室。

しかし、さっき言ったような設備ですね、そういうものはくどいようですが、先ほど私が申しました。非認知能力を育て、それがゆくゆくは榛東村村民のためになり、日本のためになり、世界のため

にもなることにつながるだろうというふうに考えるわけですね。そういったらば、何度も言いますが、少々の財政負担は、私は仕方がないのかなと思います。

村長、どうですか。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 昨年の12月も早坂議員から同様の内容につきまして質問がありまして、そのときにもお答えさせていただいたんですけども、まず、南部コミュニティセンターの図書室につきましては、担当部局が村長部局でないということでもありますので、所管の教育委員会のほうから答弁をさせていただければと思っておりますけれども、今の現状のままというよりは、昨日の一般質問の中でもありましたけれども、図書のネットワーク化をまず3年間かけてやっていくと。それがどういうふうにするか、村民の方々に対して、村民サービスとしてどういう形でそれがうまく定着するのかなという部分もありますので、そういうことも含めて検討していく必要があるのかなとは考えております。

では、教育委員会のほうから答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） では、答弁させていただきたいと思っております。

議員のおっしゃるように、多様な図書に触れる中で、図書と出会い新たな知識を得たり、それから想像力を豊かに働かせたり、あるいは図書に親しむ村民同士が会おうなど、図書に関わる体験、これは人生の豊かさ、人と人との触れ合いにも発展する可能性のあるものと考えております。

昨日の答弁の中でも申し上げましたけれども、蔵書リストのデジタル化と図書機能のネットワーク化、これを進める予定ではございますが、これとともに、南部コミュニティセンターにあります居室、これを有効活用しながら、補助金返還ということを前提にするのではなくて、可能な範囲で実現できるように検討しているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 私も先ほど申しましたけれども、その返還金、経費と改修の何でもかんでもいいから、補助金の返還があっても整備しろということではなくて、やっぱりその調整の仕方は当然あると思うんですね。

例えば、恐らく私は、今2階に図書室があるわけですけども、エレベーターをつけるということなどは、決して返還の対象にならないんじゃないかと。私、全然そういうことには素人なんですけれども、一般常識の感覚からいくと、そのことと補助金返還なんていうことにはならないだろうとも思

うんですね。とりわけ、今申しましたように、何が何でも最低やっぱり2階に図書室がある限りエレベーターは必要だというふうに思うんですね。2階にあるために図書室が使えないという人も、それなりにいるでしょうからね。そういうこともきちっと考えるのが、行政としての、何というんですか、立場じゃないのかなというふうに思うわけですね。

それで、その補助金の返還になるかどうかということについては、これからどのような日程で行っていくのか答弁願います。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 日程等を含めて、どのような活用の仕方をしていくのかということについて、今、県立図書館の協力を得ながら、その方向性について検討しているところで、まだ具体的な日程の策定というところまで至っていない状況でございます。

ただ、その蔵書の管理等を効率的に進めるということも含めまして、令和6年度に蔵書のデジタル管理ができるように、それを進めていくということは、昨日答弁したとおりでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 蔵書のネットワーク化、私もあまりそっちのほうは詳しくないんだけど、そのネットワーク化したことでは、私が先ほどから言っている想像力を豊かにして、そのことによって人に優しくなる。さらに非認知能力を育てる。ただ、非認知能力についてもまだ完全に、どう言ったらいいんですか、解明というか、まだいろいろ学者によっても意見が違ったりするようなこともいっぱいあるようですけれども、ただ、いずれにしてもいわゆる認知能力、IQとか学力テストの結果とか、基本的に簡単に言うと数字で出せるものを認知能力というらしいですけれども、だから、そのことだけを榛東村の子どもに、そのことだけで育ていく。当然、学校でもいろいろ取り組んでいるみたいですから、それはそれでいいと思うんです。

ですから、なおさら行政としてもそういうことを重視して、特に子どもたちの非認知能力を育てる。当然、大人も育ていくらしいですけれども、ただ、先ほども言いましたけれども、この非認知能力については、いろいろなまだ説というか、見方があるんで、でも、ある人によると、非認知能力というのは基本的に一番5歳ぐらいまでに育つというか、身につけられると。その後も全く身につかないわけじゃないけれども、まさに大人になったからって身につかないものじゃないと。ただ、5歳ぐらいまで、幼いときのほうが、やっぱりその非認知能力というのは獲得できるということなんですね。

ですから、今言ったように、そのための一つの施策として、図書館を先ほど言いました閲覧室があったり、学習室があったり、当然会議室、赤ちゃんをはじめ子どもたちに読み聞かせができるようなスペースが必要じゃないかというふうに思っているんで、ぜひ、そういう立場にきちっと立った上で、

この問題に対処してもらえればと思うんですね。

早い話が、今になってみれば、防災中枢機能施設に図書室、図書のスペースをつくれば、それにあとキッズスペースというのか、あそこを見れば、あとは会議室が3つもあるし、小さな会議室も1つあったり、あといろいろな何かルームだ、そういうものもあるわけだから、本来ならば防災中枢機能施設に図書室のスペース、ちょっと割いてつくれば一番よかったわけだけれども、多分もうここまで来れば、今さら計画を見直すということはできないいんでしょうから、仕方ないなどは思うんですけども、たまたま私、前回12月定例会で質問したときには、そこまでの資料は、いっぱいあるもんで見られなくて、でもその防災中枢機能施設に図書のスペースをつくるようにというのは、いつだったかな、資料を持ってきたんだけど、全員協議会でそういうふうに言ったんですね、図書室をここに設置したらどうかと。そしたら、それはできないという答弁があったんです。

9月5日ですか、これが議案で上程されて審議されましたよね。それがどうも急だったんですね。私もその議案が手元になかったと思うんですけども、結局は私にご承知のように、孫がコロナにかかって濃厚接触していたんで感染しているといけないということで、自分はいいんですけども、感染していることによって、ここにいる皆さんにうつしてもいけないという私の判断で欠席をしたわけなんです。だから、今考えてみれば、やっぱり無理してでも出席して、少しいろいろ問題提起もしたらよかったなんて思っているところなんですけれども、いずれにしろ、私がここで最後に言いたいのは、本当に図書館の果たす役割、そういうものをやっぱりもう一度、教育長、事務局長、村長、分かっていると思うんですけども、副村長も、よくその辺をもう一度、どういったらいいんですか、再認識をしてもらって、それなりの設備の整った図書室にしていってもらいたいというふうに思います。それがやはり榛東村民のため、榛東村のためになるはずだと私は確信をいたしております。どうですか。

○議長（生方勇二君） 早坂議員、4問目の質問になるので、質問は……

○12番（早坂 通君） 今、4問目になった、3問目では、そうだっけ、了解。

じゃ、次の質問ですね。

子育て環境の充実についてなんですが、この2番目の質問については、改めて確認をしますけれども、保育料については完全無償化ということですね。児童手当については高校生まで拡大すると、これは新聞に出ていましたんで。

これは私が一般質問の通告を出した後に新聞に載ったんですね。だから、それを見て、じゃ、載せなければ、もう一つ違う質問ができたのというふうに思ったんですけども、でも再度、間違いなにか村長に確認したいんですけども。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 保育料の無償化につきましては、来年度から完全無償化を実施したいと考え

ておりまして、その新年度の予算には、それが反映されているものとなっております。

そして高校生の児童手当の拡充でありますけれども、こちらも初日、昨日ですか、提案理由の説明の中でもお話しさせていただきましたけれども、国のほうが10月から高校生世代まで、今、中学生までとしている支給対象を高校生まで延長されるということで、また所得制限の撤廃等も行ってということではありますが、その10月までやはり待てないという保護者の皆さんからの切実な声も聞いておりまして、村としまして、その10月の前までの4月から9月の6か月分、村として独自に児童手当を1人1月5,000円ですか、月額5,000円を給付すべく、これも当初予算のほうに計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） ぜひにはないですね、もう決まったわけだから、私もこれは大変いいことだというふうに思います。

それでは3番の質問に移ります。

まず、昨日でしたか、公共交通検討委員会を設置するということですが、この設置はいつ頃と考えておりますか。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） スケジュールでございますけれども、昨日も申し上げましたが、併せてアンケートの詳細分析も行っていきたいということでございますので、すぐはできないんですけども、なるべく早く進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） そのアンケートの集計なんですけれども、昨日、私もいろいろメモを取っていたんですけども、それがちょっと書かれてなかったもので、改めて聞きたいと思います。

さらに、現在の公共交通の構想、村としてどこまで進んでいるか答弁願います。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 公共交通に関するアンケートについてでございますけれども、昨年の11月30日で締切りをしまして、現在、クロス集計を行っているというところでございます。

回答率につきましては、無作為に抽出を行った500人では回答数が224人、回答率が44.8%、福祉タクシー利用者に対するアンケートでは、202人に対して回答が129人、回答率が63.9%、それから3つ

目の自衛隊営内居住者に対するアンケートにつきましては100%の回答がございました。全体では56.5%の回答率となりました。

アンケート結果を概要で申し上げますと、まず無作為に抽出された村民アンケートでは、デマンドタクシー、バス運行の必要性について、必要であるとする回答と、今は必要はないと回答する者がほぼ同数となり、対象者の大半が何らかの交通手段を持っているということが分かりました。

福祉タクシー利用者に対するアンケートでは、タクシー券が足りないとの回答が多く、その用途は村内外の医療機関への通院、買物のために有効に活用されているということが分かりました。

自衛隊営内居住者に対するアンケートでは、対象者の60%が20代であり、多くの隊員が車を所有していないことから、帰省の際の高崎、前橋駅までの利用や同市内の大型ショッピングモールなどへの買物などに利用したいという回答が多くございました。

これらのアンケートにつきましては、業者に委託することなく、職員が分析まで行っているため時間がかかってしまっておりますけれども、詳細な分析結果がまとまり次第、議会には報告をさせていただきたいと考えております。

検討委員会につきましても、これらを併せて検討しながら、順次進めていきたいというスケジュールでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） この問題につきましても、公共交通検討委員会を設置するという事なんで、あまりいろいろ質問できないかと、その話を聞いてから思って、でも一応、どうしてもということとは、せつかくの機会だからと考えて、最低というか、何がどうしても押さえておいてもらって検討委員会でもきちっと検討してもらわなくちゃならないということは、今、話が出ました駅、私が考えられる範囲では最低、スーパーですね、病院、駅、これらのことを、ほかにもあると思うんですね。こういうことを考慮しなくちゃいけないなんていうことはね。あるとは思うんですけども、最低このことは考慮をきちんとして、検討委員会で討議をしてもらえたらと思うんですね。そのどこまでの範囲になるか、範囲というか距離ですね、なるかというのは、それは私も何とも言えないんで、できるだけ多くの皆さんが使えるような、また困らないような地域設定をしたらいいんじゃないかというふうに思うんですね。

当然のことながら、高齢者や、あと小・中・高校生ですね、これらの人たちは当然、免許も持っていないし、やっぱり交通弱者になるんだろうというふうに思うんですね。そうじゃなくても、一応、例えば20代、30代の大人であっても、やっぱり免許を持ってない、車がないなんて、そういういろいろな条件で交通弱者になっているという人もそれなりにいると思うんですね。そういう人たちのこともきちんと考慮に入れて検討をしていくべきだというふうに思うんですね。

とかく私なんかは、こういう公共交通、交通弱者の対策というと、どうしても今言ったように高齢者とか免許をまだ持てない小・中学生、高校生なんかのことを、やっぱり優先して考えがちなので、ぜひ今言ったように、20代、30代、立派な成人であっても免許を持ってなかったり、車を持ってなかったり、つまり交通手段がないような人たちもいるんで、そういうこともきちんと念頭に入れて、検討委員会で検討をしてもらいたいというふうに思うんですね。どうですか。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） アンケートの集計結果概要を見ますと、やはり村外に出ていきたいという声もありますし、若い人もたくさんおられます。そういった方々が十分に活用できるような、そういうシステムを検討委員会でも吟味しながら研究をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 付け加えます。

新年度の予算の中でも、デマンド試行費用というか、試行運転を載せさせていただいております。600万、新年度予算にも計上させていただいていまして、執行というか、私たちのほうも、ほかの県内の新里ですか、に視察に行ったり、また近隣の市町村が実施している、どういうやり方がいいのか等も資料やそういったものを取り寄せながら考えているところでありますので、ただ、先ほどお話があった検討委員会のほうで、ある程度方向性を決めていただいた上での執行になるのかなと今思っているところでありますので、よろしく願いいたします。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 以上で終わります。

○議長（生方勇二君） （2）はいいんですか、時間ありますけれども。

○12番（早坂 通君） 終わりました。最初に聞きました。

○議長（生方勇二君） 以上で、12番早坂通議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時50分といたします。

午前10時14分休憩

---

午前11時24分再開

○議長（生方勇二君） それでは、会議を再開いたします。

---

◇

◎日程第 2 議案第 4号 榛東村公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について

## ◎日程第21 議案第23号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。日程第2、議案第4号 榛東村公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について及び日程第21、議案第23号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入については関連がありますので一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、日程第2及び日程第21を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、議案第4号よりご説明申し上げます。

議案第4号 榛東村公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書は1ページ、議案参考資料も1ページをご覧ください。

主に議案参考資料にてご説明申し上げます。

議案参考資料の概要欄、趣旨・目的でございますが、群馬県市町村公平委員会の共同設置に参加することに伴い、榛東村公平委員会設置条例を廃止し、併せて公平委員及び事務職員に関する所要の改正を行うものでございます。

中段に記載のとおり、榛東村職員定数条例から公平委員及びその事務職員に係る部分を削り、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例から公平委員に係る部分を削るもの。併せて榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例からも公平委員に係る部分を削るものでございます。

なお、予算措置でございますが、令和6年度榛東村一般会計予算に所要の額を計上しております。

以上で榛東村公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

あわせて、議案第23号についてご説明を申し上げます。

こちらは議案書が71ページ、議案参考資料につきましては114ページとなります。

それではご説明をさせていただきます。

議案第23号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和6年4月1日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に榛東村が加入することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料によりご説明申し上げます。

こちらは概要欄、趣旨・目的でございますが、先ほど議案上程の中でご説明をさせていただいた令和6年4月1日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に榛東村が加入することについて協議を進めるための議案上程でございます。

法令等につきましては、地方公務員法第7条、地方自治法第252条の7に基づくものでございます。

また、予算措置でございますが、令和6年度一般会計当初予算に所要の額を計上しております。

以上で群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入についての説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第4号及び議案第23号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第3 議案第5号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第5号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明を求めます。

山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 議案第5号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は3ページ、議案参考資料は4ページからとなります。

本条例につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料によりご説明申し上げます。

議案参考資料4ページ、概要欄、趣旨・目的でございますが、職員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、国家公務員に準じ、所要の改正を行うものでございます。

概要でございますが、新型コロナウイルス感染症に関する防疫作業手当の特例を削除するものでございます。附則につきましては、第2条関係となっております。

なお、関係法令でございますが、地方自治法第204条第2項・第3項、地方公務員法第24条第5項

でございます。

なお、本改正につきましては、予算措置等は不要となっております。

議案参考資料5ページをご覧ください。

こちらは新旧対照表となっております。現行の第2条の部分を削除するというものでございます。

以上で榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第5号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び榛東村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第4、議案第6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び榛東村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明を求めます。

山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、議案第6号の上程ご説明させていただきます。

議案第6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び榛東村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書は5ページ、議案参考資料は6ページからとなります。

議案参考資料によりご説明申し上げます。

概要欄、趣旨・目的でございますが、地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

概要でございますが、第1条関係において、榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正するものであり、第2条関係で、榛東村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。こちらは第1条、第2条ともに地方自治法及び地方自治法施行令条項番号の整理

を行うものでございます。

議案参考資料7ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。1条関係につきましては、榛東村長等の損害賠償責任について、2条関係では、榛東村公営企業の設置等に関する条例についてということで記載をさせていただいております。

附則でございますが、こちらの附則、施行につきましては、令和6年4月1日施行をするものでございます。

以上で榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び榛東村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） これは二つの法令を一度に変更するというような形になっていますけれども、これを抱き合わせて同時に一つの議案として上げてきた理由、それについて回答を。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） こちらにつきましては、既存の条例の一部を改正する結果、他の条例の改正等が必要な場合等で、共通の動機に基づいての複数の条例を改正する場合に、本則で二つの条例を改正することが可能となっており、今般、こちらの二つの条例を一つの改正条例ということで上程をさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） ちょっと分かりにくいんで、二つの法令の関係性について、端的に分かりやすく回答を。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） こちらの二つの条例でございますが、議案書の6ページをご覧ください。併せて申し訳ございませんが、議案参考資料6ページのところでございますが、こちらの関係条例と

ということですが、議案参考資料第1条で条例改正の説明の中、引用している地方自治法及び地方自治法施行令の条項番号の整理となっております。また、2条の公営企業につきましても同様に、地方自治法の条項番号の整理というで行わせていただいているものでございます。

具体的には、議案書の6ページでございます。上の第1条では、引用されているものの第1条中の「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める云々と書いてございます。

また、こちらの第2条では、公営企業のところですが、同様に第6条中の「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」ということで、引用される法令等の改正する部分が同様の改正に伴うものということでございますので、こちらにつきましては一つの改正条例ということの上程をさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第6号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

**◎日程第5 議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明を求めます。

山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書は7ページ、議案参考資料は8ページからとなります。

議案参考資料によりご説明申し上げます。

概要欄、趣旨・目的でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部が改正されることにより、番号利用法の施行に伴い、必要な改正を行うものでございます。

概要の中でございますが、第2条関係では、特定個人番号利用事務、利用特定個人情報等の定義を追加し、第4条関係では、法別表第2の削除に伴い、当該文言に係る部分を修正するものでございます。

議案参考資料9ページをご覧ください。

新旧対照表でございますが、右側が現行でございます。第2条関係につきましては追加をするものでございます。そのため5号、6号として追加を記載させていただいております。また、第4条でございますが、法改正により、法別表第2が削除されることとなり、所要の文言を第4条に追加するものでございます。

なお、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとなっております。

また、予算措置等はございません。

以上で議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第7号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

**◎日程第6 議案第8号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（生方勇二君） 日程第6、議案第8号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第8号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書は9ページから10ページです。

説明は議案参考資料でさせていただきます。議案参考資料の10ページをお開きください。

改正の趣旨・目的でございます。学童保育所を次のとおり改正及び追加をするものでございます。

改正の概要につきましては、条例の第4条において、学童保育所の名称及び位置を表にして規定してございますが、この表を改正させていただくものです。

現行の南部第一学童保育所を南部第二学童保育所に改め、南部第二学童保育所を南部第三学童保育所に改め、南部第三学童保育所を南部第一学童保育所に改め、現在開設の準備を進めている南部第四学童保育所を追加させていただく改正となるものです。

附則関係でございますが、この条例の施行日は、令和6年4月1日から施行するものとさせていただくものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第8号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第7 議案第9号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第7、議案第9号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第9号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書は11ページから13ページ、説明は議案参考資料でさせていただきます。

議案参考資料の12ページをお開きください。

改正の趣旨・目的でございます。関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、条例第6条の2として、安全計画の策定等に係る規定を加え、第12条の2として、業務継続計画の策定等に係る規定を加え、第13条第2項中の衛生管理に関する規程を改めるものでございます。

附則関係でございますが、第1項において、この条例は公布の日から施行すること。

第2項において、改正後の条例第6条の2の規定、安全計画の策定等につきましては経過措置を適用させていただくものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第9号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第8 議案第10号 榛東村犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第8、議案第10号 榛東村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第10号 榛東村犯罪被害者等支援条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書は14ページから16ページで、議案参考資料は15ページとなります。

説明は議案書でさせていただきます。議案書の15ページをご覧ください。

この条例につきましては、昨年の中4回定例会、須田議員からの一般質問、犯罪被害者等を支援する条例を制定する考えはあるか伺うとの質問に対しまして、南村長が条例制定に対する考えをお答えするとともに、今年度中の制定に向けて調査、準備をするよう既に指示をしており、令和6年第1回定例会に条例案を提出させていただくとお答えをしていたものになります。

また昨日、村長が行った提案理由の説明の中でも、本条例の新規制定に触れていただいておりますが、条例を制定し、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、村民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定をさせていただくものです。

この条例の構成につきましては、議案書15ページから16ページに記載のとおり、第1条から第12条、そして附則により構成をしております。16ページ、第8条に、経済的負担の軽減との見出しで、「村は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする」という規定がございますが、見舞金支給に係る事業費を令和6年度当初予算に計上させていただいておりますことを申し添えます。

また、この条例の施行日につきましては、令和6年4月1日から施行とさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 犯罪被害に対する支援というケアは、二つの側面があって、金銭的なケアと身体的なケアで、内容を見てみると、双方に対してある程度のケアというような観点に基づいて条例が制定されていると私は考えておりますが、ただ、犯罪の被害の大きさ、被害者の受けた被害の大きさによって、段階的にこれらのケアを変えていくのかどうか。そういった考えを持っているのかどうか回答を。

○議長（生方勇二君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） この支援条例でございますが、もともと犯罪被害者等基本法というものが制定されまして、それに基づいて、国や地方公共団体が警察も含めてなんですが、連携をして被害者支援をしていくということで、群馬県内でも、今年度中にほぼ全ての自治体で制定をされるという情報がございます。

市町村の役割としましては、当然、市町村は住民にとって最も身近な存在であることから、一番身近な窓口となるというように言われておりまして、また、県、国、警察とも連携をして犯罪被害者の支援に取り組んでいくというような意味が書かれておりますので制定させていただきます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 当然のことながら、基の国のほうで定められた法令が、法律がありますので、それに沿った形で条例が制定されるというのは当然の話であって、地方自治体の裁量として、さっきも申し上げたように段階的などというようなことがあってもいいというふうに私は思っておりますので、こういう発言になっているわけで、今後その考え方を導入する考えがあるのかどうか。一応、今のところは考えているのか考えていないのか、その辺に対して回答を。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今回制定させていただく条例では、村の基本理念や村の責務、村民の責務、事業者の責務といったものはもちろんなんですけれども、村の役割とかを決めさせていただくものです。

また、市町村では足りない部分は、また県のほうで重点的に取り組んでいくと。その上、また国においても、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定して実施する責務を有するというので、まさに段階に応じて連携をして取り組んでいくということだと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第10号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで昼食休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

---

**◎日程第9 議案第11号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（生方勇二君） 日程第9、議案第11号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第11号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書は17ページから18ページです。

説明は議案参考資料でさせていただきます。議案参考資料の16ページをお開きください。

改正の趣旨・目的でございます。

今回の条例改正は、基準府令（母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令）の改正を受け、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、条例第23条には、特定教育・保育施設では、施設の見やすい場所に、

運営規程の概要や職員勤務の体制、利用者負担などといった重要事項を掲示しなければならないと規定されておりますが、改正後におきましては、これまでの書面掲示に加え、インターネットを利用した閲覧ができるようにしなければならないと改正をするものでございます。

附則関係でございますが、第1項において、この条例は令和6年4月1日から施行すること、第2項において、改正後の条例の規定、先ほどの重要事項の掲示につきまして経過措置を適用させていただくものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第11号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第10 議案第12号 榛東村手話言語条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第10、議案第12号 榛東村手話言語条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） それでは、議案第12号 榛東村手話言語条例の制定についてご説明いたします。

議案書は19ページ、議案参考資料は18ページになります。

議案書にて説明させていただきます。議案書20ページ、お願いいたします。

本条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、村民の手話への理解及び普及を図るため制定しようとするものでございます。

第1条、第3条は、目的及び基本理念となり、村民への手話及びろう者に対する理解及び普及の促進、第4条では、村の責務といたしまして、手話の普及に努めていくことなどを定めております。

第5条では、村民の役割といたしまして、手話及びろう者に対する理解などを定めております。

第6条では、事業者の役割といたしまして、ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備、これに努めるものとしております。

第7条では、榛東村障害者計画策定におきまして、手話の普及、意思疎通の支援などについても計

画し定める、このようにしております。

第8条では、手話が身近なものとなるよう、手話を学ぶ機会の確保についての定めとなっております。

第9条では、学校における手話の普及ということで、学校教育を通しての手話に親しむ取組について定めているものでございます。

最後に、附則といたしまして、条例の施行日は公布の日からとしております。

議案第12号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第12号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第11 議案第13号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第11、議案第13号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） それでは、議案第13号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書22ページ、議案参考資料につきましては19ページになります。

今回は議案参考資料にて説明させていただきます。議案参考資料19ページ、お願いいたします。

本議案は、3年ごとに策定することになっております介護保険事業計画で見直しすることになっております第1号被保険者の保険料を変更したいため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回の改正箇所は、第2条の保険料率の改正でございます。保険料は政令で定める基準に従い条例で定めることになっており、その際の基準区分が政令第38条第1項で規定されているものでございます。基準の保険料となるものが、条例でいいますと第2条第1項第5号で、今期と比べまして8.2%、6,000円増の年額7万9,200円への改正でございます。この基準額を基に所得段階に応じた率を掛けて、各段階の年額保険料を算出しているものでございます。

増額となった理由でございますが、介護保険給付費の増加に加えまして、国の補助金が減少しているためでございます。

介護保険事業の財源は法令で定められておりまして、そのうち一部の補助金につきましては、市町村におけます高齢者の年齢構成、それから所得状況などに応じ格差を是正するためといたしまして調整されて交付することになっております。本村の場合、国の負担金が減額されて交付される分、保険料で賄わなければならない、このようなためでございます。

あわせてとなりますが、このほどの政令改正によりまして、これまでの9段階であった保険料の区分が13段階へと変更になっております。介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間で所得再配分機能を強化するというところで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るためとして政令が改正されたものでございます。

また第2項から第4項において規定しております低所得者の負担軽減を図るための特例措置、これにつきましても同様に改正するものでございます。

附則でございますが、第1項といたしまして、改正条例の施行日は、令和6年4月1日としております。第2項は、経過措置の定めといたしまして、改正後の第2条の規定は、令和6年度以降の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料につきましては、なお、従前の例によるものとしております。

議案第13号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第13号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第12 議案第14号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第13 議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第14 議案第16号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人

員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第15 議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。日程第12、議案第14号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでは関連がありますので一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、日程第14から日程第17を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） それでは、議案第14号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、まとめて一括して説明させていただきます。

議案書につきましては24ページからとなります。議案参考資料は23ページになります。

議案参考資料にて説明させていただきます。

介護保険事業では様々なサービス、それから給付を行っておりますが、その中でも事業を実施する上で法令の規定により村がその基準等を定めているものがございます。

議案参考資料の23ページですが、議案第14号では指定介護予防支援等、それから31ページにあります議案第15号では地域密着型サービス、68ページにあります議案第16号では地域密着型介護予防サービス、84ページになりますが議案第17号では居宅介護支援等、これらの基準を定めているものでございます。

これらの条例におきまして、介護サービスに係る基準を定めるに当たり、参照すべき国が定める基準というものがございまして、厚生労働省令なんです、国のこの基準が改正されたことに伴い、村条例を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、4条例とも事業所内では書面掲示が求められておりました運営規程等の重要事項につきまして、今後は書面掲示に加えましてウェブサイト、インターネットですね、これでの掲載も義務付けされました。また、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護事業所を効率的に運営する観点から、管理者の業務範囲の明確化が図られたり、利用者の生命、または身体を保護するために緊急かつやむを得ない場合を除いて身体的拘束を行ってはならないこと、また行う際、適正に行うための措置等が明記されたものでございます。

このほかにも利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討したりするため、事業所内に委員会の設置が義務とされたほか、23ページを見ていただきたいんですが、23ページの議案第14号の介護予防支援事業では、利用者宅訪問につきまして、テレビ電話装置等を活用したモニタリングが認められたり、続いて31ページになりますが、議案第15号の地域密着型サービスでは、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携体制の構築が求められております。

続いて68ページに移りますが、議案第16号の地域密着型介護予防サービス、こちらの事業でも同じように協力医療機関との連携体制の構築について定められております。

最後の議案となりますが、84ページの居宅介護支援等、こちらの事業では、ケアマネージャー1人が扱える取扱件数の上限を増やしたり、先ほどの議案第14号でもありましたが、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことが認められております。

最後に、改正条例の施行日ですが、令和6年4月1日としておりますが、重要事項であります、先ほどウェブサイトへの掲載などにつきましては経過措置が定められているものでございます。

議案第14号から第17号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） この一連の法律への流れを見てみると、利用者に対する告示から医療行為、あるいはそのケア、そういった関連の大体網羅しているような感覚で私は受け取っているんですけども、それを今まで明文化されていなかったものを地方自治体に一括で、何というのかな、委託というか、裁量に任されていた部分を、法制化によって明らかにしていくというようなことなのだろうという、私はちょっとイメージを持っているんですが、その辺のところはどういう受け取り方をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 介護保険制度ができて10年、20年たちますが、その間にあまり想定されていなかった事案等も出てきたものにつきましては明文化されるようになっております。

それから、昨今の介護人材の不足、それらによりまして、先ほど申し上げたかもしれないんですが、今回の4条例とも事業所の管理者、これに対する基準等も拡大されております。今までも1人の管理者が兼務できるような事業所を定めていたんですが、昨今の人材不足、人数不足によりまして、その兼務できる範囲が拡大とか、そういったことも今回、時代の流れと申しまししょうか、今の時代に沿った内容に国のほうの基準も拡大されていると、そういったこともいろいろなものを含めまして、3年に一度、こういった大きな改正が行われるものでございます。

村のこれらの今回の4条例でございますが、ほぼ国の基準に沿ったもの、ほぼイコールとなっている条例内容でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第14号から議案第17号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第16 議案第18号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第16、議案第18号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 議案第18号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は51ページから、議案参考資料は92ページからとなります。

それでは、議案参考資料により説明させていただきます。92ページをご覧ください。

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路占用料を改めるものでございます。

なお、村の道路占用料は、道路法第39条第2項の規定に基づき条例で定めており、道路法施行令の占用料の額に準じて金額を定めております。

93ページからは新旧対照表でございますが、右側は現行、左側は改正案でございます。

別表では、占用物件ごとの占用料を定めてございますが、改正案のとおり、改正または追加するも

のでございます。

議案書に戻っていただき、58ページをお願いします。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第18号につきましても、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第17 議案第19号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（生方勇二君） 日程第17、議案第19号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第19号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定を提案するものでございます。

議案書59ページをご覧ください。また60ページのほうに附則のところ、この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

中身につきましては、参考資料101ページにてご説明いたします。

参考資料101ページは議案参考資料でございます。水道法の一部改正及び引用する条例の廃止等に伴いまして所要の改正を行うものであります。

102ページ、第2条の旧条文を、新たに「榛東村公営企業の設置等に関する条例」に改めるものです。

また、第37条及び第40条中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。昨年、水道事業の所管が厚生労働省から国土交通省に所管替えがあったための措置です。

なお、第46条中、今回の改正には載っていませんが、お手元の例規集でいいますと、第3巻の1840ページに、「厚生労働大臣」という表記がありますが、こちらは今回は改めません。新しい通

達がまだ出ていないからでございます。

以上をもちまして、議案第19号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第19号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第18 議案第20号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第18、議案第20号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 議案第20号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議案書は61ページ、議案参考資料は103ページをご覧ください。

議案参考資料によりご説明いたします。

趣旨・目的でございますが、群馬県小口資金融資促進制度を含む県制度融資について、現在実施している売上げ減少等の要件を満たす場合の借換制度を令和6年度についても継続して実施することから、所要の改正を行うものでございます。

概要でございますが、附則第2項改正関係ですが、「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改めるものとなっております。条例の附則におきまして、小口資金融資に係る借換措置期間を延長しようとするものでございます。

議案参考資料104ページをご覧ください。

新旧対照表となっております。左が改正案、右が現行となっております。

続いて、議案書62ページをご覧ください。

附則でございます。この条例は令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第20号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお

願いを申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第20号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第19 議案第21号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第19、議案第21号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 議案第21号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案書63ページ及び議案参考資料105ページとなります。

議案参考資料で説明申し上げます。

趣旨・目的ですけれども、榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例第9条に規定する使用料に冷暖房設備使用料を新設するもので、附則のとおり令和6年4月1日から施行する予定でございます。

これは、これまで熱中症予防の観点から利用してきた榛東スポーツアリーナの冷暖房設備を、昨今の気象の状況に鑑み、使用者の申出により利用できるようにするもので、発生する費用について使用者に応分の負担を求めるための改正でございます。

106ページから110ページは新旧対照表となっております。106ページをご覧くださいと思います。

第9条第1項中の別表第1又は別表第2に掲げる額の施設使用料、照明料及び放送設備使用料のうち1時間当たりまたは1回当たりの使用料を示す別表第1を、施設使用料、照明料及び放送設備使用料と更衣室使用料とに分け、別表第1、別表第2し、冷暖房設備使用料を109ページにございます別

表第3として新たに設けるものです。これに伴いまして、これまで別表第2として示しておりました特定団体が年間を通じて使用する場合の使用料を別表第4とするものです。別表第4につきましては、110ページに記載のとおりでございます。

以上となります。ご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第21号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第20 議案第22号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第20、議案第22号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） それでは、議案第22号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案書68ページ、それから議案参考資料111ページとなっております。

議案参考資料で説明申し上げます。

趣旨・目的は、榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例第8条に規定する使用料に冷暖房設備使用料を新たに加えるもので、令和6年4月1日から施行予定でございます。

これは、議案第21号で上程させていただきました条例の一部を改正する条例の制定に伴いまして、村立小・中学校の体育館を貸し出す際の冷暖房設備の使用者の利用を可能とするもので、発生する費用について使用者に応分の負担を求めるための改正でございます。

議案参考資料112ページから113ページは新旧対照表となっております。そちらで説明をさせていただきます。

第8条第1項中の別表に掲げる施設使用料、照明料及び放送設備使用料に冷暖房設備使用料を加え、

それぞれ別表第1と別表第2とするものでございます。別表第2、冷暖房設備使用料は113ページに示してございます。

以上で説明を終わりとします。ご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第22号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第22 議案第24号 村道の路線の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第22、議案第24号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 議案第24号 村道の路線の認定について、提案理由を説明申し上げます。

議案書は77ページから、議案参考資料は115ページからでございます。

議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の116ページ、路線認定調書をご覧ください。

道路法第8条第2項の規定に基づき路線認定の議決をお願いする路線は8路線でございます。

路線番号1330番、路線名、高塚11号線、起終点は新井字高塚、延長31.9メートル、幅員5メートルでございます。

路線番号1331、路線名は北原42号線、起終点は新井字北原、延長80.5メートル、幅員4.5メートルでございます。

路線番号1332、路線名は北原43号線、起終点は新井字北原、延長21.8メートル、幅員6メートルでございます。

路線番号2344、路線名は大宮7号線、起終点は長岡字大宮、延長34.8メートル、幅員5メートルでございます。

路線番号3259、路線名は宮室78号線、起終点は広馬場字宮室、延長56.1メートル、幅員5メートルでございます。

路線番号4211、路線名は八幡下20号線、起終点は広馬場字八幡下、延長28.8メートル、幅員5メートルでございます。

路線番号4212、路線名は八幡下21号線、起終点は広馬場字八幡下、延長24.8メートル、幅員5メートルでございます。

路線番号4213、路線名は井戸尻40号線、起終点は広馬場字井戸尻、延長48メートル、幅員6メートルでございます。

議案参考資料117から122ページまでが路線認定図でございます。今回の8路線、全て宅地開発により造成されたもので、建築基準法で規定された位置指定道路であり、開発事業者から当該道路敷の寄附を受けており、村道として認定をお願いするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第24号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第23 議案第25号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について

○議長（生方勇二君） 日程第23、議案第25号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 議案書は79ページでございます。

議案第25号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出それぞれ1億248万9,000円を減額し、総額を88億9,603万円とするものでございます。

また、第2条におきまして繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正をお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、主に歳入におきましては、国の令和5年度補正予算による普通交付税の追加交付のほか、収入額の確定または確定見込みに伴う増減、歳出においても、事業費の確定または確定見込みに伴う増減となっておりますが、一部、必要経費の増額などを計上するものでござい

す。

85ページをご覧ください。

85ページは、第2表、繰越明許費でございます。事業名の欄でございますけれども、企画総務費につきましては、第7次総合計画策定業務及びこれに付随する村民アンケート調査経費を次年度に繰り越し、現計画の進捗状況の検証を深めようとするものでございます。戸籍住民基本台帳一般経費は、戸籍法の改正に伴い、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等への対応など、システム改修を行うものでございます。

地域子育て支援事業につきましては、榛東村第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、国から大綱などの情報提供の遅れにより、本年度及び6年度において作成予定でありましたものを次年度に繰り越すものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、3月末までワクチン接種を行うため、その精算が4月以降になること、またワクチン保管庫の処分が未定であるため、その経費を合わせて次年度に繰り越そうとするものでございます。

相馬原用水費でございますが、当初6年度に実施する予定でありましたため池耐震性点検調査業務につきまして、補助金内示が前倒しで1月にございましたので、これを補正し、繰越しを行おうとするものでございます。

以上5事案において、それぞれの記載の金額を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

続きまして、86ページでございます。

86ページにつきましては、債務負担行為の補正でございますが、まず追加といたしまして、議会一般経費は議会だより印刷製本費。文書管理費は用紙購入。広報費は広報しんとう印刷製本。庁舎管理費は庁舎植栽管理業務委託。在宅福祉事業費につきましては紙おむつ給付事業委託。元気高齢者支援事業は在宅高齢者等配食サービス業務。障害者福祉一般経費は紙おむつ給付業務・在宅高齢者配食サービス業務等になっております。以上8事案において、それぞれの記載の金額を限度額として、債務負担行為の追加を行うものでございます。

次に、87ページでございます。

債務負担行為の変更といたしまして、小学校整備事業につきましては、南小学校長寿命化改良工事について、限度額の変更と併せて期間を令和6年度から令和7年度までに変更するものでございます。

続きまして、88ページでございます。

第4表、地方債補正につきましては、変更といたしまして、南小学校長寿命化工事の財源としておりました学校教育施設等整備事業債の限度額を変更するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについて説明申し上げます。

議案参考資料の127ページをご覧ください。

初めに、歳入の事項別明細書でございます。

1 款村税では、1 項村民税で補正額合計2,829万円、2 項固定資産税で180万円、3 項軽自動車税で、次のページでございますけれども80万円、4 項村たばこ税で300万円、それぞれ増となっており、村税全体では3,389万円の増額補正となっております。

次の2 款2 項自動車重量譲与税から次のページ、9 款環境性能割交付金までは、1 月までの交付状況を踏まえ、収入見込額を増減させているものでございます。

次の12 款地方交付税につきましては、国の税収が増えたことによる国会での法改正並びに補正予算成立により4,762万4,000円の追加交付が行われたものでございます。

131ページをご覧ください。

16 款国庫支出金から、次の135ページの17 款県支出金までにつきましては、歳出の事業費の確定や事業見込みに伴い増減をしております。

続きまして139ページをご覧ください。

23 款村債440万円の減額につきましては、本年度の南小学校長寿命化工事の事業費の確定に伴い、起債対象事業費の変更により減額するものでございます。

続いて、140ページからが歳出になります。

歳出予算の補正につきましては、事業費の確定、また確定見込みに伴う増減及び今議会に上程している各特別会計の予算補正に伴う繰出金の増減でございますが、主なものについて説明を申し上げます。

149ページをご覧ください。

149ページの2 款3 項1 目戸籍住民基本台帳費、補正額1,064万5,000円のうち12 節委託料、電算システム等整備費は、繰越明許費において説明をさせていただきましたとおり、戸籍法の改正によるシステム改修費でございます。

160ページの一番上、2 目児童措置費、説明欄、児童保育費、その他負担金の子ども・子育て支援教育・保育給付費3,724万5,000円の増は、公定価格の改定により年度末までの運営費の試算を行い、必要額を計上したものでございます。

184ページをご覧ください。

中央の教育振興費、17 節備品購入費、補正予算額126万4,000円のうち、説明欄、北小学校備品は特別支援学級の増による教卓や児童用の机、椅子を購入するものでございます。また南小学校備品につきましては、新年度からの学級増に伴い、新年度早々に必要な児童用机、椅子のほか、教卓等を購入しようとするものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第10号）の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。  
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第25号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

◎日程第24 議案第26号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算  
（第3号）について

○議長（生方勇二君） 日程第24、議案第26号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 議案第26号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

議案書は89ページ、議案参考資料は202ページになります。

国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ7,017万9,000円を減額し、総額を13億3,495万9,000円とするものでございます。

今回の補正でございますが、歳入におきましては、歳入額の確定または確定見込みに伴います増減、歳出におきましても事業費の確定または確定見込みに伴います増減が主なものとなっております。

概要につきまして、議案参考資料にて説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税ですが、現年度分、滞納繰越分、合わせまして460万円の増額でございます。

4款1項社会保障・税番号システム整備費補助金3万5,000円は、マイナンバー制度の周知を行うため、パンフレットの配布を行ったことに対します国からの補助金でございます。

5款1項保険給付費等交付金6,706万8,000円の減額は、歳出の保険給付費の減額に伴います歳入の減でございます。

9款4項雑入は、滞納処分費の減額、それから第三者行為、交通事故ですが、これに係ります納付金の増額などで、合わせまして96万6,000円の増額となっております。

続いて、歳出に移ります。

2款保険給付費は、年度内の給付費、これは医療費の見込みの減によりまして療養給付費、療養費、高額療養費、合わせまして6,505万2,000円の減額となっております。

5款1項保健衛生普及費104万7,000円の減、同じく2項の特定健康診査等事業費217万5,000円の減

は、3年以上、医療機関未受診家庭への記念品や、健康教室参加者減によります特定保健指導委託料の減などがございます。

榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第26号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第25 議案第27号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第25、議案第27号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 議案第27号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書につきましては92ページ、議案参考資料は214ページになります。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ872万6,000円を追加し、総額を1億7,500万円とするものでございます。

今回の補正でございますが、歳入におきましては、歳入の確定、歳入額の確定見込みに伴います増減、歳出におきましても事業費の確定または確定見込みに伴います増減が主なものとなっております。

概要につきまして、議案参考資料にて説明させていただきます。

歳入です。1款1項後期高齢者医療保険料の増額は、今年度分の保険料、特別徴収、普通徴収合わせまして883万7,000円の歳入見込みの増となっております。

この歳入増となった分を、歳出の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金883万7,000円の増額で、広域連合へ支出するものでございます。

榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第27号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第26 議案第28号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（生方勇二君） 日程第26、議案第28号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 議案第28号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

議案書は95ページ、議案参考資料は220ページでございます。

介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,198万円を減額し、総額を12億8,254万6,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

今回の補正でございますが、歳入におきましては、給付費、介護サービス費でございますが、これの支出見込みによります増減、それから歳入におきましては、歳出の増減に伴います各種財源の増減が主なものとなっております。

概要につきまして、議案参考資料にて説明させていただきます。議案参考資料220ページをお願いいたします。

2款1項介護給付費国庫負担金796万円の増額は、国の交付決定額によります増額補正でございます。同じく2項介護給付費財政調整交付金512万円の減額は、歳出、給付費の減額によるものと交付割合の減によるものでございます。

3款1項介護給付費交付金1,111万8,000円の減額、それから4款1項県からの介護給付費負担金428万2,000円の減。それから、7款1項一般会計繰入金、この介護給付費分ですが144万8,000円の減額は、歳出の給付費の減額によるものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

2款保険給付費の補正では、給付費の見込みにより補正増減でございますが、ショートステイや訪問、通所などでサービスを受けます居宅介護サービス費が増額となっている半面、グループホームなどの地域密着型介護サービス給付費や介護保険施設に入所してサービスを受けます施設介護サービス給付費、これらが減額となっております。

他の歳出につきましても、保険給付費の執行見込みにより増減させております。

続いて下のほうにあります2の債務負担行為でございますが、任意事業におきまして紙おむつ給付業務委託、限度額67万2,000円の設定をお願いするものでございます。

榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第28号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第27 議案第29号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第27、議案第29号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） それでは、議案第29号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書は99ページ、また議案参考資料は233ページとなります。

議案参考資料で説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ129万5,000円を減額し、総額を1億3,833万3,000円とするものでございます。

歳入予算内訳は、1款1項事業収入15万1,000円の増、3款1項一般会計繰入金144万6,000円の減となっております。

歳出予算内訳は、1款1項総務管理費72万5,000円の減、2款1項事業費57万円の減です。

議案参考資料236ページをお開きください。

歳入については、1款1項1目事業収入について、滞納繰越分の徴収額の当初見込みとの差により15万1,000円の増額とするものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金については、事業の実績見込みにより144万6,000円減額するものでございます。

続いて、237ページをお開きください。歳出について説明申し上げます。

1款1項1目総務管理費72万5,000円、238ページになります、2款1項1目事業費57万円は、事業の確定見込みにより減額するものとなっております。

なお、2款1項1目事業費57万円の減は、第3子以降分幼児教育無償化分について、事業の確定見込みに基づき減額するものとなっております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第29号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで休憩いたします。再開を2時15分といたします。

午後2時4分休憩

---

午後2時17分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

議案に入る前に、訂正がございますので、よろしく申し上げます。

先ほど日程第12から日程第17までのところで、日程第12からと言うべきところを日程第14からと私のほうで申し上げたんですが、これにつきましては日程第12から日程第15を一括議題としますということに訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

◇

**◎日程第28 議案第30号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算  
（第2号）について**

○議長（生方勇二君） 日程第28、議案第30号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 議案第30号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

議案書は102ページから、議案参考資料は239ページからとなります。

議案書102ページをご覧ください。

歳入歳出予算補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,227万7,000円とするものでございます。

議案参考資料239ページをご覧ください。

趣旨・目的でございますけれども、歳入予算1款1項事業収入121万円は売電収入でございます。

歳出予算1款1項一般管理費134万8,000円ですが、これは公課費の減と一般会計繰出金の増額の差額でございます。

2款1項維持管理費13万8,000円ですが、需用費、役務費の確定見込みによる減でございます。

以上で議案第30号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第30号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第29 議案第31号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号） について

○議長（生方勇二君） 日程第29、議案第31号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） それでは、議案第31号の提案説明をいたします。

議案書は105ページをご覧ください。

令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款水道事業収益において、既決予定額に補正予定額を545万2,000円を追加し、計3億2,767万4,000円としようとするものでございます。

支出、第1款水道事業費用において、既決予定額から補正予定額1,272万円を減額し、計2億8,073万9,000円としようとするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございまして、記載のとおりではございますが、まず既決予定額の本文括弧書き中にある金額を1億4,341万4,000円に、それから1,977万5,000円、1億2,363万9,000円にそれぞれ改めまして、106ページ、収入第1款資本的収入において、既決予定額から補正予定額240万円を減額し、計2億7,750万3,000円としようとするものでございます。

支出、第1款資本的収入において、既決予定額から補正予定額504万円を減じ、計4億2,091万7,000円としようとするものでございます。

第4条では、企業債の限度額を1億850万円にしようとするものでございます。

第5条では、棚卸資産購入限度額、つまり水道メーターのことです。これを購入実績に合わせて428万1,000円にしようとするものでございます。

第6条では、公営企業の債務負担行為の計上をお願いするものでございます。この項目を加えることにより、令和5年度中から令和6年度契約の準備をすることができます。従前より水道水水質検査業務は実施はしてまいりましたが、年間では何々検査、何項目を何回という形で委託してまいりましたが、他市町の例なども参考とした結果、緊急時対応のため年度当初、つまり4月1日から3月31日まで通年して契約をしておこうということとなったため、これに対応する契約に対応するための措置であります。提出日は本日でございます。

続いて、議案参考資料244ページをご覧ください。議案参考資料記載のと通りの概要でございます。

次に、246ページからが実施計画でございまして、250ページの説明書にて説明いたします。

まず、収益的収入、1款水道事業収益では、水道料金を実績見込みに合わせて600万円増額いたします。また、その他給水掃除工事店指定手数料として12万円減額をいたします。

他会計補助金のマイナス42万8,000円とは、昨年5月から12月分まで行った基本料金減免事業に充てられた一般会計補助金の精算でございます。8か月の水道料減免に対し、一般会計からは5,356万9,000円の補助をいただいております。

続きまして、251ページの収益的支出でございます。

まず、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費いずれも年度末に向けた精算見込みに伴う減額となっております。

続きまして、252ページが資本的収入でございます。これは次ページの歳出で説明いたします事業費の減少に伴います歳入減でございます。

253ページ、資本的支出でございますが、配水管布設工事の確定見込みに伴う減額となっております。

最後に皆様にご報告をいたします。

現在、昨年9月1日から本年3月15日まで発注となっております新北部浄水場築造工事についてですが、この工期を本年5月31日まで繰越しをさせていただきます。理由は、本年1月1日に発生した能登半島地震の影響により資機材の遅延、技術者の不足が生じたためでございます。特に技術者の多くが被災地に向かい、復興に当たっておられると聞いております。現在、補助金申請を行った防衛省当局と繰越し協議を行っております。

なお、予算上の繰越し手続は、公営企業法の適用により不要となっております。ご了解のほどお願い申し上げます。

以下254ページ以降は参考資料を添付しております。

以上をもちまして、議案31号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第31号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第30 議案第32号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号） について

○議長（生方勇二君） 日程第30、議案第32号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） それでは、議案第32号の説明をいたします。

議案書107ページをご覧ください。

令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益において、既決予定額から補正予定額526万1,000円を減額し、計4億6,220万4,000円としようとするものでございます。

支出、第1款下水道事業費用において、既決予定額から補正予定額763万4,000円を減額し、計3億9,323万5,000円としようとするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。記載のとおりではございますが、まず既決予定額の本文括弧書き中にある金額を6,896万9,000円に改めまして、108ページの収入第1款資本的収入において、既決予定額から補正予定額1億1,628万5,000円を減額し、計3億671万4,000円としようとするものでございます。

支出、第1款資本的支出において、既決予定額から補正予定額1億1,391万2,000円を減額し、計3億7,568万3,000円としようとするものでございます。

第4条では、一般会計補助金を4億8,425万円に改めるものでございます。

提出日は本日でございます。

続きまして、議案参考資料にて説明をいたします。参考資料261ページをご覧ください。記載の概要のとおりでございます。

次に、262ページからが実施計画でございまして、266ページの説明書から説明をいたします。

まず、収入、1款下水道事業収益では、下水道農集排の使用料を実績見込みに合わせまして、それぞれ減額、増額いたします。排水設備指定工事店の登録手数料では3万円の減額をいたします。

次に、一般会計補助金は収益的収入、支出における足らず前のことですが78万9,000円の減額をいたします。

消費税還付金では、当年度課税支出が減額となりましたので、当該金額を減額させていただくものです。

267ページの支出、1款下水道事業費用は、皆、確定見込みに伴います減額とさせていただいております。

続きまして、268ページの資本的収入です。

こちらは次のページで説明します県施行の南新井前橋線バイパス工事に伴います公共下水道管の移設補償工事があつたのですが、まず、県により道路整備工事は繰越しとなり、さらに、併せて村が施行する補償工事費も減額とさせていただき、その財源である企業債の県から頂く工事負担金の減などとなったわけでございます。県では繰越しですが、村の下水道工事は減額となった理由は、村の補償工事はまだ発注していないからです。

また、受益者負担金のところでは、公共、特環が増、農集が減などとなっております。補正後の予算を昨年度と比較しますと、公共下水道は防災中枢機能施設の建設に伴うところが大きい。特環は主に下新井のほうですが前年並みの開発件数がある。農集は前年度のような新築アパートの建設が少なかったからと言えらると思います。

国庫補助金につきましては、当初予算から見ますと大幅な減となっておりますが、そもそも本村は国に対しまして下水道事業の国庫補助金を、令和2年度からスタートする5か年計画で申請をしております、これが令和6年度で終了することとなります。そのため過去に補助対象事業費に対しまして2分の1を頂いてきたわけですが、このままですと2分の1を超える、つまり過充当になることが判明いたしまして、そのため県下水環境課と相談しまして、令和5年度から国庫補助金を少なく請求して過充当とならないように調整をすることとしたものです。

最後に、一般会計補助金の増などとなっております。

269ページに移りまして、資本的支出でございますが、こちらは南新井前橋線バイパス工事に伴う公共下水道管の布設替え工事費、マンホールなどの支障物撤去工事費、舗装本復旧工事費の減などとなっております。また、県にお支払いします流域下水道建設負担金も減額となっております。

また、上水道会計と同様に、下水道会計からもご報告なのですが、南新井前橋線バイパスに伴う管路布設設計業務委託を昨年8月に発注して工期を本年3月25日に予定していたのですが、これも令和6年度まで繰越しをさせていただきます。県工事の繰越しに合わせまして、通常確認、現場確認等の事前調査が必要となったからです。

なお、予算上の繰越し手続は、公営企業法の適用により不要となっております。ご了承のほどお願い申し上げます。

以下270ページ以降は参考資料となっております。

以上をもちまして、議案32号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第32号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで訂正をいたします。先ほど議案上程の朗読の中で、議案第32号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算第5号と申し上げましたが、第4号の誤りでございます。訂正しておわび申し上げます。

---

### ◎日程第31 議案第33号 令和6年度榛東村一般会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第31、議案第33号 令和6年度榛東村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 議案第33号 令和6年度榛東村一般会計予算についてご説明申し上げます。

議案書109ページをご覧ください。

令和6年度榛東村一般会計予算は、歳入歳出予算の総額でございますが、過去最高額となる95億5,740万円となっております。このうち複合施設整備事業に係る予算が約30億円に上っております。5年度当初予算と比較いたしますと10.0%、金額にして8億7,040万円の増額予算となっております。

第2条におきましては、債務を負担することができる事項について。第3条では、起こすことができる地方債について。第4条については一時借入金について。第5条については予算の流用について定めているものでございます。

116ページをご覧ください。

116ページにつきましては第2表でございますが、債務負担行為に係るものについて。

117ページにつきましては、第3表は地方債についてでございます。このうち上から2段目、防災対策事業債につきましては、Jアラート用アンテナ単独化工事の財源として限度額150万円。その下、緊急防災・減災事業債では、庁舎及び災害時の避難所として指定されております各施設にW i - F i を設置するため、この財源として限度額250万円を計上しているものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要について、別冊の令和6年度予算説明書、こちらのほうで説明申し上げます。

令和6年度予算説明資料の15ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1款村税につきましては、今年度に比べ1,287万6,000円増の16億1,572万1,000円の計上となっております。

2款地方譲与税から11款地方特例交付金までは、令和4年度決算、また令和5年度の交付状況及び地方財政計画等を踏まえての計上となっております。

14款分担金及び負担金につきましては、令和6年度からの保育料の無償化などに伴い974万5,000円の減額でございます。

16款国庫支出金は、民生費国庫補助金や衛生費国庫補助金において減額となっておりますが、複合施設整備事業における防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金の大幅な増により、今年度に比べ19億2,745万円の増の36億7,871万9,000円となっております。

17款県支出金につきましては、歳出において障害福祉サービス費等の増により、歳入においても今年度に比べ3,551万2,000円増の5億6,706万円となっております。

19款寄附金につきましては、ふるさと納税でございますが、今年度から1億4,880万円減の2億120万1,000円を計上しております。

20款繰入金は、複合施設整備事業等に伴う教育施設整備基金の大幅な減額などにより、今年度に比べ9億7,280万7,000円減の9億7,952万9,000円となっております。

続いて、17ページをお願いいたします。

17ページは歳出でございます。

2款総務費につきましては、コミセン改修工事や選挙執行経費などとともに、ふるさと納税に係る諸経費が減額となっているため、今年度から3,416万円減の9億6,100万円となっております。

3款民生費におきましては、新設保育園の園舎建設に係る補助金が完了したことなどによりまして、今年度から3,046万6,000円減の24億7,050万3,000円となっております。

4款衛生費でございますが、ごみ処理、し尿処理に係る渋川地区広域組合負担金の減や、新型コロナワクチン接種事業が終了することなどから1,976万3,000円減の4億2,958万円となっております。

5款労働費につきましては、勤労者住宅建設資金利子補給金の増などにより、今年度に比べ122万7,000円増の658万2,000円でございます。

6款農林水産業費は、農業用水維持管理費、電気料などの減により今年度から1,483万6,000円減の4億7,731万4,000円となっております。

7款商工費につきましては、観光パンフレットなどの見直しや観光PRグッズ作成などにより、今年度に比べ368万9,000円増の1,499万2,000円となっております。

8款土木費につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業や、社会資本整備交付金事業などの年次計画にのっとりまして、今年度から152万2,000円減の6億2,436万9,000円となっております。

9款消防費につきましては、渋川地区広域組合負担金の増などによりまして、今年度に比べ66万6,000円増の2億9,849万円となっております。

10款教育費につきましては、複合施設整備事業や図書館のネットワーク化、学校給食費の無償化などによりまして、今年度に比べ9億6,296万1,000円増の38億8,939万2,000円となっております。

少し先にいきますけれども、220ページをお願いいたします。

220ページにつきましては、債務負担行為の支出予定額に関する調書、222ページにつきましては地方債に関する調書でございます。

議案第33号 令和6年度榛東村一般会計予算の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第33号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審議することとしたいと思います。これにご異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第33号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午後2時50分休憩

---

午後2時58分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

先ほど予算審査特別委員会が開催され、互選により正副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

委員長に三俣実議員、副委員長に清水健一議員が就任いたしました。

ここで委員長に就任いたしました三俣実議員からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

6番三俣実議員。

〔予算審査特別委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（三俣 実君） このたび予算審査特別委員会委員長に選任をいただきました三俣実です。

令和6年度予算について、委員皆様としっかりと審議してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 審査のほど、よろしくお願いいたします。

---

◇

## ◎日程第32 議案第34号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第32、議案第34号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 議案第34号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

説明申し上げます。

議案書118ページをお願いいたします。

令和6年度の国民健康保険特別会計でございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ12億7,662万6,000円で、前年度と比較いたしまして9.6%、金額にいたしまして1億3,561万4,000円の減額予算となっております。被保険者数の減が大きな要因と考えております。

第2項の歳入歳出予算については、後ほど説明させていただきます。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定によります一時借入金（借入れ）の最高額を5,000万円と定めております。

第3条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費につきましては項を超えての流用ができる、このように定めているものでございます。

続いて、119ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の概要について説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれの現年度分、滞納繰越分を合わせまして、前年度に比べ1,570万6,000円減の2億3,580万円の計上となっております。被保険者数の減を見込んでおります。

ここで令和6年度予算説明資料、厚い資料の226ページをお開きください。

226ページの1款1項1目国民健康保険税、その下に退職被保険者等国民健康保険税というものがありますが、こちらにつきましては制度終了のため廃目といたしております。

なお、これにつきましては他の歳入項目及び歳出におきましても同様でございます。

議案書の119ページに戻っていただきたいと思います。

2款一部負担金は2,000円の計上でございます。

3款使用料及び手数料は、国民健康保険税督促手数料1,000円の計上でございます。

4款国庫支出金は、国民健康保険制度関係業務事業費補助金1,000円のみ計上でございます。

5款県支出金は、保険給付費等に係る費用を県から交付金として受け入れる保険給付費等交付金などで8億6,697万5,000円の計上でございます。

6款財産収入12万8,000円は、国民健康保険基金の利子でございます。

7款繰入金1億6,159万5,000円で、うち第1項の他会計繰入金8,327万4,000円は、一般会計からの繰入金で、それぞれ国や県の繰入れ基準に基づきます村の負担分でございます。

8款繰越金は、前年度からの繰越金1,000円の計上でございます。

9款諸収入は、保険税に係る延滞金や第三者納付金、前年度の精算金などで1,212万3,000円の計上となっております。

続いて121ページ、歳出に移ります。

1 款総務費は、国民健康保険事業を管理するための総務管理費、国保税の賦課徴収費用、国保運営協議会の費用などで、合計1,360万7,000円の計上でございます。

2 款保険給付費は、1 項の療養諸費から5 項の葬祭諸費まで、合計で8 億3,190万8,000円の計上でございます。第1 項の療養諸費と2 項の高額療養費は、県が試算した金額を計上しておりますが、被保険者数の減などで、この2 項の前年度と比べまして1 億1,251万1,000円の減となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金は、第1 項の医療給付費分が2 億5,226万6,000円、2 項の後期高齢者支援金等分が9,709万3,000円、3 項の介護納付金分が3,368万7,000円、合わせまして3 億8,304万6,000円の計上となっております。こちらにつきましても被保険者数の減を見込んでいることもあり、前年と比べまして1,296万1,000円の減となっております。

4 款財政安定化基金拠出金、こちらは1,000円の計上でございます。

5 款保健事業費は、生活習慣病重症化予防事業の委託料や特定健康診査、特定保健指導の委託料、人間ドックの助成金などで、合わせまして2,383万4,000円の計上でございます。

次のページにいていただきまして、6 款基金積立金は利息分などがございます。

7 款諸支出金は、国保税の過誤納還付金や還付加算金、保険給付費等交付金の償還金などで910万円の計上でございます。

8 款予備費は1,500万円を計上しております。合計で12億7,662万6,000円でございます。

議案第34号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第34号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第33 議案第35号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第33、議案第35号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 議案第35号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

て説明申し上げます。

議案書123ページ、お願いいたします。

令和6年度の後期高齢者医療特別会計でございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1億9,863万2,000円で、前年度と比較いたしまして19%、金額にして3,165万6,000円の増額予算となっております。

第2項の歳入歳出予算につきましては、後ほど説明させていただきます。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定によります一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めているものでございます。

124ページ、お願いいたします。

歳入歳出予算の概要について説明させていただきます。

初めに、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料、こちらは特別徴収と普通徴収、合わせまして1億4,978万円の計上となっております。新年度におきまして保険料率の改定が行われること、並びに保険者数の増などを見込み、22.9%増、これの保険料を計上しております。

2款繰入金は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金で、合わせまして4,873万8,000円の計上でございます。

3款諸収入は保険料延滞金、保険料還付金、広域連合からの過年度分精算金などで11万4,000円を計上しております。

続いて125ページ、歳出に移ります。

1款総務費は、後期高齢者医療事務を管理するための総務管理費、保険料の賦課徴収費用で178万1,000円の計上でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1億9,574万1,000円で、群馬県広域連合への負担金でございます。こちらの負担金の額並びに先ほどの保険料の額ともに広域連合の試算値によるものでございます。

3款諸支出金は、保険料の過誤納還付金等で11万円。

4款予備費100万円を計上しております。

合計で1億9,863万2,000円でございます。

議案第35号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第34号

については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第34 議案第36号 令和6年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第34、議案第36号 令和6年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 議案第36号 令和6年度榛東村介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

議案書126ページ、お願いいたします。

令和6年度の介護保険特別会計でございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ13億624万3,000円で、前年度と比較いたしまして1.6%、金額にしまして2,107万1,000円の増額予算となっております。

歳入歳出予算については、後ほど説明させていただきます。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定によります一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めております。

第3条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりまして、保険給付費につきましては項を超えての流用ができると定めているものでございます。

127ページ、お願いいたします。

歳入歳出予算の概要について説明させていただきます。

初めに、歳入です。

1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者分の介護保険料で3億603万8,000円を計上しております。前年度比で10.8%の増額計上でございます。

2款国庫支出金は、介護給付費に対します法定の負担金や、介護予防事業の取組状況などにより交付される補助金などで、合計2億5,681万2,000円を計上しております。

3款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当するもので、保険給付費の27%、3億3,485万2,000円を計上しております。

4款県支出金も介護給費等に対します県の法定による負担金や補助金などで1億8,614万2,000円を計上しております。

5款介護予防支援費、こちらは地域包括支援センターが行う介護予防支援に対する報酬で660万円を計上いたしました。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の利子8,000円でございます。

7款繰入金金は2億1,578万5,000円で、うち一般会計からの繰入金が1億9,716万2,000円で、介護給

付費等に対する法定の負担金や事務費に対する繰入金となっております。

8款繰越金は、前年度からの繰越金。

次のページにいていただきまして、9款諸収入は増目計上でございます。

続いて129ページ、歳出に移ります。

1款総務費は、介護保険事業を管理するための総務管理費、保険料の賦課徴収費用、介護認定調査、介護認定審査会などの費用で、合計2,443万8,000円の計上でございます。

2款保険給付費は、前年度比で2.1%増の12億1,030万5,000円を見込んでおります。1項の介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方が利用するサービスに対する給付、2項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援の方が利用するサービスに対する給付、3項の高額介護サービス等費は、自己負担額が高額になったときの負担軽減であります。4項の高額医療合算介護サービス等費は、年間の医療と介護の自己負担分の合計額が高額になったときの負担軽減でございます。5項の特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策といたしまして、施設入所時の食費や住居費の負担軽減でございます。6項のその他諸費は、審査支払手数料でございます。

3款地域支援事業費は、介護予防に関する事業が主となっております5,288万9,000円の計上となっております。

4款基金積立金は、利息分などで1万円でございます。

5款諸支出金は、一般会計への繰出金などで1,260万1,000円を計上しております。

次のページにいていただきまして、6款予備費は600万円の計上となっております。

合計で13億624万3,000円でございます。

議案第36号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第36号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第35 議案第37号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第35、議案第37号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

足達教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 足達哲也君発言]

○教育委員会事務局長（足達哲也君） それでは、議案第37号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計予算について説明申し上げます。

議案書131ページ、また令和6年度予算説明資料281ページとなります。

議案書で説明をさせていただきます。

第1条、これは歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,791万円とするものです。率にしまして8.9%、金額にして1,203万9,000円の増額予算となっております。

第2条は、新たな学校給食センターにおいて配送車の準備、運用まで含め、5年間の給食業務を委託することに向け、5年間の債務負担行為をお願いするものでございます。

第3条は、一時借入金の借入れの最高額を定めるものでございます。

それでは、予算説明資料で歳入歳出予算の主なものについて説明申し上げます。

284ページをお開きください。

事項別明細書の歳入です。

1款1項1目事業収入、1節現年度分1,637万2,000円は、保護者及び教職員から徴収する給食費の収入見込みです。令和6年度の学校給食費のうち村立小・中学校の児童・生徒分の給食費を完全無償化とする計画をしております。したがって、ここで計上するのは、村立幼稚園の就園児の給食費と、児童・生徒の就学援助費受給者分の給食費となっております。なお、これは第三子以降分及び幼児教育無償化分の補助を除いた額となっております。

続いて、3款1項1目一般会計繰入金1億3,140万7,000円は、学校給食センターの維持管理や運営に要する経費の一般会計からの繰入れです。一般会計繰入金6,725万6,000円は、管理費等繰入れとなっております。一般会計繰入金第三子以降分69万3,000円は、18歳までを含んだ第三子以降の給食費村負担分の繰入れです。なお、対象は村立幼稚園就園児となっております。一般会計繰入金給食費軽減分6,293万9,000円は、村立小・中学校の児童・生徒分の給食費完全無償化により村が負担する分の繰入れです。一般会計繰入金、幼児教育無償化51万9,000円は、対象となる幼児の副食費を村が負担する分の繰入れです。

次に、歳出に移ります。286ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費6,588万6,000円は、学校給食センターの維持管理運営に要する経費です。

1枚はぐっていただきまして、288ページをお開きください。

上段にございます12節委託料、説明欄、学校給食センター運営費、その他委託料、給食事業委託料4,271万6,000円は、学校給食における調理や配送などの業務を民間事業者に委託するための経費でございます。

続いて289ページ、中段をご覧ください。

2款1項1目事業費、10節需用費、賄材料費8,052万4,000円は、食材の購入費となっております。  
以上で説明を終わりにします。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第37号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第36 議案第38号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第36、議案第38号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 議案第38号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について説明申し上げます。

議案書135ページ、予算説明資料291ページからとなります。

議案書135ページをご覧ください。

令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,882万8,000円とするものでございます。

次に、以下別冊の令和6年度予算説明資料でご説明を申し上げます。

予算説明資料292ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

本会計の歳入につきましては、太陽光の売電による売電収入が主な歳入でございます。

歳入でございますが、1款事業収入2,882万3,000円、2款財産収入2,000円、3款繰越金1,000円、4款諸収入2,000円、合計で2,882万8,000円でございます。

次に、293ページをご覧ください。

1款総務費2,384万1,000円、こちらは一般会計繰出金でございます。

2款管理費498万7,000円でございます。こちらは管理費でございます。

合計2,882万8,000円でございます。

以上で議案第38号の説明を終了させていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第38号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第37 議案第39号 令和6年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第37、議案第39号 令和6年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第39号の提案説明を申し上げます。

議案書138ページ、令和6年度予算説明資料では297ページでございます。

主要事業といたしましては、予算説明資料の13ページにある3、快適で住みよいむらづくりの上下水道の充実の項でございます。

まず議案書です。令和6年度榛東村上水道事業会計予算でございます。

第1条では、会計予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量でございます。

第3条では、収益的収入及び支出を計上するものでして、水道事業収益3億1,339万8,000円、前年度比3.4%の減、水道事業費用2億9,138万1,000円、同じく5.2%の減とするものでございます。

続いて、第4条では、資本的収入及び支出を計上しており、資本的収入を2億549万5,000円、前年度比31.1%の減、資本的支出を3億2,869万2,000円、同じく27.1%の減としようとするものでございます。こちらは新北部浄水場の築造工事に係る減額となっております。

第5条は、企業債の限度枠として8,430万円を計上させていただきました。

第6条は、一時借入金の限度額として2億円としております。

第7条では、経費の流用規定を定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費と定めております。

第9条では、一般会計から繰出しを受けます他会計補助金が21万6,000円と定めるものでございます。

第10条では、棚卸資産の購入限度額を813万3,000円と定めるものでございます。

提出日は令和6年3月4日付でございます。

説明資料に移りまして、297ページから298ページが収益的収入及び支出の実施計画でございます。

299ページから300ページが資本的収入及び支出の実施計画でございます。

301ページから302ページがキャッシュ・フロー計算書、令和6年度分のものでございます。

303ページから310ページが給与費明細書です。

311ページから314ページが令和6年度の予定貸借対照表です。

315ページから316ページが注記でございます。

317ページが令和5年度の予定損益計算書です。

318ページから321ページが令和5年度の予定貸借対照表となっております。

322ページから323ページが注記でございます。

324ページから予算説明書でございます。主なものについて説明をしております。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款水道事業収益、本年度予算額3億1,339万8,000円、前年度予算額3億2,458万4,000円、比較1,118万6,000円の減でございます。比較ベースで消費税等還付金の減や長期前受金戻入の減などがございます。

326ページ、収益的収入及び支出の支出でございます。

1 款水道事業費用、本年度予算額2億9,138万1,000円、前年度予算額3億737万4,000円、比較1,599万3,000円の減でございます。比較ベースで動力費や減価償却費、固定資産除却費の減などがございます。

続きまして331ページ、資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入、本年度予算額2億549万5,000円、前年度予算額2億9,820万3,000円、比較9,270万8,000円の減でございます。企業債が3,190万円の減、国庫補助金、防衛補助事業が6,080万8,000円の減でございます。中身につきましては支出の項目で説明をいたします。

332ページ、資本的収入及び支出の支出でございます。

本年度予算額3億2,869万2,000円、前年度予算額4億5,084万2,000円、比較1億2,215万円の減でございます。こちらはまず中ほどの5節建設改良費をご覧ください。建設改良費の備考欄に3つの内訳が記載されております。

1 つ目の浄水場更新工事1億8,590万円とは、前年度から着手している新北部浄水場の関連施設の建設工事のことでして、前年度は浄水場のメインとなりますステンレス製配水池の築造及び水道管の布設工事を行いました。本年度は管理棟や滅菌室などの関連施設の工事を予定しております。なお、

前年度工事については、補正予算の際にも申し上げましたとおり、能登半島地震の影響により繰越しとなっております。

2つ目の項目として配水管布設工事9,350万円でございます。こちらはまず老朽管更新計画に基づきまして、前年度と同様に配水管更新4,950万円、こちらはG X形内径250ミリ、400メートル前後を予定しております。また、南新井前橋線バイパス工事に伴う水道管移設工事として4,400万円を計上しております。前年度に引き続き、新井地内において約600メートルほどの移設工事を予定するものです。こちらは群馬県から一部工事負担金の収入が見込まれております。

3つ目が管口径差額工事、こちらは民間事業者が配水管工事をする際に、水道管の口径を増大させる際に村が差額代金を支払うというものですが、項目取りとして110万円を計上いたしております。

また、332ページの中ほどの委託料のところでは1,078万円を計上しています。内訳といたしましては、先ほどの浄水場建設に係る施工監理業務、配水管布設に係る設計業務、それからバイパス工事に伴います水道管移設設計業務、こちらを合計いたしまして、先ほどの委託料となっておりますのでございます。

言うまでもありませんが、令和6年度は新北部浄水場の完成2年目となる老朽管更新工事、南新井前橋線バイパスへの協力、こちらを肝に銘じて執行をしていきたいと考えております。

最後となりますが、水道事業のライフラインとしての機能を確保し、安心・安全な榛東村のおいしい水を届けるため、新年度も課員一同で頑張っている所存でございます。

以上で、議案39号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第39号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

### ◎日程第38 議案第40号 令和6年度榛東村下水道事業会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第38、議案第40号 令和6年度榛東村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第40号の提案説明を申し上げます。

議案書141ページ、令和6年度榛東村下水道事業会計予算でございます。

また、主要事業といたしましては、予算説明資料の13ページにある3、快適で住みよいむらづくりの上下水道の充実でございます。

それではまず議案書の141ページですが、第1条では、会計予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量でございます。

第3条では、収益的収入及び支出を計上するものでして、下水道事業収益4億4,647万7,000円、前年度比5.9%の減、下水道事業費用4億1,035万1,000円、同じく0.6%の増とするものでございます。

続いて、第4条では、資本的収入及び支出を計上しており、資本的収入を2億9,592万6,000円、前年度比30.3%の減、資本的支出を3億3,205万2,000円、同じく32.4%の減としようとするものでございます。

第5条は、企業債の限度額として1,020万円を計上させていただきました。

第6条は、一時借入金の限度額として1億円としております。

第7条は、経費の流用規定を定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費と定めております。

第9条では、一般会計から受けます他会計補助金が4億8,597万7,000円と定めるものでございます。提出日は記載のとおり令和6年3月4日でございます。

説明資料362ページ、予算説明書にてご説明申し上げます。

ここから公共下水道と農業集落排水に分かれます。

まず、公共下水道の主なものについて説明してまいります。

収益的収入でございます。

1款公共下水道事業収益、本年度予算額2億3,587万4,000円、前年度予算額2億6,428万円、比較2,840万6,000円の減でございます。比較ベースで使用料は実績及び見込みから254万6,000円の増ですが、他会計補助金は減、消費税等還付金も減となっております。

364ページ、収益的収入及び支出の支出でございます。

1款公共下水道事業費用、本年度予算額2億1,092万6,000円、前年度予算額2億335万2,000円、比較757万4,000円の増でございます。

続きまして367ページ、資本的収入及び支出の収入でございます。

1款公共下水道事業資本的収入、本年度予算額2億864万1,000円、前年度予算額3億3,777万6,000円、比較1億2,913万5,000円の減でございます。減額の主な理由につきましては、令和2年度から開始した5か年事業である地方創生汚水処理交付金による国庫補助事業が、本年度で最終年度を迎えることとなり、これに伴いまして企業債は1億530万円の減、負担金は848万3,000円の減、国庫補助金

及び県費補助金合わせて3,774万9,000円の減、他会計補助金は2,239万7,000円の増となっております。

続きまして、368ページ、公共下水道事業資本的収入及び支出の支出でございます。

本年度予算額2億3,358万9,000円、前年度予算額3億9,870万4,000円、比較1億6,511万5,000円の減でございます。こちらは前述しました地方創生汚水処理交付金による事業費の減に伴い減額になっておりますが、南新井前橋線バイパスの工事費の付け替えが追記されております。

また、2目の施設利用権購入とは、群馬県が所管する玉村町にある下水処理場施設の建設負担金でございます。

続きまして、農業集落排水の予算説明書です。

370ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款農業集落排水事業収益、本年度予算額2億1,060万3,000円、前年度予算額2億1,019万8,000円、比較40万5,000円の増でございます。比較ベースで他会計補助金が減となっております。

371ページ、収益的収入及び支出の支出でございます。

1款農業修理区排水事業費用、本年度予算額1億9,942万5,000円、前年度予算額2億453万円、比較510万5,000円の減でございます。

続きまして374ページ、資本的収入及び支出の収入でございます。

1款農業集落排水事業資本的収入、本年度予算8,728万5,000円、前年度予算額8,691万9,000円、比較36万6,000円の増でございます。前年度に対して受益者分担金に変更はありません。こちらは実績等に基づく見込みであります。前年度同様に広報しんとう、ホームページによるPRや、村のイベントに出店するなどして普及率の向上、特に既存住宅の接続普及に努めていきたいと考えております。

最後に375ページ、農業集落排水事業資本的収入及び支出の支出でございます。

本年度予算額9,846万3,000円、前年度予算額9,258万7,000円、比較587万6,000円の増でございます。公共ます設置工事、マンホールポンプの修繕工事に係る費用となっております。

最後となりますが、公共下水道の国庫補助事業は令和6年度、本年度でほぼ終了いたします。くしくも私が係員として従事した都市計画課から起算して33年がたとうとしております。これからは農集排も公共下水道も維持管理の時期を迎えたのではないかと感じております。また、上水道もですけれども、これから料金の見直し検討を進めるとともに、ライフラインとしての上下水道を整備し、しっかり守っていくことをお約束し、新年度も課員一同頑張っている所存であります。

以上で、議案40号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。  
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第40号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第39 議案第43号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結について

○議長（生方勇二君） 日程第39、議案第43号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、議案第43号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書は144ページ、議案参考資料は276ページをご覧ください。

議案第43号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

議案参考資料によりご説明申し上げます。

議案参考資料276ページをご覧ください。

工事名につきましては、令和5年度（債）南小学校長寿命化改修工事でございます。

本工事は、昨年7月の臨時議会において、本契約締結のための議決をいただき、工事に着手いたしました。

当初の工期につきましては、令和5年7月5日から令和6年9月30日までの工期とし、工事を実施してまいりました。

議案参考資料概要中ほどでございますが、変更の概要をご説明させていただきます。

工事を進める中であって天井を解体したところ、断熱材が剥離していることを確認され、断熱材を含む防水材への変更が必要となりました。また、外壁に対する工事を実施するため足場を設置したところ、外壁の調査を行ったときと設計時で想定できなかった補修工事の必要性が出たため工期の延長が必要となり、今回、工期延長を併せてお願いするものでございます。

また、このための変更が必要となる3,797万2,000円の工事費の変更増を併せてお願いするものでございます。

補修工事のため、工期を令和7年9月30日までに延長したく、当該工事に係る南小学校長寿命化改

修工事請負変更契約の締結についてお願いするものでございます。

以上で議案第43号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第43号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 申し訳ございません。

議案説明の中で、変更金額について触れておりませんでしたので、ここでつけ加えをさせていただきます。

当初契約では5億6,980万円の契約を結ばせていただきましたが、今回、工期の延長と併せて、工事の変更に伴い3,797万2,000円の増額、変更後の金額につきましては6億777万2,000円の変更金額での契約を結びたいと考えております。

以上で請負変更契約の締結に係る説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） ここで事務局長より字句の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会事務局長。

〔議会事務局長 浅見英一君発言〕

○議会事務局長（浅見英一君） 本日配付させていただきました議事日程について訂正をお願いいたします。

2日目の議事日程、日程第14をお開きください。

日程第14、議案第16号の訂正についての説明をさせていただきます。

こちらの議案名ですが、榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに「地域指定」ということではありますが、こちらが「指定地域」の間違いでございました。訂正しておわびさせていただきます。よろしく願いいたします。

---

## ◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和6年第1回定例会第2日目を散会いたします。  
大変お疲れさまでした。

午後4時散会

令和 6 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

3 月 1 8 日 ( 月 )

# 令和6年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

令和6年3月18日（月曜日）

## 議事日程 第3号

令和6年3月18日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第41号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 2 議案第44号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 3 議案第42号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 5 議案第 4号 榛東村公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び榛東村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 9号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 榛東村犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 榛東村手話言語条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並

びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第20号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第22号 榛東村立小学校及び中学校の施設の解放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第25 議案第23号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について
- 日程第26 議案第24号 村道の路線の認定について
- 日程第27 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第28 議案第25号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第29 議案第26号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 議案第27号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 議案第28号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第29号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第30号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第31号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第35 議案第32号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第36 議案第33号 令和6年度榛東村一般会計予算について
- 日程第37 発委第1号 令和6年度榛東村一般会計予算執行に関する要望書の提出について
- 日程第38 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第39 議案第34号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第40 議案第35号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第41 議案第36号 令和6年度榛東村介護保険特別会計予算について
- 日程第42 議案第37号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
- 日程第43 議案第38号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

- 日程第44 議案第39号 令和6年度榛東村上水道事業会計予算について
  - 日程第45 議案第40号 令和6年度榛東村下水道事業会計予算について
  - 日程第46 議案第43号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結について
  - 日程第47 議案第45号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第11号）について
  - 日程第48 委員会調査報告について（ハラスメント行為等調査特別委員会）
  - 日程第49 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
  - 日程第50 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）
  - 日程第51 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第52 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第53 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第54 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第55 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（12名）

1番	飯塚久夫君	2番	吉澤浩一君
3番	浅見隆君	4番	齊藤将史君
5番	須田仁美君	6番	三俣実君
7番	波多野佐和子君	8番	小坂橋尚君
9番	生方勇二君	10番	善養寺孝君
11番	清水健一君	12番	早坂通君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長	山口誠一君	企画財政課長	飯塚邦守君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	早川弘行君	産業振興課長	岡部貴一君
建設課長	狩野宏記君	上下水道課長	富澤光彦君
会計課長	一倉学君	教育長	須永光明君
教育委員会 事務局 会長	足達哲也君		

---

## 事務局職員出席者

事務局 長	浅見英一	書記	新井佐智子
-------	------	----	-------

## ◎開 議

午前9時38分開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第1回榛東村議会定例会第3日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

会議に入る前に、1番飯塚久夫議員より発言の申出がありましたので、許可します。

1番飯塚久夫議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） 1番の飯塚です。

3月4日の定例会議において行った一般質問で、私の認識不足により、不適切な発言と確認不足のために、事実と異なった発言をしました。

大きい1番の3の、「高齢者、障害者、一人世帯の対応について」の質問の中で、地域支え合いマップづくり作業について、「机上論で作った防災計画かなと思っております」との、批判的な発言をしてしまいました。このことについては、地域で真剣に取り組んでいる事実を軽んずるものであり、不適切な発言であったことを深く反省しております。私の認識不足で不適切な発言をしてしまいました。おわびして取り消しをお願いいたします。

2点目です。また、大きい4問の1の「防犯灯照明のLED化について」の質問の中で、「私の家の入口にある蛍光灯なんですね。蛍光灯がまだ幾つか村内に残っております。私はLED化についても早急にしていただきたいと思っています」と発言をしましたが、執行側が現地確認をしたところ、LEDに替えたとの報告をしていただきました。私の確認不足で誤った発言をしてしまいました。おわびして取り消しをお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（生方勇二君） ただいま、飯塚議員から一般質問における質問の一部について、会議規則第61条の規定により、発言の一部を取り消したいとの申出がございました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、飯塚久夫議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

それでは、お手元に配付をいたしました日程表により会議を進めてまいります。

---

## ◎日程第1 議案第41号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（生方勇二君） 日程第1、議案第41号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

[村長 南 千晴君登壇]

○村長（南 千晴君） 議案第41号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

これまで長きにわたり人権擁護委員を務めていただきました西富美代子さんが、本年6月30日をもって任期満了を迎えるに当たり、新任の人権擁護委員として候補者を推薦させていただくものでございます。

今回推薦させていただきます高橋静江さんは、山子田地内にお住まいの方です。高橋さんはヘルパー2級の資格も取得されておりますが、平成14年11月から現在に至るまで、障害者や障害児に関わる仕事に携わっており、障害のある方をはじめとする弱い立場の方々に対する理解と見識がある方でございます。

また、村の更生保護女性会や交通安全会など、これまでも様々な分野におきましてご活躍いただいております。地域での人望も厚い方でございます。

今後も豊富な知識や経験を、本村の人権教育や相談活動の場で発揮していただき、人権擁護委員としての活躍が期待される方でございます。

このようなことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会のご意見を伺い、法務大臣に対して推薦をさせていただくものでございます。ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第41号 人権擁護委員の候補者の推薦について、原案のとおり推薦することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

## ◎日程の追加

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

ここで追加議案の上程をしたいと思います。お手元に配付の日程のとおり、議案第44号を追加して、先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、これを追加して審議することに決定いたしました。

---

◇

## ◎日程第2 議案第44号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（生方勇二君） 日程第2、議案第44号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 議案第44号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

これまで長きにわたり人権擁護委員を務めていただきました小山広一さんが、本年6月30日をもって任期満了を迎えるに当たり、新任の人権擁護委員として候補者を推薦させていただくものでございます。

今回推薦させていただきます荒瀬優子さんは、新井地内にお住まいの方でございます。荒瀬さんは、長年にわたり教職として幼稚園や小学校、特別支援学校などに勤務されてきた方ですが、前橋市教育委員会では指導主事を務められ、勤務された幼稚園、小学校では園長や教頭、校長を務めるなど、行政職や管理職としての立場からも、子どもや保護者の様々な相談や人権問題に取り組んでおられました。現在も前橋市幼児教育アドバイザーを務められているほか、地域活動にも積極的に参加するなど、地域の人望も大変厚い方でございます。培ってこられた豊富な経験と知識を生かし、本村の人権教育や相談活動の場で発揮していただき、人権擁護委員としての活躍が期待される方でございます。

このようなことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会のご意見を伺い、法務大臣に対して推薦をさせていただくものでございます。

ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第44号 人権擁護委員の候補者の推薦について、原案のとおり推薦することに賛成する議員の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

◇

### ◎日程第3 議案第42号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第42号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

[村長 南 千晴君登壇]

○村長（南 千晴君） 議案第42号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。

議案第42号をご覧ください。

次の者を榛東村固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方自治法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会委員として、清水誠治氏の任期が本年3月31日で満了となりますが、引き続き公平な立場で固定資産評価審査委員会委員としてお力添えをいただけるものと考え、選任したいものでございます。

清水氏は、村職員として永年勤続され、税務課固定資産税係として、また固定資産評価補助員として、固定資産の評価に関する豊富な実務経験を有しております。その温厚篤実な性格から、地域住民からの信望も厚く、行政区長、自治会長としてコミュニティー活動の場においてもご活躍されてこられております。

令和3年4月1日に固定資産評価審査委員会委員に就任いただき、1期3年の任期満了となりますが、引き続き清水氏には委員の職責を全うしていただけるものと考えており、議会の同意をお願い申し上げます。

なお、任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第42号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### ◎日程第4 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第5から議事日程第23までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員長報告を行います。

去る3月5日、本会議におきまして委員会付託とされました、議案第4号から議案第22号までのうち、当委員会に付託されました議案に対して、一括して審査報告を行います。

3月12日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第4号 榛東村公平委員会設置条例を廃止する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び榛東村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年3月18日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 続きまして、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 去る3月5日、本会議におきまして委員会付託とされました、議案第4号から議案第22号までのうち、当委員会に付託されました議案について、一括して審査報告を行います。

3月14日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第8号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学童保育所の名称変更について質疑があり、保護者から「名称が分かりづらい」との意見があり、これに対応したとの答弁がありました。採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号 榛東村犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、群馬県設置の窓口について質疑があり、身近な窓口として対応するため設置する、との答弁がありました。採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 榛東村手話言語条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険料率の改定の周知について質疑があり、今後、広報誌への掲載や毎戸配布などで周知を行うとの答弁がありました。採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につつま

しては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 榛東村立小学校及び中学校の施設の解放に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年3月18日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 各常任委員会委員長からの議案審査報告が終了いたしました。



## ◎日程第5 議案第4号 榛東村公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第4号 榛東村公平委員会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 公平委員会の件ですが、共同設置するメリットと単独のメリットというのをひとつ、知りたいという。分からない。それからどのように議論されたか。

なおかつ、令和5年12月22日現在、ネットで調べた資料ですけれども、群馬県では単独が8自治体あるわけですね。だから、まだ単独でやっているところもあるということです。単独と共同設置のメリット・デメリットがどのように審議されたか、お聞きします。

○議長（生方勇二君） 10番善養寺議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員会の総務では、付託された皆さんで審議したんですけれども、そういう意見が出なくて、やっぱりいろんなところを調べて、次に出てくると思うんですけれども、そこに、議案第23号にあるんですけれども、やっぱり共同設置したほうがいいと思うので、廃止に決めました。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） やはり、こういうものを審議するときには、共同設置のほうが良いということならば、それなりの具体的な根拠があって判断をするべきものだと思うんですよね。ただただ、委員の方たちが共同設置のほうが良いんじゃないかと思うということでは、審議にならないと思うんですね。

以上、申しておきます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第4号 榛東村公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成10人。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第5号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第6、議案第5号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第5号 榛東村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



**◎日程第7 議案第6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び  
榛東村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について**

○議長（生方勇二君） 日程第7、議案第6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び榛東村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第6号 榛東村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び榛東村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成11。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

〔「全員じゃないよ」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前10時9分休憩

---

午前10時9分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

大変失礼しました。私の分が入っていました。

ただいまの採決につきまして、賛成10。

よって、本案は可決されました。よろしく願いいたします。

訂正しておわびを申し上げます。

---

◇

**◎日程第8 議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（生方勇二君） 日程第8、議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

**◎日程第9 議案第8号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を**

## 改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第9、議案第8号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第8号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第10 議案第9号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第10、議案第9号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第9号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



### ◎日程第 1 1 議案第 1 0 号 榛東村犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第11、議案第10号 榛東村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第10号 榛東村犯罪被害者等支援条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



### ◎日程第 1 2 議案第 1 1 号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第12、議案第11号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第11号 榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



### ◎日程第13 議案第12号 榛東村手話言語条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第13、議案第12号 榛東村手話言語条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第12号 榛東村手話言語条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



### ◎日程第14 議案第13号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第14、議案第13号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第13号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



**◎日程第15 議案第14号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（生方勇二君） 日程第15、議案第14号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第14号 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第16 議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（生方勇二君） 日程第16、議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第15号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第17 議案第16号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（生方勇二君） 日程第17、議案第16号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第16号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



**◎日程第18 議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（生方勇二君） 日程第18、議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第17号 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第 19 議案第 18 号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（生方勇二君） 日程第19、議案第18号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第18号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第 20 議案第 19 号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（生方勇二君） 日程第20、議案第19号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第19号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第21 議案第20号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第21、議案第20号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第20号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第22 議案第21号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第22、議案第21号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第21号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



### ◎日程第23 議案第22号 榛東村立小学校及び中学校の施設の解放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第23、議案第22号 榛東村立小学校及び中学校の施設の解放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第22号 榛東村立小学校及び中学校の施設の解放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を行います。再開を10時45分といたします。

午前10時28分休憩

午前10時57分再開

○議長（生方勇二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

◇

## ◎日程第24 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第24、委員長議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査報告でございますが、議事日程第25及び議事日程第26について報告をお願いいたします。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員長報告を行います。

去る3月5日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案第23号及び議案第24号につきまして、一括して審査報告を行います。

3月12日午前9時30分から、301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第23号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次の議案第24号は、委員全員において現地確認を行い、執行からの説明を受けました。

議案第24号 村道の路線の認定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年3月18日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 委員長報告が終わりました。

---

◇

## ◎日程第25 議案第23号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について

○議長（生方勇二君） 日程第25、議案第23号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

3番浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 私、文教のほうなんですけれども、公平委員会の関係で、これの予算どりの関係で、ちょっとの確認事項をさせていただきます。

1つ、それは、

○議長（生方勇二君） 浅見議員、予算の内容じゃないんで。審議をした結果に対する質疑ですから。

○3番（浅見 隆君） そうしましたら、失礼しました。

この、県に移管する前に、榛東村として、例えば執行部と職員の間とか、職員同士の関係のプライベートなことなんかのハラスメントなんかの関係というのは県に、問題が起こったときには、その組織として一括して県に申し出る体制というのはできているんですか。それだけちょっとお聞きしたいんですけれども。個人が県に言うんじゃないくて、榛東村の内部でハラスメントだとかそういうものがあつた場合、あ、公平委員会じゃないか。公平委員会じゃなくて、失礼しました。

公平委員会が開く前に県のほうに、例えば職員同士だとかそれから執行部と職員の間で何か問題が起こったときには、個人で県のほうの公平委員会のほうに行かなくてはならないのか。そのへん、ちょっとお聞きしたいんですが。できているか。

○議長（生方勇二君） 今のことを委員会で協議したかどうかの確認ですか。

○3番（浅見 隆君） そうですね、確認を、協議したかどうか。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 先ほどの浅見議員の質疑なんですけれども、当委員会では一切しておりません。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 先ほどの質問でもしましたけれども、やはり共同設置するか単独設置するかの特長・デメリットが明確でないままにこの共同設置への加入へということで、私は賛成することはできません。

以上です、つまり反対です。

○議長（生方勇二君） 次に、賛成の討論ございますか。

5番須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 賛成の立場で討論させていただきます。

本議案については、委員会制を採用している本議会での総務産業建設常任委員会での全会一致での可決とのお伺いしております。委員会制を取る委員会の委員の方々が慎重審議した結果を基に、全会一致の可決ということですので、賛成いたします。

○議長（生方勇二君） ほかに討論ございますか。

4番齊藤将史議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 共同設置のメリット、デメリットという話も出ていましたけれども、メリットについてはやはりコストカット、もう一つは人材不足、こういったことが考えられます。議論はしていませんが、委員会に、委員会では議論はしていませんが、ある意味どこの地方自治体もそういった問題が発生している。だからこそ今回、一元というわけではありませんが、ある意味においてはそういった方向性に賛同する自治体に参加するという形のものだと私は理解しています。

実際、そういう自治体が極めて多いように私は感じておりますので、本件に関しては賛成の立場を取りたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第23号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成10。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

## ◎日程第26 議案第24号 村道の路線の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第26、議案第24号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第24号 村道の路線の認定について、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第27 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第27、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第28から議事日程第35までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員長報告を行います。

去る3月5日、本会議におきまして委員会付託とされました議案第25号から議案第32号までのうち、当委員会に付託されました議案に対し、一括して審査報告を行います。

3月12日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第25号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第10号）につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、変換器の更新等の予算計上について質疑があり、経年劣化により影響は多少見られますが、本補正予算には計上は行っていないとの答弁がありました。

慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第31号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第32号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年3月18日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 続きまして、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 去る3月5日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案第26号から議案第29号につきまして、一括して審査報告を行います。

3月14日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第26号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告とします。

令和6年3月18日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 各常任委員会委員長からの審査報告が終了いたしました。

暫時休憩といたします。

午前11時13分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） ただいま委員長報告いたしました議案第29号で訂正箇所がありますので、お願いいたします。

令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）と言いましたが、第2号に訂正をお願いいたします。

以上です。

間違えました。令和5年度でした。令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）に

訂正をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前11時16分休憩

---

午前11時16分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

文教厚生常任委員会の委員長のとおり訂正をお願いいたします。

---

◇

◎日程第28 議案第25号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について

○議長（生方勇二君） 日程第28、議案第25号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第25号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第29 議案第26号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（生方勇二君） 日程第29、議案第26号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第26号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



### ◎日程第30 議案第27号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第30、議案第27号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第27号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



### ◎日程第31 議案第28号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3

## 号) について

○議長（生方勇二君） 日程第31、議案第28号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第28号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第32 議案第29号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第32、議案第29号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第29号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第33 議案第30号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算  
(第2号) について

○議長（生方勇二君） 日程第33、議案第30号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算  
(第2号) についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第30号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告  
のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第34 議案第31号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）  
について

○議長（生方勇二君） 日程第34、議案第31号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）  
についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第31号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第35 議案第32号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号） について

○議長（生方勇二君） 日程第35、議案第32号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）  
についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第32号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第36 議案第33号 令和6年度榛東村一般会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第36、議案第33号 令和6年度榛東村一般会計予算についてを議題と  
いたします。

三俣予算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

6番三俣実議員。

[予算審査特別委員会委員長 三俣 実君登壇]

○予算審査特別委員会委員長（三俣 実君） 予算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る3月5日、本委員会に付託されました議案第33号 令和6年度榛東村一般会計予算について、3月7日、委員会を開催し、委員10名、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

審査方法は、初めに各所属長から予算の概要について説明を受け、歳入予算について質疑応答を行い、次に歳出予算について款別に質疑応答を行いました。

歳入予算については、経営発展支援事業費補助金について質疑があり、本事業の実施により新規就農者に対し機械等の導入に係る経費の負担軽減を図ると答弁がありました。

1款、2款及び9款に係る歳出予算については、デマンドタクシーの試行運転の時期について質疑があり、検討委員会において協議し、実施したいとの答弁がありました。

また、公用車の更新時期について質疑があり、走行距離に応じ更新を行っているとの回答がありました。

3款、4款に係る歳出予算については、就学前教育、保育施設整備交付金について質疑があり、こども園の床暖房工事を行うと説明がありました。

5款から8款に係る歳出予算については、上野幹線舗装調査区間について質疑があり、カメラが搭載された車両で上野幹線を調査すると説明がありました。

10款以降に係る歳出予算については、学校給食費無償化について質疑があり、物価高騰、経済の停滞を考慮し、学校教育に係る支援として実施するとの回答がありました。

質疑終了後、直ちに採決を行い、全員賛成により、本委員会は令和6年度榛東村一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、その執行については、地方自治法の規定に従い、住民福祉の増進とともに最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければなりません。当委員会としては、令和6年度予算を執行する上で要望事項を次のとおりまとめましたので、提出をいたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第33号 令和6年度榛東村一般会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第37 発委第1号 令和6年度榛東村一般会計予算執行に関する要望書の提出について

○議長（生方勇二君） 日程第37、発委第1号 令和6年度榛東村一般会計予算執行に関する要望書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付の要望事項に基づき、要望書を村長宛てに提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、要望書を村長宛てに提出することに決定いたしました。

---

◎日程第38 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第38、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第39から議事日程第45までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員長報告を行います。

去る3月5日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案第38号から議案第40号までの議案に対し、一括して審査報告を行います。

3月12日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第38号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算につきましては、慎重審議の上、採決

の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号 令和6年度榛東村上水道事業会計予算につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号 令和6年度榛東村下水道事業会計予算につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年3月18日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 続きまして、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 去る3月5日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案第34号から議案第37号につきましては、一括して審査報告を行います。

3月14日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第34号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計予算につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第35号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、医療費の伸びについて質疑があり、いわゆる団塊の世代と呼ばれる方々が後期高齢者医療の対象となるなど被保険者の増のためとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第36号 令和6年度榛東村介護保険特別会計予算につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計予算につきましては、米飯給食の回数について質疑があり、安定的に確保できるか研究中との答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年3月18日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 各常任委員会委員長からの議案審査報告が終了いたしました。

---

◇

### ◎日程第39 議案第34号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第39、議案第34号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第34号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成10。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



#### ◎日程第40 議案第35号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第40、議案第35号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第35号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第41 議案第36号 令和6年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第41、議案第36号 令和6年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第36号 令和6年度榛東村介護保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第42 議案第37号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第42、議案第37号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第37号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決する

ことに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第43 議案第38号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について**

○議長（生方勇二君） 日程第43、議案第38号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第38号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第44 議案第39号 令和6年度榛東村上水道事業会計予算について**

○議長（生方勇二君） 日程第44、議案第39号 令和6年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第39号 令和6年度榛東村上水道事業会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第45 議案第40号 令和6年度榛東村下水道事業会計予算について

○議長（生方勇二君） 日程第45、議案第40号 令和6年度榛東村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第40号 令和6年度榛東村下水道事業会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第46 議案第43号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結について

○議長（生方勇二君） 日程第46、議案第43号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

暫時休憩といたします。

午前11時43分休憩

---

午前11時45分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

善養寺孝総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員長報告を行います。

去る3月5日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案第43号の議案に対し、審査報告を行います。

3月12日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行から村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第43号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結についてにつきましては、契約額の変更の増額内容について質疑があり、増額の内容は、天井を解体した結果、断熱材が剥離していたため、防水材を含む断熱材に変更した。また、足場を設置し外壁等の調査を行った結果、想定より補修工事が必要になったとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年3月18日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 委員長報告は終了いたしました。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第43号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程の追加

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付のとおり、議案第45号として追加して先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、これを追加して審議することに決定いたしました。

---

◇

## ◎日程第47 議案第45号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第11号）について

○議長（生方勇二君） 日程第47、議案第45号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 追加議案書1ページをご覧ください。

議案第45号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出それぞれ205万7,000円を追加し、総額を88億9,808万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、学童保育に係る経費の増額でございますが、本年4月から開設しようとしております南小学校におきましては、現在長寿命化改修工事が行われていることから、学童に通う児童の安全確保対策をはじめ必要経費を計上するものでございます。

追加議案参考資料の5ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

10款2項3目学校建設費、14節工事請負費205万7,000円は、南小学校長寿命化改修工事により教室までの迂回路を確保するため、北門近くの擁壁に児童の学童保育所の出入口として仮設の階段を設置するなどの安全対策に加えて、学童保育所開設に伴いまして電気メーターの設置、それから電気容量の変更などの電気工事を実施しようとするものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第11号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結……。

5番須田仁美議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 北門の擁壁に仮設の階段を設置ということなんですけれども、仮設ということではいつまでの使用の予定なのか、工事の長寿命化工事が終わり次第撤去をするのかということと、あとは入り口が1つ出来上がるということは防犯的に扉等ついていたり対策はされているのか、また階段ということで、階段を利用できない方の送り迎えがあった場合はどちらを通るのかということでお伺いします。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） まず、期間についてお答えをいたします。

今、長寿命化改修工事のために足場の設置が令和7年の2月までを予定をしております。それまでの期間につきましては、安全を配慮した場合、階段等の設置によって通る必要がございますので、それまでの期間については設置をしていきたいと考えているところでございます。

階段を利用できない方等への配慮ですけれども、この方がもしいらっしゃったという場合、またけが等で階段通れなくなった場合を想定しますと、これについては例えば平時であれば学校の校舎内を通る、またそれ以外のことについては校舎のほうをちょっと迂回をするような形で、駐車場のところから校庭を通して、校舎を通してその特別教室等のほうに行くというふうなルートになるかというふうに考えております。

3点目ですけれども、入り口が増えることについての防犯、安全対策ですけれども、こちらにつきましては階段上り上がったところに、今柵があるところに通用口をつくる予定でございますが、このところに鍵を設置をいたしまして、通常時はそこを通らないようにしながら学童に関係するときにその鍵を開けて通るということで考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第45号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第11号）について、可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第48 委員会調査報告について（ハラスメント行為等調査特別委員会）

○議長（生方勇二君） 日程第48、委員会調査報告について（ハラスメント行為等調査特別委員会）についてを議題といたします。

小板橋ハラスメント行為等調査特別委員会委員長の調査報告を求めます。

8番小板橋尚議員。

[ハラスメント行為等調査特別委員会委員長 小板橋 尚君登壇]

○ハラスメント行為等調査特別委員会委員長（小板橋 尚君） 委員長報告を行います。

ハラスメント行為等調査特別委員会に関する調査結果の報告を行います。

本委員会は、議員から職員に対するハラスメント行為があったとした抗議文に対処するため、令和3年第2回定例会において、地方自治法第109条第1項及び榛東村議会委員会条例第5条第1項に基づき、当該ハラスメントに関する調査を目的として設置されました。

委員会は、本日までに8回開催し、議員、関係職員双方から個別に事実確認を行ったところ、議員は高圧的な発言はしていない、関係職員は高圧的な発言を受けたと双方の主張は平行線でした。

また、当事者の議員は既に議員の職にないことから、事実関係を確認することは困難であり、ハラスメント行為の有無を確認することができませんでした。

今後、議員による職員等に対するハラスメント行為の事案が発生することのないよう、全議員に対するハラスメント研修会を実施し、どのような行為がハラスメントに該当するか否かを認識し、具体的にハラスメントに対する意識や関心を高く持ち続けることが大変重要となります。

また、研修の実施に加え、議会においてハラスメントの防止・根絶に向けた有効的な取組についても併せて検討していく必要があります。

以上で報告を終了します。

令和6年3月18日、ハラスメント行為等調査特別委員会委員長、小板橋尚。

○議長（生方勇二君） ハラスメント行為等調査特別委員会調査報告について、これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、調査を終了し、委員会を廃止することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本委員会は調査が終了したため廃止することに決定いたしました。

---

◇

### ◎日程第49 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（生方勇二君） 日程第49、陳情の審査報告についてを議題といたします。

善養寺孝総務産業建設常任委員会委員長から審査報告を求めます。

暫時休憩といたします。

午前11時56分休憩

---

午前11時59分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

ここで昼食休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

午後0時休憩

---

午後1時48分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

ただいまお手元にお配りをいたしました議事日程で、日程が1つずつ繰上げになりますので、よろしく願います。

それでは、会議を再開いたします。

日程第49、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会……

暫時休憩といたします。

午後1時49分休憩

---

午後1時50分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

大変失礼いたしました。

善養寺総務産業建設常任委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおりに閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◇

### ◎日程第50 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）

○議長（生方勇二君） 日程第50、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおりに閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とするこ

---

◇

### ◎日程第51 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

### ◎日程第52 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

### ◎日程第53 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

### ◎日程第54 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

日程第51、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第54、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、日程第51から日程第54までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうちお手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出

のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◇

## ◎日程第55 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（生方勇二君） 日程第55、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

清水広域市町村圏振興整備組合議会議員から報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔11番 清水健一君登壇〕

○11番（清水健一君） 令和6年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告を行います。

令和6年2月21日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和6年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催されました。

議案第1号 渋川広域消防署東分署建設工事（建築主体工事）請負契約の変更について、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第3号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合手数料条例の一部を改正する条例について、議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、議案第6号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）について、議案第7号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について、議案第8号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算について、以上議案8件が上程され、慎重審議の上、全て原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（生方勇二君） 清水健一議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（生方勇二君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。ここで、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

令和6年3月4日に開会した本定例会は、本日まで15日間、6人の一般質問、新年度予算や補正予算、条例改正など議案について熱心な審議と活発な質疑がなされ、議決いただき、閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

村民の負担軽減に配慮した新たな予算編成がなされ、もっと住みよい榛東村を目指して令和6年度の村政が執行されるものと期待するものであります。

朝夕は肌寒い日がございますが、日増しに温かくなり、春の訪れを感じる季節となりました。議員

各位には、令和6年度も議員としてのルールと品位を保ちつつ議員活動に努めていただき、執行の皆様には新たな村政の方針に沿って榛東村の発展に努めていただくことをお願いいたしまして、令和6年第1回榛東村議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 生 方 勇 二

榛東村議会議員 三 俣 実

榛東村議会議員 波 多 野 佐 和 子